

西ノ山庄治

を捉へむとして、過つて屋上より墜落す。此の時、多勢四方より馳せ來りて、間もなく消火したり。而して雪治は彼の怪漢を捕へむと、頻に助勢を求めしも、消防の混雜中遂に其の所在を失ひたれば、近傍を嚴探する時、彼は西ノ山、庄治なりと云ふものあり、同村大西某之を聞くや、直に丸龜に走り、當時探偵の敏腕家と稱せられし三崎某に密告する所ありしかば、時を遷さず、善通寺村、西ノ山に來り、竊に其の家を窺ふに、庄治が床下に潜伏して、顫動しつゝあるを發見し、之を捕縛して警察署に引致せりと云ふ。然るに此の大罪人は、審問の結果遂に狂人にして、最も大火を見るを喜ぶの質あり、所謂病的發作の犯行なれば、其の間財貨を剽竊したる等の形跡なきを以て、全く精神病者として處分されたり。當時此の狂漢、數月に亘り、而かも近村のみに於て、數十戸の家屋を焼き、巨額の損害を與へたるか如きは、警察界に手腕家乏しき時代として、速に此の禍根の何れに在るやを看破し得ざりしに因るならむも、未だ曖昧の域を脱せざりし、社會の下層に於ては、雷に之を不審火とし、神佛の祟禍なりと懷憶し、専ら迷信上より出づる祈禱、修法を行ふて、少も他に怪疑を措かさりし事も、亦禍を擴大せしめたる一因ならむ。本年も腸窒扶斯病の流行ありて、多數の同胞を懊惱せしめ、幾多の身命を奪取さるる等、其の數四百八十七人に達し、全縣下の

狂人

腸窒扶斯

實布埜利亞
發診室扶斯

華族

五等爵

松平伯爵
京極子爵

連合町村

七十二役場

三十二役場

同患者數に比し約其の半數を算せり。此の他實布埜里亞三十九人、發診室扶斯三十五人等の患者を發せり。是れ前年病毒の蔓延熾なりし餘殃とす。一般衛生の振はざりし時代に在りては、又必然の結果なるへし。

七月七日、華族は始め公卿諸侯と稱して、皆東京に居住し、皇室の藩屏として、益々國家に盡したりしか、爰に授爵に關する詔勅あり。公侯、伯子、男の五等爵を定められ、公卿諸侯等五百餘人に對し、其の家格の高下に依りて爵を授け、文武の諸臣、國家に偉功を立てたる者を、新に華族に列し、伯子、男爵を授けて、其の禮遇を明にし、子孫世々永く忠貞の美を濟さしめむことを望ませ給へり。而して往時、本郡を領せし舊高松藩主松平侯は伯爵に、また舊丸龜藩主、多度津藩主たりし、兩京極侯は、各々子爵を授けられたり。

明治十八年一月十五日、客年十二月廿五日、愛媛縣布達を以つて、從前の町村、戸長役所を廢し、更に地勢の便宜に従ひ、數ヶ村を區別して、戸長役場を置く等、縣下各郡に涉りて改正ありしか、其の管轄區域及役場の位置、爰に定まり、此の日を以つて實施したり。是により、從來七十四那珂郡五十多度郡二十四役場を置きたりしもの、減して三十二那珂郡二十三多度郡九役場となれり。是れ他日、市町村自治制を施行する

の準備たりしなり。今當時改正されし、役場の管區村及其の所在地等を表示すれば左の如し。

郡名	戸長役場名	役場所在地	所轄町村名
那	通町外二十二箇町	通町	丸龜市街(町名畧ス)
	鹽屋外一箇村	鹽屋村	鹽屋村、下金倉村
	今津外二箇村	今津村	上金倉村、津森村、今津村、新田村
	中府外二箇村	中府村	地方村、山北村
	田村外一箇村	田村	田村、柞原村
	郡家村	郡家村	郡家村
	原田村外一箇村	原田村	原田村、金藏寺村
	三條村外一箇村	三條村	木徳村、三條村
	與北村	與北村	與北村
	垂水村	垂水村	垂水村
珂	東高篠村外二箇村	東高篠村	東高篠村、西高篠村、公文村

郡名	戸長役場名	役場所在地	所轄町村名
多	上櫛梨村外二箇村	上櫛梨村	上櫛梨村、下櫛梨村、苗田村
	琴平町	琴平町	琴平町
	榎井村	榎井村	榎井村
	四條村外一箇村	四條村	四條村、吉野村
	吉野上村	吉野上村	吉野上村
	五條村外一箇村	五條村	五條村、岸上村
	十郷村外一箇村	十郷村	十郷村、佐文村
	七箇村外三箇村	七箇村	眞野村、七箇村、東七箇村、鹽入村
	與島村外四箇村	與島村	横石村、岩黒村、瀬居島村、與島村、砂瀨島村
	本島村外一箇村	本島村	本島村、牛島村
	廣島村外一箇村	廣島村	廣島村、手島村
	佐柳島村外一箇村	佐柳島村	高見島村、佐柳島村
	大麻村外一箇村	大麻村	大麻村、生野村
	善通寺村	善通寺村	善通寺村

郡		度	
中村外一箇村	中村	中村、弘田村	
下吉田村外二箇村	下吉田村	下吉田村、上吉田村、稻木村	
吉原村外一箇村	吉原村	吉原村、碑殿村	
三井村外三箇村	三井村	山階村、三井村、青木村、庄村	
南鴨村外四箇村	南鴨村	葛原村、道福寺村、北鴨村、堀江村	
多度津村外一箇村	多度津村	多度津村、新町	
西白方村外二箇村	西白方村	東白方村、西白方村、奥白方村	

戸長は始め官選なりしか、去る十一年郡區町村編成後、改めて村民の公選に由りて、任命せられ、町村會の議決を以て、町村公共事業の施行に任したりしか、民選戸長は、輒近不成績なりとの理由を以て、這般の町村役場、管轄區域の改正に際し、更に戸長を官選に改めたれば、漸く發達に向はんとせし、町村自治の萌芽は爰に萎縮したるやの觀を呈せり。

二月廿四日、丸龜より松山に通ずる、伊豫街道は、先年之を國費修理の道路に編入し、單に國道と稱したりしか、今回丸龜港を起点とし、鳥坂、本山を経て、箕ノ浦の國境に

第三十一號

戸長官選

事比羅宮昇格

内閣改制

十大臣

土地臺帳

四國新道起工式

至る間、九里十八丁餘を以て、之を第三十一號と改稱せり。此の線路名は東京を起点とし、全國各府縣廳に至る、主要線路を便宜に従ふて區分し、順次、數を逐ふて號を稱し、道路行政上の事務を迅速處理するの必要より起れる改正なるへし。六月、那珂郡琴平村に鎮座の國幣小社、事比羅宮は、年を逐ふて、神德赫々として彌々高く、社頭麗々として益々榮へ、威烈洽く臻らざる所なし。爰を以つて、今年四月社格を進めて國幣中社に列せらるる旨、仰出されたりしか、今回勅使の參向ありて、嚴なる昇格奉告祭を行はせられたり。十二月、内閣改制の詔勅ありて、從來の大政官、各省卿以下を廢し、更に内閣總理大臣、宮内、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、司法、文部、農商務、遞信の十省に大臣を置き、宮内大臣を除く十大臣を以て内閣を組織し、施政の統一簡捷を圖り、紀律を嚴にし、全局の平衡を保ち、以つて政務の整理を期せしめ給ひたり。從來の地券臺帳を改め、新に土地臺帳規則を定めて、土地の所在、地番、地目、反別、地價、地租及所有者の住所氏名等を登載して、其の異動を明確ならしめ、地租徵集の基準公簿として、町村及收稅部に備付たり。

明治十九年四月、琴平神事場に於て四國新道起工式を舉行し、次て高知、徳島及本縣共に新道開鑿工事に着手したるか、爾後屢々種々の困難に遭遇したるも、漸次工程

大久保謙之

を逐ふて進捗し、巨額の費金を投して、二十三年三月終に其の工を竣へたり。而して此の新道は殆ど有志者の義捐金より成りたりと雖も、本縣三野郡財田村大久保謙之杰か、多年熱烈なる運動の結果にして、其の効績寔に甚大なりとす。依りて左に其梗槩を記さむ。

由來四國の地勢は、其の中央部に巍々たる幾多の峻峰連亘して、自然の境界を爲し、彼我の行通甚た困難なるものあり。而して相互に國産物を交易するに、僅に人馬の肩背に依るにあらざれば、能はすして、是か輸送に莫大の勞費を要し、實に忍ふへからざる不利不便あり。道路開修の必要を感ずること已に久しかりしと雖も、未だ此の大事業を興すものなかりしか、大久保謙之杰深く之を慨嘆し、遂に其の計劃を立て、東奔西走して輿論の喚起に努めたるも、當初一人として同意するものなかりしか、漸く明治十六年頃、幾多の賛成者あるに至り、大に力を得て益々奮勵し、私費を擲ちて、本郡より徳島縣三好郡を経て高知に至る線路を測量し、山川を跋渉して工事の難易を觀察し、爾來高知、徳島兩縣下の有志と議り、或は關係官廳に其の計劃を具申して賛助を請ひ、また縣會議員を歴訪して援助を求むる等、熱烈なる運動により、遂に四國新道開鑿の請願書を捧呈し、漸く機熟し時到りて、茲に各縣知事、縣會議員、

縣道二分

有志者多數來會して、盛大なる起工式を擧ぐるに至れり。其の間寒暑を厭はず、非常の熱心を以て莫大の私金を費し、幾多艱難を忍ひて、克く其の目的を遂行せり。而して本工事は爾後滿四箇年の歳月を経て終に竣成し、彼の名高き阿波國の大歩危、小歩危の峻峻も、坦々たる大道となり、車馬能く並行することを得、運輸行通上に多大の利益を見るに至りたる其の効績、蓋し鮮少ならずと謂ふへし。同月廿七日、那珂郡琴平村より多度津港に至る線路の、假定縣道たりしを廢止し、更に下吉田村、國道第三十一號線を起点とし、上吉田、生野、大麻村等を経て、琴平村、内町に至る線路、及中村、國道第三十一號線より、三井、庄村を経て、多度津港に至る二線を以て、假定縣道に編入したり。此の改廢は從來の一線を二分し、其の間の國道を除きたるに過ぎずして、他は毫も異なる所なし。七月、郡長は去る十一年、府縣官職制に依り、始めて此の官を置かれしより、判任官として官吏の下級に屬したりしか、此の月地方官、官制發布と共に、之を奏任とし、其の官階を昇して高等官に入れたり。十一月、從來丸龜署に屬せし、多度津警察分署を獨立して警察署となし、多度郡善通寺、上吉田村等の以北、十五ヶ村を管轄せしめたり。而して同時に琴平警察分署の管轄區に、幾分の異動ありしも、依然丸龜警察署に屬したり。九月十一日、始めて登記法を發布す。此の法

郡長の官階

多度津警察署

管區

登記法

炭疽熱
五十五頭
腸窒扶斯
虎列刺病
天然痘

は、土地、建物、船舶等の所有權又は物權の設定、保存、移轉、處分の制限、又は消滅等に關する事項を、此の官署に備付くる公簿に登記し、權利を確保せしむるの主義に出でたるなり。昨年より今年に亘りて、炭疽熱、畜牛傳染病流行せり。多度郡に最も甚しく、蔓延したるか如しと雖も、今其の詳細を知る能はず。されど聞く所に依れば、當時白方村、外十ヶ村に於て斃死又は撲殺せしもの牛數實に五十五頭の多きに及び、多大の損害を被りたりと云ふ。而して爾後全く牛疫の迹を絶ちしにあらざれども、幸に本郡に於ては大なる流行を見ざりき。此の歳、亦々彼の恐るべき傳染病の郡内に傳蕃したる不詳の記事を遺せり。今其の一斑を擧ぐれば、腸窒扶斯は連年の流行にて、遂に五百八人の患者を算し、全縣下總患者一千三百七十三人中、其の四割弱は、之を本郡より出せり。又虎列刺病は五月に突發せし以來、各地に流行し、益々蔓延の兆ありしか故に、豫防消毒施行の嚴密を期すると共に、凡衛生上有害となり、發病の誘因となるべき飲食物は、之か販賣を禁止し、陰に之を蓄ふるものを發見せば、直に現品を棄却せしむる等、専ら新患者發生の防遏に努め、一面病毒の撲滅に盡したるも、遂に全縣下の患者四千二百餘名に達し、本郡亦五百八十四人を算し、其の内三百四十九人の死亡者を出せり。此の外實に近年になき惡疫を發生せり。乃ち天然痘

海國防備
製艦費

の流行にして、牛痘の接種法行はれし以來、殆ど其の跡を絶ち、人生の一度は必ず免るを得ざりし病苦を脱し、天眞の美貌を保つことを得たりしに、今年縣下を通して、一千二百餘人の患者を算し、其の内本郡に一百十二人を出すの不幸を見たり。明治二十年三月十四日、海防費補助の勅諭あり。夙に海國防備の急務に付き、深く御軫念あらせられしも、國庫の未だ遽に其の巨費を支辨し易からざるを、尙はせられ、御内帑金三十萬圓を下し給はりしかは、國民恐懼し、官民續々、製艦費を獻納して、其の整備を輔けたり。

第廿二章 香川縣(現代)

第一節 分縣以降

香川縣三置
開 廳
田畑特別地價修正

明治二十一年十二月八日、勅令第七十九號を以つて、香川縣を置く。乃ち愛媛縣讚岐國を割きて、其の區域となし、高松五番丁淨願寺を以て縣廳に假用し、同月二十七日、始めて開廳事務を執れり。爰に於て本縣を廢置すること前後三回に及へり。本年法律を以つて、田畑特別地價修正を行ふ。乃ち土地臺帳面地價に依り、田「九〇三三」畑「九〇三一」各別の遞減率を以つて、毎筆に算出し、錢位に止めたり。爾後三十一年に

賜室扶斯

至るまで、此の地價に依りて、地租修正地價に、定率の二ヶ半を乗したるもの(を)徴收したり。又、此の歳、賜室扶斯荐りに流行し、本郡に於て、遂に五百七十九人の患者を出せり。

縣會議員

明治二十二年一月、縣會議員の選舉を行ふ。客年十二月、香川縣開廳の日に於て、縣會議員は三十六人を以つて定員とし、更に各郡より選出すへき、議員數を定められたれば、之により本郡は當時那珂郡四人、多度郡二人の議員を選出した。之を香川縣に於ける縣會議員選舉の始めとす。而して投票の結果、當選したる者の氏名は、回を逐ふて列記し、便宜卷末に表示するを以つて、其の氏名及爾後の選舉記事を省略す。

本郡定員

憲法發布

二月十一日、爰に 神武天皇即位紀元の佳辰を卜して、大日本帝國憲法を發布せられたり。此の日 明治天皇陛下は先づ 賢所 神殿 皇靈殿に於て、嚴なる祭典を行はせられ、憲法發布を 祖宗の 神靈に誥けさせ給ひ、其の儀畢りて 宮中正殿に於て、壯重なる憲法發布の式を擧げさせられ、文武内外、百官に向ひ 勅語を宣らせ給ひ、帝國憲法を、内閣總理大臣に授け給ふ。憲法は總て七章七十六條より成り、上は 大權より、下は臣民の權利、義務に至るまでの大原則を確立せられ、明治二十三年帝國議會開會の時を以て、憲法の有効期となし、又 皇室典範、議院法等の諸

憲法

皇室典範
議院法

紀念章

新道に櫻樹

法律を發布し、即夜群臣を召して宴を賜ひ、紀念章を頒たれたり。眞に國運益々隆昌して、寶祚天壤と共に窮極なし。四月、四國新道の一部既に成る。而して此の道は、兩側に並樹敷を設けたりしか、金刀比羅宮司は爰に櫻樹八千本を寄附し、琴平、多度津間及金藏寺、丸龜間に植付たり。されど世人の公德心に乏しき時に於て、保護の途なかりしかは、現時は僅かに其の一部に、名殘を止むるのみ。七月、琴平山に鎮座の國幣中社、事比羅宮の「事」の字を「金刀」と改む。明治四年の太政官符より、「事」の字となりしを復舊せられたり。此の月、警察管區の改正あり。那珂郡を二分し、與北、垂

事の字を改む

警察管區

派出所

讚岐鐵道

水村以北は、丸龜警察署に、其の以南各村は、琴平警察分署の管區となれり。而して多度津警察署は、多度郡一圓を管轄し、善通寺村に巡查派出所を置きたり。また各地の交番所を廢し、同時に樞要の地に巡查を駐在せしむ。之を巡查駐在所と稱したり。今年始めて鐵道の開通あり。乃ち多度郡多度津村を基點として、那珂郡琴平村に至る、七哩五鎖、同しく丸龜に至る、二哩九鎖の間に敷設す。是れ讚岐鐵道株式會社の經營にして、多度津の有志者大に社業を輔け、爰に竣成を告げたり。之を本縣に於ける鐵道の濫觴とす。而して本鐵道は諸國の旅人か、多度津港に上陸し、金刀比羅宮に參拜する者を目的とし敷設せしものにて、爾後毎年相當の收入を擧げたり。

立太子禮

師範開校

弘田川橋

金鷄勳章

市町村制施行

十一月三日、明治天皇御誕辰の佳節に當り、明宮嘉仁親王を立てて皇太子とし、古典に依り、壺切の劔を傳へ給ふ。皇基益々鞏し、億兆賀表を上りて奉祝せり。十二月、本縣師範學校の授業を開始す。先に分縣の際、校舎なき爲め、愛媛縣に依託せし生徒を召還し、高松五番町に假教室を設けて、男生四十名、女生十一名の授業を開始したり。此の年多度郡弘田村の國道線、弘田川に架橋す。由來此の地は西讃地方を経て、愛媛縣下に通ずる唯一の線路たりしも、未だ橋梁の設けなく、僅に飛石を踏むて渡渉し、車馬は常に水中を通り、出水の時は全く行通杜絶の不便ありき。されは土地の有志者之を見るに忍ひず、遂に多額の寄附を爲し、始めて堅牢なる木橋を架したり。本郡國道線路に當る、河川の架橋は之を以つて嚆矢とす。

明治二十三年二月十一日、神武天皇、天業を恢弘し、歷世之を繼承し給ひしより、茲に二千五百五十五年に達したる紀元節の佳辰に當り、神武天皇、戡定の故事に徴し、金鷄勳章を創設し給ひて、永久に天皇の威烈を光にす。而して勳章は之を一級より七級に分ち、將來武功拔群の者に賜ふて、以つて其の忠勇を獎勵し給ふ。二月十五日、法律第一號に依り、香川縣下に市町村制を施行す。此の時香川郡の一部を割きて高松に市制を布き、其の他の町村には總て町村制を施行せり。又、鶴足郡の内、

土居村
飛、村、大字
地
三町二十五
村

土居村を割きて、那珂郡に編入し、丸龜に屬す。當時縣下に於ける從來の町村は、率ね之を分合し、村名を新にせしもの多し。而して舊村名は大字として之を存し、飛地は各々所在町村の地籍に入れたり。乃ち本郡は那珂郡四十八村、多度郡二十四村なりしもの、分合の結果、三町、二十五村となれり。其の村名及舊稱を表示すれば左の如し。

郡名	町村名	舊稱
那	丸龜町	御供所町、北平山町、西平山町、瓦町、風袋町、葭町、米屋町、松屋町、魚屋町、宗古町、通町、富屋町、鹽飽町、南條町、横町、濱町、福島町、五、六、七、八、九、十番町、中府村、地方村、土居村、津森村、(字上十丁分ノ内三軒家、宅地四反二畝十歩)
	六郷村	今津村、上金倉村、新田村、鹽屋村、下金倉村、津森村 (三軒家ヲ除ク)
	南村	田村、柞原村、山北村
	郡家村	郡家村、三條村
	龍川村	原田村、金藏寺村、木徳村
	與北村	据置
	垂水村	据置

珂										
高篠村	東高篠村、西高篠村、公文村									
象郷村	上櫛梨村、苗田村、下櫛梨村									
琴平町	据置									
榎井村	据置									
神野村	五條村、岸上村、眞野村、東七箇村									
吉野村	吉野上村、									
四條村	四條村、吉野下村									
十郷村	十郷村、佐文村									
七箇村	七箇村、塩入村									
與島村	與島村、岩黒島村、横石島村、瀬居島村、砂彌島村									
本島村	本島村、牛島村									
廣島村	廣島村、手島村									
佐柳島村	佐柳島村、									
高見島村	高見島村、									

多										
多度津町	多度津村、新町村									
白方村	西白方村、東白方村、奥白方村									
四箇村	山階村、三井村、庄村、青木村									
吉原村	吉原村、碑殿村									
筆岡村	弘田村、中村									
善通寺村	据置									
麻野村	大麻村、生野村									
吉田村	上吉田村、下吉田村、稻木村									
豊原村	南鴨村、北鴨村、堀江村、道福寺村、葛原村									

此の月、法律第五號を以て、備荒儲蓄法を改正し、從來政府より各府縣への配付金及是より尠からざる金額を、縣内土地所有者より公儲せしむるの制を廢したり。されは以後は既に貯蓄したる金を運用して、非常の際、其の急を救ふに過ぎざるへし。三月、四國新道既成線(國道第三十一號線)那珂郡龍川村金倉川に架橋す。長二十四間五分、幅十五尺七寸。橋材は花崗石を用ひて甚だ堅牢なり。從來本川出水時の渡

金藏寺橋

備荒貯蓄制廢止

國會議員選

三崎龜之助
里道改修補
助

教育勅語

涉は甚た危険なりしは勿論、往々行通を杜絶するの不便ありしか、近く坦々なる大道の改修あり、爰に橋梁の完成を告げ、始めて安全、且つ容易に行通し得るに至れり。七月一日、始めて衆議院議員の選舉を行ふ。當時本縣の選舉區は、之を分ちて五區となし、那珂、多度郡を以て第四區とせられたりしか、本郡は其の候補者も少く、亦大なる競争を見ずして投票を終り、丸龜町三崎龜之助、當選したり。九月、本縣訓令を以て里道改修費、取扱規程を設け、郡市町村の事業に對し、縣費を以つて、其の三分一乃至、五分一の金額を補助することとなりしかは、爾後各郡共に里道を改修し、競ふて行通の發達を圖るに至れり。十月三十日、明治天皇は教育に關する左の勅語を下し給ふ。

朕惟フニ我 皇祖 皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ 皇運ヲ扶翼スヘシ是ノ道ハ獨リ

朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾 祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラム斯ノ道ハ實ニ我カ 皇祖 皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス 朕汝臣民ト俱ニ眷々服膺シテ咸其德ヲ一ニセムコトヲ庶幾フ

明治二十三年十月三十日

御名 御璽

文部大臣訓
示

右の 詔勅を拜したる、時の文部大臣芳川顯正は、謹て 聖意を奉承し普く 勅語の謄本を頒つに、左の訓示を以つてせられたり。

謹テ惟フニ我カ 天皇陛下深ク臣民ノ教育ニ軫念シタマヒ茲ニ忝ク 勅語ヲ下タシタマフ顯正職ヲ文部ニ奉シ躬重任ヲ荷ヒ日夕省思シテ嚮フ所ヲ愆ランコトヲ恐ル今 勅語ヲ奉承シテ感奮措ク能ハス謹テ 勅語ノ謄本ヲ作り普ク之ヲ全國ノ學校ニ頒ツ凡ソ教育ノ職ニ在ル者須ク常ニ 聖意ヲ奉體シテ研磨薰陶ノ務ヲ怠ラサルヘク殊ニ學校ノ式日及其他便宜日時ヲ定メ生徒ヲ會集シテ 勅語ヲ奉讀シ且意ヲ加ヘテ諄々誨告シ生徒ヲシテ夙夜ニ佩服スル所アラシムヘシ

知事の注意

當時香川縣知事林董は、師範學校及郡市役所へ訓令するに、今般忝くも教育に關する勅語を下し、皇國固有の大道を明にし、臣民の歸嚮する所を知らしめ賜ふ。聖意を奉承し、文部大臣は、勅語の謄本を作り、普く學校に頒ち、教育の職に在る者に訓示して、一に則を斯に取らしむ。師範學校の如きは、小學教員を養成する所にして、縣内小學校の模範なれば、自ら其の職責重し。又從來教育の狀況たる、或は智育に偏し、德育に乏しきの感あるを免れざるものあり。自今教育の職に在る者は、宜しく聖意を奉體し、居常其理を推明し、其の實を現はし、其の弊を矯むるに、身を以つて率先し、薰育陶冶に従事すべく、殊に文部大臣の訓示に基き、學校の式日、其の他便宜に日時を定め、生徒を會集して、勅語を奉讀し、其の義を敷衍して、精細に解釋し、常に服膺せしむべき主旨を以つて、懇篤なる注意を與へたり。十一月二十五日、此の日を以つて帝國議會を東京に召集せらる、乃ち本郡選出衆議院議員三崎龜之助、郡民の輿望を擔ふて上京す。此の月二十九日、明治天皇、貴族院に、行幸せられ、盛大なる開院式を挙げさせられ、親しく勅語を賜ひ、爰に第一帝國議會を開く、大日本帝國憲法は、此の日を以つて始めて始めて其の効力を生ず。十二月、縣下の郡書記總員を九十二人とし、那珂多度郡は十七人を以て定員とせり。此の年八、九月の交、虎列刺

第一議會

郡書記定員

虎列刺

病流行し、一時は到る所に發生せり。就中本郡は最も其の猖獗を極めたるが、十月に至り漸次衰退するを得たりと雖も、當時全縣下に於ける該患者總數三千三百八十餘人中、本郡は實に一千六十人の多數を算し、死亡者四百四十六人を出せり。

臨時選舉

三崎龜之助

新道を假定
縣道とす

明治二十五年二月十五日、衆議院議員の臨時選舉を行ふ。昨年第二帝國議會に於て、衆議院は豫算の事より、政府と衝突し、議論激しく甚た紛擾を極め、十二月二十五日遂に衆議院解散の命ありしに因るなり。而して投票の結果本縣第四選舉區即ち那珂多度郡に於ては、丸龜町三崎龜之助再選せり。四月二十二日、多度郡多度津港より三野郡財田村猪鼻峠國境に至る線路、那珂郡龍川村大字金藏寺及琴平町を通過する道路、即ち四國新道の一部を始めて假定縣道に編入し、同時に多度郡吉田村國道より、琴平町に至るもの及同郡筆岡村國道より、多度津港に至る、二線の縣道たるを廢止したり。されは此の二線路は自然里道となり、町村費の負擔に屬せり。七月一日、多度郡多度津町大字新町の海濱に、一等測候所を設置し、爾來晴雨、風向、溫度等氣象全般を觀測、報道し、以つて一般の參考に資し、或は警報を發して、天災地變の非常を警戒する等遺す所なし。是より航海、産業等に付ては、各種報道を參考として、甚た利便を見るに至れり。此の年、始めて小包郵便規則の發布あり。容積小なる物品

測候所創設

小包郵便

腸室扶斯

等は是より郵送の便あるに至れり。今年も腸室扶斯病流行し、四百二十人の患者を出せり。全縣下同患者總數の約三分一は、本郡内の發生なりき。

高等小學校

明治二十六年、去る二十一年以降、高等小學校は小學義務教育の施設に影響なからしめむか爲め、一郡若くは數郡を區域として一校を設け、小學校令の施行に際しても、尙存續を認めたりしか、今年三月限り之を廢止し、總て小學校令に依らしめたり。

溜池數

五月二十二日、郡内の溜池は滿濃の大池を始め、其總數六百十數個の多きを算し、禾稻の養水、殆ど池水に依らざるはなし。從ふて是か經費甚た尠からすと雖も、其の管理は古來の習慣に由り、一種特選の法に依る、水掛り惣代等に於て、之を取扱ふを以て、其の間或は多少の弊なき能はざるものありと雖も、未だ現今の法規に據りて、處理するもの少し、されど滿濃池は近縣に名高き、讃岐國最初の大池にして、幾多の歴史を有し、且つ其の關係區域も亦甚た廣きを以て、前に法律に準據し、舊慣を參酌して、規約を置きたりしか、此の日、本縣知事の認可を得たり、之を滿濃池普通水利組合と稱す。爾來其の規約に依りて四十人の議員を置き、組合費の賦課方法及施設經營の事を議し、其の收支を明にし、將來關係町村の利益を均等ならしむるの途を確立せり。而して本郡長之を管理す。十月二十日、豊田郡大野原國道より、三木郡平井村

水利組合

滿濃池

假定縣道上道線

に至る線路を、假定縣道に編入し、之を上道線と稱す。爰に於て那珂郡琴平町より板井、四條村を経て阿野郡瀧宮村に通する道路、再ひ縣費支辨のものとなれり。また同時に多度郡多度津町より同郡吉原村國道第三十一號線に達する(四箇村大字青木、山階を貫通す)里程一里八丁餘を改めて假定縣道に編入し、之を吉原線と稱せり。

吉原線

郡書記増員

十一月二十三日、縣下郡書記定員を百七人に増員す。此の時本郡二人を増して、二十人となれり。十二月、那珂郡琴平警察分署獨立して琴平警察署となる。今年盛夏の交、全く降雨なきこと二十餘日に及ぶ。而して其の前後を通算し、本郡の雨量を見るに、三十八日間に於ける時々降雨、一坪平方に付僅々一斗八舛餘に過ぎず。而かも此の間最も稻田養水の必要なる時期なりしかは、池水拂底し、尠からざる早損を被りたり。此の年再ひ天然痘流行したるも、種痘を行ひし結果、本郡の患者は二十

天然痘

六人に過ぎざりしは幸なりき。此の歳より、那珂郡六郷村に於て、新嘗祭 供御の米粟を作りて獻納したり。新嘗祭の 供御は、往古は國を定めて貢獻せしを、維新以後は、大藏省又は東京府より獻納せしか、其の後新宿の 御苑に於て作らせ給ひしものを充てさせられたり。抑も此の御祭典は、天孫降臨の始めより、歴代變易あることなき大典にして、年々の新嘗祭に於て報賽の儀を行はせ給ひ、益々農事を勵ま

輪番	送納	精撰	設備	耕作地	精米精粟
----	----	----	----	-----	------

しめ給ふ、最も重き祭祀なれば、國民たるもの 聖意を奉體し、昨二十五年、各府縣知事より、新嘗祭 供御獻納の義を願出、輒ち 御嘉納あらせられ、爾來一府縣より精米一舛、精粟五合を獻納し、新宿御苑に作らせ給ふものと合せて、供御に奉らるることとなりしかは、本縣は之を廣く各地に耕作することとなせり、而して那珂、多度郡に於ては、地を六郷村に卜して、四箇年間之を耕作獻納したり。今其の概況を記さむ、始め六郷村長横井朋太郎は、大字今津字道上の良地を選定し、監督官廳の指示を受け、五十坪の地を劃し、周圍に柵を設けて、猥りに出入を禁し、苗代と本田に分ち、井戸を掘鑿して、養水に充る等、完全なる設備を爲し、中稻の良種を撰ひて之を培養し、粟は苗代跡地に作り、其の耕作は土地所有者、宮武正照、赤誠を單め、清淨を主とし、施肥、除草、其の他、生育上の諸事に注意し、殊に成熟したる米粟は、春臼にて杵搗き、更に箸を以つて精撰する等、最も嚴正に従事し、新穀は米二合、粟一合を、各々布囊に容れ、桐の辛櫃に納め、耕作者捧持し、村長、郡長之を擁護して、縣廳に送納す。知事は縣下各地のものを合し、精米一舛、精粟五合を宮内省に獻納す。此の舉洵に 神意に適ふ所以にして、國民の榮譽亦之に過くるはなし。されど後年此の數郡に限れる、一定地の耕作を廢し、三十年以降は各郡順次輪番を以つてすることに改めたり。

臨時選舉	三崎龜之助	銀婚式	新縣廳	清國に宣戰	東學黨	清國出兵	大島公使
------	-------	-----	-----	-------	-----	------	------

明治二十七年三月一日、衆議院議員臨時選舉を行ふ。去年第五帝國議會に於て、議長星亨の不信任及内閣彈劾を上奏し、議會の停會兩度に及び、終に解散の命あり。是によりて此の日、之か臨時選舉を行ふに至れり、而して投票の結果、本縣第四選舉區即ち那珂、多度郡に於ては、當初より議員たりし、丸龜町三崎龜之助當選せり。三月九日、天皇 皇后陛下大婚後滿二十五年に當らせ給ふを以つて、宮中に於て 御祝典を挙げさせられ、官國幣社に神饌幣帛料を 御奉納あり。大臣以下判任官に至るまで、酒饌料を賜ふ。此の日、内外國民盛に奉祝せり。世に之を銀婚式と稱す。七月、本縣廳は分縣後高松市願淨寺を假用したりしか、内町の新築廳舎落成し爰に移る、今の縣廳是なり。八月一日、清國に對する宣戰の 詔勅下る。前に東學黨の事より日清の國交遂に斷絶したるに依るなり。今其の爰に至りし梗槩を摘録せむ。從來朝鮮に東學黨と稱するあり。風教の振作を標榜し、其の勢隆なりしか、同國政府は治道に害ありとして、其の首領を刑す。信徒之を憤慨し、兵を諸道に擧げ、騷擾甚たしく、容易に鎮定に至らず。韓廷援兵を清國に求めたるに、清廷は出兵して後、之を我國に知照す。之に依り我國は、日清協力して其の擾亂を平けむことを提議せしも、清國之を斥けしかは、我政府は大島公使をして、朝鮮の獨立國たるを確めたる上、其の内政

清韓條約破棄

臨時選舉

三崎龜之助

議會を廣島に開く
軍事費
大旱魃

を改革せしめむとするも、韓廷の用ふる所とならず。蓋し清國に屬望する所ありしに由るなり。而して清廷盛に兵を朝鮮に送り、保壘を牙山に築き、海軍と相應し。また大兵を平壤に置き、南進して我兵を挾撃せむと謀る。此の時に當り、韓廷漸く悟る所ありて、清韓條約を破棄し、我國に託するに、清兵擊攘の事を以つてするや。七月二十五日、清國軍艦豊島沖に於て、先づ砲火を放ち、我軍艦を撃つ。爰に至りて終に、日清の外交斷絶し、此の日、宣戰を布告せられたるなり。九月一日、再ひ衆議院議員の臨時選舉を行ふ。此の年五月第六帝國議會に於て、衆議院は内閣の彈劾を上奏し、對外硬派の提出せる條約に關する決議案及剩餘金支出違憲の決議案等を可決し、内閣と衝突して、遂に解散を命せられたるより、更に此の日を以つて臨時選舉を行ふに至りしなり。而して本縣第四選舉區那珂、多度郡は投票の結果、前議員三崎龜之助當選せり。一年に兩度の臨時選舉ありたるは之を嚆矢とす。十月十八日、大元帥陛下既に征清の軍を派遣せられ、大勳を廣島に進め給ひしか、軍旅の急務なるものありて、第七臨時帝國議會を廣島に開く。此の議會は滿場一致して、軍事費一億五千萬圓を即決したり。此の年不幸にも近世稀なる大旱魃に遭遇して、農業上多大の損害を被りたり。古來當地方は毎年盛暑の交に至りては、降雨甚た少なく、殊に今茲

降雨無し

池底龜裂

小杓、土瓶

收穫皆無

米穀品評會

六郡聯合

赤痢

七、八兩月間に於て、那珂郡七箇村附近に多少の驟雨ありしのみにて、其の他は殆ど降雨を見ず。之に加ふるに春來、雨量少なくて、著水著しく減耗せしに、打續く炎熱は温度益々上昇し、蒸發量の多きこと、また驚くべきものあり。斯る有様なりしかば、用水缺乏し、池底乾きて龜裂を生ず。井泉の湧水亦大に減し、或は涸渴して既に汲むに水なき所ありければ、農家は無數の井を鑿ち、少量の水を得れば、小杓、土瓶を以ちて稻株に灌く等、晝夜勞力と費金を吝まず、全力を擧げて數十日間、克く給水に勤勞したりと雖も、禾稻多くは穂を出すに至らずして枯死し、收穫皆無の悲況を呈したるもの枚舉に遑あらず。本郡は常に幾許かの早損あるを免れずと雖、斯の如き大早害は實に稀なるものとす。今も日清戰役と此の大旱魃とは、世人の記憶に存するもの、故なきにあらざるへし。本春始めて米穀品評會を開きたり。近時農家は收穫の增多を圖りて、其の品種を顧みず。従ふて調製粗雜の弊を見る。殊に米に於て甚たしく、夙に之か改善の聲ありしか、爰に阿野、鶴足、那珂、多度、三野、豊田の六郡聯合し、其の改良を促進せむか爲め、米穀品評會を琴平町に開設したり。出品總點數九百五十五點にして、之れか精粗、優劣を批判し、等差を附し、以つて褒賞を授與せしもの二百十人ありたり。此の歲赤痢病流行し、全縣下に於て九千五百餘人を算す。由來本郡は之

か流行地たらさることなければ、此の年に於ても、該患者各所に發生したるか、偶々日清戦役あり、各縣人の來往、頻繁なれば、若し其の害毒を軍陣に及さむことを恐れ、銳意豫防消毒を嚴密に實行したるも、終に本郡に於て八百二十二人の患者を算したり。

盡設舎
大久保彦三
郎

明治二十八年三月、那珂郡四條村に私立盡誠舎を建て、普通科を教育す。舎長大久保

彦三郎か、嘗て京都市に於て經營せしものを爰に移せしなり。是れ近世に於ける本郡私立學校の嚆矢にして、今の私立盡誠中學校の前身なり。四月二日、那珂郡龍川

國道編入

村大字金藏寺、國道第三十一號線より、三野郡財田村猪ノ鼻峠の國境に至る、假定縣道中(琴平町)を通過する四國新道の一部(七里餘)を改めて國道に編入し、之を第三十

多度津中線

二號線と稱す。而して金藏寺より多度津港に達する一里四丁餘は、依然縣道にして、後之を多度津中線と稱せり。四月二十一日、日清干戈を交ふること十閱月に及び

日清媾和

しか、清國淪盟を悔ゆるの誠を明にし、既にして媾和條約を締結するに至り、此の日

戰鬪經過

明治天皇詔して、將來の所嚮を明にし給ひ、益々善隣の誼を厚くし、永遠に東洋の平和を望ませ給へり。されは茲に戰鬪經過の概畧を述へむ。客年七月豊島沖に於て、我海軍は敵艦を破り、陸軍亦成歡に捷つや、清兵其の主力を平壤に集むるを以て、九

黃海

月包圍して之を陥る。此の月海軍は黃海に戦ひ、敵艦數艘を撃沈して其の主力を殺

第一軍

き、遂に殘艦威海衛に遁竄蟄伏せしめたり。而して平壤を陥れたる第一軍は、鴨綠江

第二軍

畔の敵を掃蕩し、進みて九連城、安東縣、鳳凰城、大東溝、大孤山等を抜き、民政廳を安東縣に置き、軍は岫巖に冬營す。是より先、第二軍は花園口に上陸し、金州城を屠りて、十

一月旅順口に迫り、椅子山、松樹山、二龍山を攻畧し、旅順城は攻圍僅に二日にして全く我軍の占領に歸す。十二月拆木城、海城を占領し、缸瓦寨に劇戦して、大に之を破り、

威海衛

遂に蓋平城を取り、今茲一月に至り第一軍との連絡を通す。威海衛は旅順と相對する

形勝の要地にして、十餘の砲臺あり。一萬の敵兵防備を堅くして守る。既に金州半島を占領したる第二軍別働隊は營城灣に上陸し、威海衛の背側を衝き、其の砲臺を

丁汝昌

陥る。又我海軍は防材を越へて連りに敵艦を破砕する等、海陸合撃するや、敵將丁汝

昌、降を乞ひ、毒を仰きて自殺す。茲に敵の海軍全滅し、威海衛亦我有に歸す。爾來敵は、遼陽、營口等に集屯するもの十餘萬、我軍各所に轉戦し、三月、田庄臺に劇戦して之を破

南進軍

る等、終に彼か六十餘營の軍悉く撃破して、遼東半島全く我手に歸せり。此の月我南進軍は澎湖島を攻撃して亦之を占領す。是より先、清國は連戦連敗、朝野震駭して、色

李鴻章

を失ひ、媾和使を派遣すること再回に及ぶ。終に李鴻章下ノ關に來りて和を乞ふ。而

條約要項

して彼我全權委員、會見數回を経て、媾和條約を締結せり、其の要は 一、清國は朝鮮の獨立を承認すること 一、遼東半島及臺灣、附屬島を日本に割讓すること 一、二億兩の償金を日本に支拂ふこと 一、沙市、重慶、蘇州、杭州を開港し、揚子江の航行を自由となすこと等にあり、然るに此の條約調印後、傳ふる所に依れば、露、獨、佛、三國は遼東半島の割讓に異心を挟みて干渉する所あり、遂に其の言を納れ、五月八日媾和條約を交換し、遼東を還附し、銀三千萬兩の代償を納め、爰に日清の國交全く平和に復したり、此の戰役は東洋平和の爲に義憤を發して、古來自ら道義國を以つて任する、清國の非道を膺懲悔悟せしめて其の禍根を絶ち、國威を四表に闡揚したるは、畏くも 列聖の威靈と 明治天皇の神武に頼り、舉國一致軍國に盡して遺す所なきに因る。

義憤

郡内狀況

宣戰奉告祭

町村民日參

今當時に於ける本郡狀況の一斑を畧述せば、初め宣戰の 詔勅下り、官國弊社以下、縣鄉村社に至るまで、宣戰の奉告祭を舉ぐるや、民心忽ち奮起し、一致協同して、大に軍國に盡さむことを期すると共に、天祖の神佑に頼りて、大捷を遂げむことを希ひ、各町村民は五名乃至十名交代して、毎日大旗を翻して、金刀比羅宮を始め其の鎮守社に參拜し、各々真心を罩めて戰勝を祈願す。此の社參は平和克復に至るま

備軍慰勞

戰捷の因由

出征軍人

町村葬

大西佐治郎

綠綬褒章

て繼續し、到る所の道路絡繹として踵を接し、如何に農繁の時期、又は繁劇なる要務に在るものと雖も、決して之を怠りたるものなし、されは平常其の業務に精勵するは勿論屢々出征軍人の勞を犒ひ、又其の家族を慰め、家業を援けて、後顧の憂なからしむる等、忠勇を致して毫も餘蘊なかりしは、全國民と同一轍なりき、誠に旭旗の向ふ所、大捷を奏せさることなきは、上下共に其の 始祖を同ふし、古今一貫忠孝一本の此の心あるに由るなり、故を以て平和克復後、直に其の奉告祭を舉げて報養の誠を致し、俱に其の目的を達したるを歡ひ、盛大なる祝賀會を開きたり、而して此の戰役に當り、郡内常後備役軍人の出征せしもの百五十人にして、多くは第五師團の野戰隊に屬して、烈暑、祁寒の艱苦を嘗め、大敵を追ふて各地に連戰連捷し、竟に凱歌を奏して歸營し、赫々たる武勳を擔ひ、熱誠なる衆民の歡迎を受けて、芽出度歸郷したり、されど亦勇戰奮闘の間敵彈に中り、名譽の戰死を遂けたるもの三十四人あり、此れ等の忠魂義魄に對して、町村は盛大なる葬儀を營み、或は其の碑を建て、招魂祭を行ふ等、永く其の英靈を慰むるの舉に出たり。 十月十八日、那珂郡象鄉村大西佐治郎、至孝の故を以つて賞勳局總裁より、明治十四年 勅定の綠綬褒章を賜ふ、佐治郎、年甫めて十歳、其の父病に罹るや、母を輔けて、看護に盡したるも、終に起たさ

龜鑑
夜盜虫

しかは、悲哀慟哭、里人をして轉た暗涙を催さしむ。其の後、祖母眼を患ふや、日夜看侍し、自ら汚穢を濯ぎ、懇に藥餌を薦め、奉養到らざる所なかりしも治せず。終に明を失ふ。佐治郎其の心を慰めむとし、負ふて寺院に養ひ、法話に會せしむる等、専ら祖母に事へ、亦母を慰藉するに努めしこと、十數年一日の如し、郷閭其の篤行に感し、衆の龜鑑とす。之に仍りて爰に其の善行を表彰せられたり。此の歲地蠶と稱する害虫、各地に發生し、蠶豆、菜種、甘蔗等其の害を被ること甚たし。地蠶は一に夜盜蟲と稱し、稀に發生を見るも、這般の如きは曾て見聞せざる所なりと云ふ。

蠶業

蠶業は近時生糸の輸出盛なると共に、益々發達の機運に向へりと雖も、本縣の如きは從來多くは富家の子女か、一種の樂事となし、自ら手を下すもの尠なく、自然飼育に委し、從ふて收支の償はさるものありしかは、曾て之を業とするもの甚た少し。されど蠶業は農家の副業として、最も適當なる前途有望の事業たるか故に、先づ此か獎勵の第一歩として、本年度より地方税を以つて、各郡役所の區域毎に、金貳百四十圓の補助を與へ、蠶業巡廻教師を置き、之を實地に指導して、有益なる結果を示し、併て桑園の増殖、斯業の振興を勸誘したり。是より世人漸く蠶業の有利事業たるを知るに至れり。此の歲、五月以降、虎列刺病流行し、縣下の患者數三千八百

巡廻教師

第十一師管

二十五人に達す。而して本郡亦猖獗を極め、遂に六百四十人を出し、其の内二百五十四人の死亡者を算せり。

登録税

明治二十九年三月十四日、勅令第二十四號を以つて、陸軍管區表の改正あり。戦後、軍備を擴張して、師團を増設するに因る。而して、第十一師管は、丸龜、德島、松山、高知の四箇聯隊區にして、即ち四縣を管す。善通寺の師團設置は、實に此の時に胚胎せり。四月一日、登録税法を施行す。此の法律に依り、土地、建物、船舶、商會社の登記、船籍の登録、土地臺帳に關する事項、辯護士、醫師、藥劑師、獸醫、蹄鐵工、海員、版權、特許及意匠、商標、鑛業等の登録、戸籍事項の登記、國債證券の記名登録等、登録税を納付すべきこととなれり。本法中既に登記料、又は手数料を納付せしものありと雖も、新税に屬するもの尠からず。戦後經營の爲めに増税せし結果なるへし。八月三十日、朝來天候險惡にして甚た憂慮に堪へざりしか、果して暴風雨の襲來に遇ふ。而して午後四時頃より同十時頃に至る間、最も劇しき豪雨あり。殊に南方山岳部に在りては、雨頗る多量なりしかは、之か爲に大小諸川一時に氾濫して、近年未曾有の水害あり。堤防橋梁等の損害、實に尠からざりしも、農作物に至りては、其の害僅少にして、且つ人畜の死傷なかりしは幸なりき。十一月十四日、那珂郡榎井村、正七位長谷川佐太郎、公益に盡

水害

暴風雨

長谷川佐太郎

藍綬褒章

せし廉を以ちて、賞勳局總裁より、明治十四年 勅定の藍綬褒章を賜ふ。佐太郎は夙に王事に勤め、民業に竭す。就中滿濃池の修築に當りては、其の家産を傾けて盡瘁し、遂に之を完成し、郡民永遠の水利を興したる成績、洵に著明なるものありて、爰に表彰せられたるなり。(人物編参照のこと) 十二月二十一日、多度津警察署所管内善通寺村に、巡查派出所を設けたり。師團設置の計畫あり。衆人來住して取締事項、漸々多きに由るなり。 同月二十七日、郡書記定員を百十四人に改め、本郡は二十一人に増加されたり。 此の歳、梅雨期後、引續き降雨多く、是か爲に用水の汚濁甚しかりしか。夏秋の交に至りて赤痢病續發し、豫防消毒に盡したるも、遂に全縣下に於て四千人を算し、本郡一千百十五人の多數患者を出せり。また縣下各郡に、腸窒扶斯病の流行ありしも、本郡の患者は百七十三人の少數に過ぎざりしは幸なりしか。茲に一種特異なる傳染病の大流行を見たり。之れ彼の恐るべき傳染力を有する再歸熱とす。今其の概況を記さむ。本年三、四月の交、鞆足那に始めて一種の熱性患者を發し、遂に熾に縣下に蔓延せり。由來熱性病としては毎年腸窒扶斯の流行を見ざるることなかりしも、本年の如き大流行は實に稀なる所とす。彼の再歸熱は、先に清國に流行を極めたる、傳染力の最も烈しき熱病にて、一度細民部落を襲へば、全住民を侵さされ

普通寺巡查派出所

郡書記増員

赤痢

腸窒扶斯

再歸熱

清國に流行

特異の病症

は止まざる猛惡なるものにして、古來本邦になかりしか故に、當初は之を腸窒扶斯とし、或は流行性感胃なりとして處置し、其の診斷一定せざりしか、一種特異の症狀あるを認め、屢々檢診の結果再歸熱たることを發見し、五月に至り豫防規則を適用し、専ら防遏に努めたるも、其の爰に至るまで疑惑の間に多くの日時を經過し、病毒既に全縣下に瀰蔓したる後なりしかは、容易に之を撲滅する能はずして、實に慘憺たる状態を呈せり。 抑も本病の本縣に輸入したる初期を探求するに、前年八、九月の交、軍役夫の金刀比羅宮に參詣せしものより之を傳へ、那珂郡に侵入し、漸時蔓延したるもの如し。されは之を腸窒扶斯病として處置するに至りし頃は、最早流行の中期にして、更に再歸熱として發見したるときは、實に流行の終期に屬したりき而して、發令後の届出患者数は四千餘人にして、其の内本郡最も多く八百十六人を算せり。尙之を發生の當初に遡り推算するときは、本縣下に於て約一萬人を下らざるへし。而かも本郡は流行の中心たりしかは、實に輓近の一大慘事を見たり。 從來伊豫街道中、鳥坂附近の屈曲多く、且つ坂路急にして登降に困憊するもの多かりしか、此の歳、多度郡吉原村字十五丁より、三野郡大見村に至る國道中二千五十五間餘を改修して、屈曲を減し、勾配を緩徐したり。是より荷車、人車等も容易に行通し得る

輸入の初期

患者數

鳥坂道改修

補缺選舉
景山甚右衛門

に至れり。十二月二十一日、衆議院議員補缺選舉を行ふ。此の選舉は先に本郡選出衆議院議員三崎龜之助の辭職に由るなり。而して投票の結果多度津町景山甚右衛門當選せり。

國稅營業稅法

明治三十年一月、國稅營業稅法を實施す。是により地方稅を以つて、營業し來りし、營業者中、大なるものは舉げて國稅中に移り、又從來國稅營業たりし、牛馬賣買、船舶及菓子等の國稅を廢されたれば、更に縣稅營業に編入したるものあり。四月、那珂郡

煙草專賣所

榎井村に琴平煙草專賣所を設置す。政府は明年四月より葉煙草專賣法を實施せむ

善通寺警察分署

として、專賣所官制を發布したるに因るなり。六月、善通寺村に警察分署を置く。去年第十一師團兵營等の建築に方り、多度津警察署の派出所を置きたりしも、漸次警察事項煩繁となりたれば、派出所を廢して更に分署となし、善通寺、吉原、筆岡、麻野、吉田等の五村を管轄せり。七月二十日、前に善通寺村附近、市街區劃を測量したりしか、此の日縣令を以ちて其の區域を定む。乃ち善通寺村を中心として、筆岡、麻野、吉田等の一部分に涉る地域を以つて市街豫定區劃となし、家屋建築規則を發布し、新に

市街豫定區劃
家屋建築規則

家屋の建築、改修を爲さむとするときは、豫め其の場所、構造及期間等、警察官署の認可を要することと爲し、衛生上を顧慮して、種々の制限を設け、從來の缺點を除かむ

八田ウメ

とし、また街衢を整然たらしめて、兵馬の行通を便にし、他日大市街となるも、支障なきの計畫を以つて、之か實行を期したり。九月十日、那珂郡本島村大字牛島、八田ウメ、至孝の故を以つて賞勳局總裁より、金貳拾圓を賞賜せられたり。ウメは八歳の時より盲目の母に事へて日夜怠らず、また父の業を爲す能はさるに至りては、獨力を以つて家計を支ふる等、二十年間一日も奉養を缺かさりし其の孝行を表賞せられたるなり。(人物編に詳なり) 八月、全縣下に浮塵子發生し、漸次繁殖して蔓延の兆

浮塵子

ありしかは、縣令を以つて之か驅除豫防を行はしめ、告諭を發して十分注意を促したるも、終に稀有の慘害を蒙りたり。浮塵子は古來「コムカ蟲」と稱し、非常の蕃殖力を有し、稻の發育最も盛なる歳に生し易くして、良作の田には往々之を見ることあるを以つて、世間誤て豊年蟲と名付け、敢て怪まざるものありしか如し。近くは去る十八年に於ても此の害蟲發生せしか、遂に之を覺知し、豫防撲滅に盡し、幸に慘害を被るに至らざりき。されは今茲縣令發布以來、官民共に全力を舉げて驅除豫防に盡したるも、未だ實驗に乏しく、また其の蕃殖甚だ速にして、容易に撲滅するを得ざりしかは、屢々命令を發し、官吏を派遣し、幼蟲に對しては注油驅除し、成蟲は幕狩りする等、數回連續して一齋驅除を行はしむる等、有らゆる方法を盡したり。されど時恰も

コムカ蟲

豊年蟲

幕注
狩油

出穂期に際し、未だ此の害蟲の恐るべきを知らずして、驅除の却て稻の成熟を害せむことを恐れ、或は其の勞力と費用を厭ふもの多くして撲滅に至らず。終に非常の慘害を被り、其の收穫約平年の半に過ぎざりき。十月一日、貨幣法を實施す、金貨本位の制、爰に確立せり。而して貨幣は純金の量目二分を以ちて價格の單位となし、之を圓と稱す。圓の百分一を錢と云ひ、錢を十分して厘と稱す。其の種類總て九種あり。左に量目品位等を表示す、

種	類	量	目	單	位	直徑(曲尺)
金貨	五拾貳拾圓	四、四四四 二、二二二 一、一一一	純金	九〇〇	五、七九五	
銀貨	拾貳拾錢	三、五九四 二、四三七 一、八七二	純金	八〇〇	一、〇三三	
白銅貨	五錢	一、二四四	銅	七五〇	一、〇七四	
青銅貨	壹錢	一、九〇〇 九五〇	銅	九五〇	一、〇九二	
			錫	四五〇	一、〇九二	
			亞鉛	一〇〇	一、〇七二	

此の後、明治三十九年及同四十年に、補助銀貨の量目、直徑等の改正あり。即ち五十錢は二匁七分、徑九分。貳拾錢は、一匁〇八厘、直徑六分七厘。拾錢は六分、直徑五分八厘となりたり。

避病院

風土病

臨時選舉

堀家虎造

琴平公園

明治三十一年一月、市町村の支出に對する傳染病豫防費及避病院建設費等を、縣費より補助するの規程を發布し、以つて豫防消毒實施の完璧を期するの舉に出てたり。明治九年傳染病豫防法發布以來、已に二十餘年を経過し、幾度か法規を改めて嚴密となし、病毒の發生を防止せりと雖も、赤痢、腸窒、扶斯等は、恰も本縣風土病の如く、毎年流行を見ることがなく、是か爲に多くの人命と費金を失ひ、延ひて地方事業の振興を阻止すること、甚大なるものあるを以つて、此の毒惡を艾除せむとするの主旨に在り。而して當時本郡内に、傳染病院を設置したりしもの數村に過ぎざりしか、爾來此の規程に依り、漸次其の施設經營を完成するに至り、往時の如き大流行を免るを得たり。三月十五日、帝國議會衆議院議員の臨時選舉を行ふ、去年十二月二十五日、第十一帝國議會に於て、衆議院は内閣不信任案により解散ありたるに由る、而して第四選舉區乃ち那珂、多度郡に於ては、投票の結果、那珂郡板井村堀家虎造當選したり。三月二十一日、此の日始めて琴平公園を開く。本園は那珂郡琴平町愛宕

德久知事

農事試驗場
創設

琴平工業學
校

臨時選舉

堀家虎造
滿濃池樋替

山脈の一部、天神山の東方に於て、約八丁貳段歩の山林を劃して其の區域とす。元是れ琴平山官林なりしを、先に德久知事之か讓與を稟議し、終に公園と爲すに至れり。然れども、園中素より綠葉森々たる木公の、雜然參差たるのみにして、谿壑、湍水の觀るへきものなく、千紫萬紅の稱すへきものなしと雖も、山上の眺望四時共に人目をし、豁然喜樂せしむるものあり。爾來幾多の經營を施したれば、九折を辿りて逍遙せは、甚た爽快の氣に富むものあり。四月本郡に農事試驗場を設置し、事務所を吉田村大字稻木、那珂、多度俱樂部内に置く。而して其の經費は各町村の協議費を以て之に充て、始めて米麥作の試験を爲せり。四月十八日、那珂郡琴平町に、町費を以つて工業徒弟學校を設置す。生徒定員八十名にして、實科を木工、金工の二とし、更に木工科を挽物、指物、彫刻、髹漆の四に、金工科を鑄造、彫刻、象眼の三に分ち、在來の町役場を校舍に充て、職員五名を聘し、生徒三十六名を收容して、此の日開校式を擧げたり。八月十日、衆議院議員の臨時選舉を行ふ。此の歳六月、第十二帝國議會に於て、衆議院は増稅案に付、内閣と衝突し、遂に解散を命せられたるに由るなり。而して本縣第四選舉區、即ち那珂、多度郡に於ては、投票の結果、前議員たりし、榎井村堀家虎造當選したり。那珂郡滿濃池の樋管は明治三年の築造にて、木造部既に腐朽せしかは、同池

槽 樋
堅 樋
底 樋
工 費
虎 列 刺
赤 痢
地價修正

水利組合會は、是か改築を議決し、六月其の工事を始め、十月全く竣成せり。樋管(世に搖ども云ふ)は四個の槽と、長大なる埋樋より成りて石穴に通す。而して槽は渚畔の一番より順次階を爲して、池底の四番に至る。其の間に通する水道を縦樋(幅四尺二寸、高一尺八寸、長十八間)と稱し、四番槽より石穴に通するものを底樋(幅四尺二寸、高二尺二寸、長七間)と云ひ、縦樋其の一端に連る。上位三個の槽は各々方二間、四番槽一に泥吸ども云ふ)は二間に三間にして、各々蕪木を以つて水口を開閉す。總て松材を用ひ、甚た堅牢なり。此の改築費總額一萬三百餘圓を要し、二箇年度繼續事業として終に完成せり。今秋、那珂郡象郷村に始めて虎列刺病患者二名を出し、爾後各郡に散發したるも、銳意、豫防、消毒に盡ししかは、本郡には幸に蔓延を見ずして終熄せり。されど、赤痢病の流行を免れずして、本郡の患者四百五十九人を算し、全縣下の同患者總數に對し約四割以上を出せり。明治三十二年二月一日、田畑地價特別修正を行ふ。戰後國防の充實及諸般の施設經營の爲め、増稅を爲すに當り、從來の地價は概して地力に適切ならざる所あるに因る。而して是か修正は全國各郡の低減すへき地價格を定め、土地臺帳面、地價總額か、其れより以上なる地方にのみ修正を爲したり。當時本郡に關する地價修正總額を

舉ぐれば左の如し。

地價額	低減率	増税	郡廢合	丸龜市	郡衙位置
那珂郡 田地價金九萬三千五百六圓六十一錢					
多度郡 田地價金九十一萬七千三百九十七圓四十三錢 畑地價金二萬四千五百一十一圓七十六錢					
<p>前記地價總額を以つて修正額の限度となし、低減率(那珂郡田、八七九、畑、九六五、多度郡田、畑地價總額に於て、參拾參萬五千參百參拾四圓參拾貳錢を減したり、されど増税は此の修正地價及其の他の地價に對し、明治三十二年分より同三十六年分迄、地租に於て地價千分の八、市街宅地地租に於て地價百分ノ二箇半を増徴したり(此の地租増徴は四十三年に至りて改正せり) 四月、郡制の實施期漸く迫りしかば、法律第四十一號を以つて從來の郡を廢合す。乃ち本縣舊十二郡の内、大内、寒川、三木、山田、阿野、鶴足、那珂、多度、三野、豊田の十郡を廢合して、大川、木田、綾歌、仲多度、三豊の五郡と爲し、那珂多度郡の廢合と同時に、其の一部を割きて新に丸龜市を置く、之れに香川、小豆、及高松市を加へ、本縣總て二市七郡となれり。而して丸龜市の獨立に依り、本郡役所の位置を善通寺村に定めしも、其の廳舎なきを以つて、當分丸龜市に置きたり。警察管區の改正あり、善通寺警察分署は、獨立して本署となり、多度津、琴平の二</p>					

善通寺警察署
 多度津分署
 琴平分署
 田中真一
 藍綬褒章

警察署を廢して分署と爲し、善通寺署に屬す。而して善通寺署は從來の管區五村に、象郷、與北、垂水を加へ、象郷は此の歳六月琴平分署に轉屬す。多度津分署は多度津、白方、豊原、高見島、佐柳島の一町五村、琴平分署は高篠、象郷、以南の一町九村を管轄し、其の以外は總て丸龜警察署の所管に屬せり。四月十八日、本郡本島村長田中真一、公同の事務に勤勉なるの故を以つて、賞勳局總裁より、明治十四年勅定の藍綬褒章を賜ふ。真一夙に村政に従ふて聲望あり。町村制施行以來數次村長に選まれ、克く自治の發達を圖り、學校を建て、道路を修め、埠頭を築き、惡疫を防ぎ、村有財産を蓄積す。殊に木綿製造所を設けて貧民の婦女に恒産を授け、販路を韓國に擴め、遂に本島近傍の一産物たるに至る。また諸務整齊、衆民輯和する等四十有餘年、村治に盡したる効勞顯著なるを以つて、其の善行を表彰せられたるなり。五月十四日、多度津町に始めて幼稚園を開設す。近時教育の進歩に従ひ、幼兒訓育の必要上、町費を以つて園舎を設備し、爰に開園を見るに至れり。本郡の幼稚園は之を以つて權輿とす。爾來學齡に達せざる幼兒を收容保育し、園兒増加に由り副築を爲し、其の後幾多の變遷ありしも益々隆なり。

多度津幼稚園

第二節 郡制實施以降

郡制實施

明治三十二年七月一日、此の日を以て郡制を施行す。往時郡は一種の行政區劃たりしも、維新後明治十一年までは、單に地理上の名稱に過ぎざりしか、郡區町村編成法に依り、再び行政區劃に變し、二十三年郡制を發布し、自治團體となし、地方自治を全からしめむとせしも、郡は本來官治行政區劃にして、市町村とは其の趣を異にするものあり、之を實施したる府縣甚だ僅少にして、本縣の如き未だ實施に至らざりしか、本年三月法律第六十五號を以つて、郡制全部を改正せられ、爰に始めて其の實施を見るに至れり。而して郡は之を法人として、法律命令により公共事務並に郡に屬する事務を處理するものとし、郡會議員は十五人以上、三十人以下とし、郡内町村公民より選舉し、議長、副議長は議員中より選舉し、郡會は郡の歳入、出、豫算、決算等、苟も郡の權利義務に關する事項を議決す。又郡參事會を置き、郡會に於て議員中より五名を選舉し、郡長を以つて議長とす。凡そ郡長は郡を統轄し、郡を代表して、總ての事務を執行するものとす。當時本郡は郡會議員の定員を三十人とし、選舉區を定めて議員數を配當するに、概ね町村の區域に依り、全郡二十九町村を、二十八選舉區に分

改正郡制

議長、副議長

郡參事會

郡長

議員數

ち、高見島、佐柳島村は人口稀少なるを以つて、二村を合して一選舉區となす。每區の人口を標準とし、其の選舉すべき議員數を定めたるに、多度津、琴平、両町は各二人、其他各村は皆一人と定まれり。(此の選舉區は後年、善通寺町制實施の爲め改正して、全郡二十六選舉區となりたるも、定員に異動なかりき) 爾來本郡に於て計劃實施したること尠からず、其の事項は逐次記す所あるへし。八月、盆踊を嚴禁す。盆踊は去る十四年既に之を禁し、稍々其の勢を減したりと雖も、因習の久しき遽に廢つる能はず。竊に之を爲すものあり。二十二年更に本縣令を以つて、習慣に因る盆踊は、日時、場所を定め、警察官署の許可を受くるものとし、大に風俗上、衛生上に於て其の面目を悛めたるも、改正修約實施に際して猶之を存続するは、時運の進歩に反し、國民の品位を保全する所以にあらずとなし、爰に其の廢絶を期すると同時に、警察官の取締を勵行したる結果、爾後其の風俗全く絶へたり。此の月二十八日、朝來天候急變して次第に險惡となりしか、夕方に至り東方の烈風に雨を交へ、益々不穩となり、午後九時頃、風向西に急轉すると同時に、猛烈なる颶風に變せり。當時多度津測候所の觀測に依れば、一秒時間の風速力五十二米五、一間平方に對する風壓力二百九十ニ貫の稀有の最大風速度を見るに至り、樹木を折り、家屋を倒す等、風伯其の暴威を

盆踊嚴禁

内地雜居

暴風雨

風速力

被害數

郡會議員選舉

農事試驗場

事業擴張

實布埵利亞

擅にす。之れか爲に多數の死傷者を出すの一大慘事を現出したるも、其の間僅に數十分時に過ぎず。漸次風力減退平常に復して、翌朝全く快晴を見るに至れり。斯の如く近來の大風なりしにも拘らず、短時間なりしかは、農作物には比較的損害の多からざりしは、不幸中の幸なりしも、出水の爲めに被りたる損害の重なるものは、河川堤防の決潰十三箇所、延長五百五十五間、同破損九十箇所、延長一千六百三十九間、道路の破損三十五箇所、延長七十六間等ありき。九月三十日、郡制實施後、第一回郡會議員の選舉を、毎選舉區に於て行ひたるに、何れも平穩無事に投票を終り、定員三十人、各町村より選出ありたり、其の當選者氏名等は毎選舉別として卷末に表示するを以つて以後選舉の記事を省略すへし。仲多度郡、農事試驗場は前年の創立にして、其の試驗地の如きも、僅に一反餘歩を以つて、米麥作の試験を行ふに過ぎざれば、自然制裁を受くる事の多き、農事を改良發達せしむる機關としては、當初の目的を達する事能はされは、之か事業を擴張せむとして、有志者の寄附金を募集し、俱樂部の建物を購入し、また試験地の如きも、更に五反餘歩を増加して、主要農作物に付各種の試験を行ふこととせり。此の歳、實布埵利亞病發生し蔓延の兆ありしも、本病に就ては彼の最も有効なる血清ありて、速に之を用ふれば速に全治す。爰を

麥稈真田同業組合

信久組

縣費補助

臨時郡會

以つて大流行を見ずして終熄し、本郡の患者僅に五十六人に過ぎざりき。麥稈真田は近時豐盛の機運に向ひしかは、益々之か發展を企圖して、同業組合を設置せり。由來、本縣産の麥稈は、品質善良なりと雖も、農家は只原料のみを賣却して、真田を製造するもの稀なりしか、二、三年來漸く加工販賣するの利益多きを知り、製造家續出したりと雖も、縣下を通して約二百戸に過ぎりしも、本郡に於ては既に多度津町に信久組と稱する真田取扱店ありて、白方村盛に真田を製造し、四箇村之に次ぎ、他町村は極めて僅少なりしか、今年其の商況頓に旺盛となり、真田を製するもの亦多きを加へ、前途有望の一産物となるの狀勢を示せう。されど製造者は之を一時の流行的餘業となし、稍もすれば粗製濫造に陥らむとす。爰を以つて同業組合を設置し、營業者結合して交互警戒拘束することを約し、弊害を未萌に防ぎ、以つて内外の信用を博するの途を講したり。而して一度此の同業組合の提唱せらるるや、二市七郡の當業者翕然として一致加盟す、爰に於て縣は幾多の補助金を與へて、組合の活動を援け、當路者亦大に指導獎勵に努力する所ありて、斯業益々普及發達し、遂に本縣重要産物の一を以つて數へらるるの盛況に至れり。十一月一日、郡會議員既に定まりしかは、郡長は此の日を以つて第一回臨時郡會を召集す。而して、郡會は議員、堀家嘉

役員選舉

造假議長として、議長、副議長、名譽職、參事會員及同補充員の選舉を行ひたり(當選者は便宜、其の後のものと列記して一表となし、卷末に掲ぐるを以て爰に畧す)正副議長已に定まるや、議長は引續開會して、郡制第五十二條に依り、議事整理の爲め會議規則を定め、また議場の秩序を保持する爲め、傍聽人取締規則を設け、同月五日閉會せり。之を本郡會の權輿とす。十二月十八日、郡會既に成立したれば、郡長は此の日を以つて、第二回臨時郡會を招集す、而して會議は議長、副議長、名譽職、參事會員、費用、辨償額並に其の支給方法を審議決定し、また明治三十二年、郡歳入出豫算一千四百三十三圓餘を議決し、同月二十日閉會せり。

會議規則
傍聽人取締規則

第二回臨時郡會

歳入出豫算

通常郡會豫算額

明治三十三年二月十三日、通常郡會を開き、明治三十三年度歳入出豫算總額三萬九百七十二圓七十五錢八厘(經常部二萬一千七百七十六圓二錢八厘、臨時部九千九百十六圓七十三錢)を議決し、明治三十三年度より、同三十七年度に至る、土木費金七萬七千二百八十五圓六錢五厘の繼續年度及、支出方法を定め、郡有財産、營造物管理方法、有給郡吏員、退隱料、退職給與金、遺族扶助料及支給方法を置き、また郡制第三十條に依り、郡會の權限に屬する事項を、郡參事會に委任するの件を議決し、同月二十六日を以つて閉會したり。此の月、前に農會法及農會規則等の發布ありしも、當時町

請規程
委任條件
町村農會ノ設立

染織學校

村農會を設置せしもの稀なりしか、爰に農會令の公布ありしより、爾後共同一致して農事改善の速進を圖らむとし、農事機關の設置續々として現はれ、本郡に於ても離島部を除けば、町村農會を設けざる所なきに至れり。四月、多度津町に染織學校を開く。多度津町は商業素より盛なりしも、工業としては幾多の機業者あるも甚た振はず、又他に見るべきものなかりしかは、機業の改善發達を圖らむとして、徒弟學校規程に依り、町立染織學校を興すに至れり。本校は其の教科を本科、專攻科、速成科の三とし、更に之を染織の二部に分ち、本科生徒を五十人とし、他は定員を置かず。初め假舎を以つて實習場に充て、先づ速成科の内、織物部生徒の教養を開始す。而して此の月校舍新築の工を起す。建物三百八坪餘、敷地七百七十一坪、建築費總額金八千五百圓を要せり。九月、工事粗落成を告げ、十一月一日より新校舍に於て本科、速成科全部の授業を爲せり。本校の設立に對しては、國庫の補助金又翌年以降は縣、郡費の補助金等ありて一時盛大なりき。四月、仲多度郡農事試驗場は、本郡各町村の協議費と、有志の寄附金を以つて經營せしも、既に郡制の實施後に至りては、之を郡事業とするの適切有利なるを以つて、本郡の經營に移すこととなり、地を龍川村大字金藏寺に相し、從來の事務所を移轉し、更に附屬建物を増築し、亦實驗地を増加して、

農事試驗場を郡營に移す

事務所移轉

工事執行規程

先代池水利組合

赤痢病

實布埵利亞

北清事變

義和團

西太后

米麥蔬菜、其他農作物の試験を行ひ、播種、耕耘、施肥の適否等を明にし、以つて本郡農事の改良進歩を圖れり。八月十八日、本郡令第三號を以つて工事執行規程を公布し、郡費支辨に屬する工事竝に材料職工、人夫供給等の請負契約の方法を規程し、請負人の資格を定め、競争入札の方法、隨意契約の範圍、材料及施工検査等、苟も工事執行に關する事項は、悉く之を細定して、郡營工事執行の正確を期したり。十二月十五日、本郡六鄉村に於て、先代池水利規約を設け、是か事務に關する權限を定め、以つて費用出納の途を明確ならしめむとし、知事の認可を受け之を實施す。之を先代池普通水利組合と稱し、六鄉村長之を管理す。此の歲、赤痢病蔓延し、他郡市に比し、本郡最も流行を極め、遂に四百七十一人を算し、全縣下の患者總數一千三百六十六人に對比すれば、實に其の三分一に當る、また實布埵利亞の流行あり、縣下の患者總數二百八十二人を算せしか、此の内六十三人は本郡内の發生とす。斯の如く傳染病は流行時毎に、本郡最も多數の患者を出すは甚だ遺憾なり。此の歲、清國に事變あり、列國聯合軍を以つて北京を襲撃し、清帝を走らせたり。其の概要を記さむ。清國山東省に排外主義を抱持する義和團起り、直隸省に進み、西教徒を迫害し、外人を殺し、鐵道を破壊する等、其の勢猖獗を極む。是より前、清國は西太后、垂簾の政久しく、甚だ

端群王

居留民保護

太沽砲臺占領

連合水兵

杉山書記生

我國出兵

清帝蒙塵

權勢ありて、宮廷中權力爭奪の暗流あり、端群王亦勢力を有する排外主義者たり。團匪の亂或は王の指喉に出つと爲すものあり、形勢頗る不穩にして、列國之を傍觀するに忍ひず、居留民を保護し、公使館を警備するの必要あるに至れり。是に於て六月十日、日、英、米、獨、佛、露、伊等の軍艦は、事變に應せむか爲め太沽に集まるや、清兵既に團匪と合し、一舉して外人を掃蕩せむとするを以つて、列國は先づ太沽砲臺を占領し、列國の水兵約三百餘名北京に進み、熾に清兵の攻撃に遇ふ、英國東洋艦隊司令長官更に列國連合の水兵一千二百名を率いて北京に向ふ、途中團匪に包圍せられ死地に陥りて達せず。北京の各國公使は日々に危急に頻し、杉山書記生及獨公使等遂に殺害に遇ふ。各國人は悉く英國公使館に籠居し、官民の別なく銃を執りて防戦し、包圍中に在りて僅に生命を保つ、是により列國争ふて出兵するも、遠隔にして速に北京を援ふに足らず。我國隣邦の便を以つて、第五師團全部及第十一師團の一部を派遣し、八月十四日、長驅して北京に入り、各國公使並に居留の官民を救ふ。清帝及西太后既に西安府に走り、北京は全く列國の占領に歸せり。爰に至りて媾和の議起り、爾後一年に亘りて終に條約を締結し、清國は獨公使及杉山書記生の虐殺に對し、相當の禮を以つて十分に哀悼の意を表し、團匪を重科に處し、二年間兵器彈藥等の輸

賃 金 入を禁し、列國に對し四億五千萬圓の償金を出す。列國は公使館に護衛兵を置き、要地に守備隊を配置し、太沽砲臺を破壊することを約し、茲に其の局を結へり。之を北清事變と稱す。此の事變に於て我軍の至直嚴正なる軍紀と、勇敢なる動作とは、列國軍をして驚歎を喫せしめたり。而して此の名譽ある北京攻圍聯合軍に参加したる第十一師團歩兵第十二聯隊中、本郡出身者三十一人あり、赫々たる武勳を擔ふて凱旋したるも、不幸にして八名の戰病死者を出せり。

本郡の出征者

郡 會 明治三十四年一月二十二日、通常郡會を開きたり。而して明治三十四年度豫算に付、會議進行中、意見衝突して議論百出し、幾多の波瀾を起すこと數々ありしか、遂に圓滿なる終結を見る能はざりき。乃ち會議最終の日に於て、歳出臨時郡土木費、道路改修の案件に付、議論沸騰の末、議員は二派に別れ、開議中途にして議員の退席するもの十三名の多きに達し、之か爲め一時紛擾を來し、議長、副議長、共に欲席したれば、郡制第三十六條に依り、假議長を選挙したるに、松浦英治當選して會議を繼續し、案件悉く議了して二月四日閉會を告げたり。三月十四日、郡長は臨時郡會を招集す。此の臨時會は主として、先の通常郡會に於て議決したる、歳出臨時郡土木費中、原案金額を組成する分子以外に、議會か新に道路改修線路を加へたるは、發案權を侵害す

臨時郡會

議論沸騰
議長、副議長
長缺席

豫算變更
休會、流會
假議長

議員の辭職
議長補欠選
舉

郡農會設置

事 業

大 日 線

る、越權の議決なるより、終に郡長は、其部分を取消したれば、是に對する歳入豫算の變更を要すに因るなり。而して當日は遂に開會に至らず。休會に流會を重ね、同月十六日、出席議員十五名を以つて開會したれど、議長、副議長共に欲席せしかば、假議長を選挙したるに、松浦英治當選して議事を進行せしに當日會議中、十一名の議員辭職を届出たる旨、郡長より通知あり、議長、副議長たりし議員も其の中に在りしかば、自然正副議長を缺き、會議に支障を來すを以つて、直に議長の補缺選舉を行ひたるに、松浦英治當選したれば、更に會議を繼續して、豫算の變更及追加豫算等を議了し、同日閉會したり。五月三日、郡内各町村に於ては、既に農會を設置し、著々其の事業を遂行しつゝあるもの、其の數二十二に達し、島部五ヶ村は設立する能はずたれば、爰に始めて郡農會を設置するに至れり。而して先づ本年度の事業としては、稻作立毛品評會、種苗交換會等を開催し、農會報を刊行して其の成績を發表せり。また翌年度よりは、更に各種の品評會を開き、或は町村農會員を選抜して、他府縣に派遣し、進歩發達の状況を視察し、將來の施設經營に資せしめ、且つ町村農會の事業を補助する等、専ら一般農事の改良發達を企圖せり。八月十日、本郡善通寺村、師團司令部前より大日峠を越へ、三豊郡上高瀬、勝間村を経て、笠田村國道第三十一號線に接續する

善通寺町制

道路(二里十三丁餘)の改修工事を爲し、之を假定縣道に編入せり。十一月、本郡善通寺村近隣は、第十一師團設置以後、來住者頓に増加し、商工漸次繁昌するに至りしかば、利害關係を共にすへき、接續地の善通寺及麻野、吉田の三村を以つて、町制を施行することとなり、此の月二日限り、此の三村を廢し、翌三日より其の區域を以つて、善通寺町を置きたり。而して翌年三月全町を分ちて大麻、生野、善通寺、上吉田、下吉田、稻木の六大字とせり。是れ往昔六箇村たりし區域及其の名稱に據りたるものにて、之を後世に傳ふるの主旨に外ならざるへし。此の歳、國道善通寺線完成せり。本線路は善通寺町大字上吉田、國道第三十二號線より、西直線に、同町大字善通寺字六地藏に通ずる、九丁二十二間餘にして、東京より第十一師團地に達する要路たり。其の距離甚だ短しと雖も、街衢の成立に伴ふて改修したれば、三ヶ年を費して爰に完成したり。此の歳、郡里道本島線を開通す。本線は本島村大字本島、泊り浦より小坂浦に通ずる要路にして、前年度に着手し、本年度に於て工事竣成せり。乃ち幅九尺延長四百二十一間七分、工費總額一千四百七十七圓餘を以つて改修を終へたり。また陸地部に於ては、第十一師團練兵場より、筆岡村字不動の國道に連絡する中村道、幅十二尺、延長七百二十八間二分を、工費金三千三百餘圓を以つて改修し、また善通寺町大

國道善通寺線

本島道

中村道

中央道

豫郡
豫算
類會

決算
類

祓川橋

篠原與左工
門

乗合馬車

字善通寺字尾崎より、大麻山の北麓に沿ふて、三豊郡麻村に通ずる線路、幅十二尺延長一千四百九十七間三分を開修し、之を中央道と稱す。此の工費六千五百八十五圓を要せり。

明治三十五年一月十五日、通常郡會を開き、明治三十五年度歳出豫算總額金二萬六千四百六十三圓三十七錢六厘、經常部金六千八百三十九圓三十一錢二厘、臨時部一萬九千六百二十四圓六錢四厘、及之に對する、歳入豫算を議決し、明治三十三年度決算歳入總計金二萬七千五百三十二圓二錢四厘、歳出總計二萬六千六百六十六圓九十三錢の收支の正當なるを是認し、同月二十八日閉會したり。三月、縣道上道線に於て、本郡四條村より高篠村に跨る、祓川橋の架設あり。長一百五間、幅十三尺の木橋とす。此の地土器川の上流にして、河幅甚だ廣く、渡渉に困難すること屢あり。昔寶曆、明和の頃、高篠村の志士篠原與左衛門か、毎歳冬期間、板橋を架し、僅に寒中衆人の通行に便したりしも、其後絶へて架橋したることなく、出水に當りては全く往來杜絶し、亦如何ともする能はざりしか、爰に始めて行通の不便を除かれたり。四月、丸龜、琴平間に乗合馬車の行通を開始す。近來行通機關發達し、旅客の來往益々多きに由るなり。而して此の馬車は、丸龜より金藏寺、善通寺を経て琴平に至る國道線に依り、十

學資貸與規程

五車輛を以つて頻りに往復し、行通甚た至便となれり。後年金藏寺驛より觀音寺間及琴平町、財田村間の國道又は善通寺、笠岡間の縣道等に於て、馬車の營業續々として起り、益々行路の便あるに至れり。五月、郡告示第二十號を以つて明治三十五年度學資貸與規程を公布し、五箇年以上、郡内に在住する年齢十七年以上、三十年以下のものにして、高等學校又は之と同等以上の學校に入學するものの學資供給に差支ある者に對し、郡費を以つて、一人に付一箇年金百圓の學資を無利息貸與する方法を設け、將來有爲の青年をして、高等の學術を修得せしむるの途を開き、其の人員は毎年度に於て、之を定むることとせり。而して貸與金は卒業、就職の日より皆濟まで、毎年五十圓つつを分納して、償還せしむるものとせり。八月十日、衆議院議員の總選舉を行ふ。帝國議會開設以來、其の議員選舉を行ふこと既に三回ありしも、皆解散の爲め臨時に行ひたるものにして、任期満了して總選舉を行ふは、之を以つて始めとす。選舉法は三十三年の改正に於て、大選舉區の制を採りたれば、今回の選舉區は郡市の二に分れ、郡部は五人を以つて定員とし、單記匿名となり、本縣下各郡を通して之を行ふか故に、町村の投票を郡に於て開票し、縣の選舉會に於て當選人の決定を見るものとす。而して當時の選舉に當選したるもの内、本郡榎井村、堀家虎

總選舉

大選舉區

堀家虎造

苗代短冊形

造其の一人たり。四月二十一日、縣令を以つて、苗代田の播種は、之を短冊形となし、曲尺四尺を以つて其の幅を制限したり。之れ害蟲の驅除に便ならしむるに因る。害蟲は、三十年に於ける浮塵子の被害に鑑み、爾來當業者は他の勸誘を俟たず、進むて之か豫防驅除を行ふと雖も、未だ根絶するに至らざれば、之を小面積の苗代田に於てするとき、害蟲の蕃殖を防ぎ、移植後の勞費を省き、多大の利益あるに由るなり。而して、此の苗代改良は、農事獎勵事項中最も容易に行はれ、忽ち其の形狀を一變するを得たり。九月、學資貸與規程に依り、本年度に於て學資の貸與を出願したるもの五名あり。乃ち之を許可し、京都帝國大學法科大學へ二人、福岡醫科大學へ二人、東京外國語學校へ一人の學生を入學せしめたり。此の歲、眞性虎列刺病を發生し、而かも本縣は全國流行の中心たりしか如し。從來流行の虎疫は大抵疑似症にして、眞性なるもの殆ど稀なりとす。然るに先に南清地方に眞性虎列刺を發し、臺灣を経て九州に侵入す。此の時海には入港船舶の檢疫を行ひ、陸には豫防委員を置き、連りに衛生講話を爲し、清潔法を施行し、急性病者の死亡を調査する等、各般の注意を爲さしめたり。當時已に岡山縣下に大流行あり、大に警戒を嚴にしたりしも、八月二日頃、市部に於て、吐瀉兼發の患者各所に續發し、忽ち郡部に傳播するに至りしかば、各地

大學及高等學校入學

眞性虎列刺

に檢疫事務所を設け、醫師を増置し、健康診断を行ひ、群集すべき人事を停止する等、有ゆる方法を盡して防遏に努めたるも、偶々衆議院議員の選舉競争あり、傳染病豫防の事、稍もすれば怠慢に附するの傾向あり。且つ孟蘭盆會に際し、岡山縣下より出稼人の歸來するあり。益々患者を増し、日を追ふて猖獗を極めたれば、豫防液の注射を施す等、全力を舉げて、之か撲滅に従事し、漸く十一月下旬に至りて終熄せり。其の間、縣下に於ける總患者中、眞性患者二千七百四十五人あり。而して本郡の患者總數三百七十三人に達し、死亡者百四十人を出せり。眞性虎列刺病の熾なりしは、之を始めとし、亦本縣に於て豫防液注射を行ひたるも、此の時を以つて嚆矢とす。此の歳、郡費改修里道の完成したるもの二あり。一は麻道にして十郷村大字佐文、縣道上道線より三豊郡麻村に通するものにして、幅九尺、延長三百七十八間九分を、三十三年及本年度に於て改修し、工費金一千三百三十八圓餘を要せり。又一線は多度津町より、三豊郡詫間村に通する海岸線にして、去る二十八年白方村に於て、延長八百五十間を改修したる殘部分、延長一千六百四十八間九分を、三十四年度より本年度まで繼續施工し、總工費八千一百二十二圓餘を投して竣工したり。之を下道と稱す。

明治三十六年二月二日、通常郡會を開き、明治三十六年度歳出豫算總額金二萬四千

豫算額	決算額	郡衙の移轉	總選舉	堀家虎造	産婆	看護婦	養成所
五百圓七十錢五厘(經常部金八千七百九圓八十六錢二厘、臨時部金一萬五千七百九十圓八十四錢五厘)及之に對する歳入豫算を議決し、明治三十四年度決算歳入總計金三萬八千一圓九十一錢五厘、歳出總計二萬二千四百九十九圓三十四錢五厘の收支の正常なるを認定し、同月十四日閉會せり。二月六日、本郡役所を善通寺町に移轉す。既に郡制實施に當り、丸龜市の獨立に由り、其の位置を此の地に定めたりしも、當分丸龜市に於ける在來の廳舎に執務したりしか、爰に始めて指定地に移り、大字上吉田(停車場の西方)の民屋を假用して、其の事務を執れり。三月一日、衆議院議員の總選舉を行ふ。第十七帝國議會に於て衆議院は、歳入豫算問題に付政府と衝突し、去年十二月二十八日解散を命せられたるに由るなり。而して選舉の結果、郡部五人の當選人中、當郡より多度津町景山甚右衛門、坂井村堀家虎造の二人を出せり。四月、産婆、看護婦養成規則を定め、郡事業として初めて、其の養成所を善通寺町に設置す。舊來の産婆は、學識に乏しく實際に方りて、其の處置を過まるものなしとせず。又看護婦に在りては、其の人員僅少にして、傳染病院の開設に際し、往々支障を來すことあるを以て、時勢の推移に鑑み、是等の缺陷を補足すべく、爰に其の養成所を設置するに至れり。而して修業期間を一年と定め、生徒定員を十一人とし、講師は専門の							

食費手當

赤痢

水附池水利組合

停車場道

大日線延長

醫師に囑託して、凡そ産婆看護婦に必要な學科を授け、實地に示教し、生徒は皆之を兼修せしめたるに、其の成績良好にして、翌年三月卒業し、尙産婆は内務省免許を得たり。當時斯業未だ開けず、殊に相當修學したる壯年の婦女子は、進むて入所するもの、甚だ稀なる狀況なりしかは、生徒一人に付毎月食費金三圓、手當金四十五錢宛を給與し、漸く定員の入所生を得たり。されは卒業生に對しては、其の報償として、五箇年間郡内に於て、其の業務に従事せしめ、以て斯業の刷新進歩を圖れり。七月、赤痢病發生し、流行の兆ありしか、偶々當地方に於て、機動演習在るに際したれば、檢疫委員事務所を設け、附近及行通頻繁なる市町村等に於ける、便所、下水に石灰消毒を施し、細民部落に大清潔法を行ふ等、十分豫防に盡し、終に流行を免れたり。四箇村大字山階水附池水利組合を設置す。本池は白方村大字西白方及東白方の幾部に關係するを以つて、之か組合の規約を設け、知事の認可を受け、白方村長之を管理し、以つて諸事の明確整備を期せり。十月二十五日、善通寺停車場より西方騎兵第十一聯隊兵營の西北隅に至る、七丁餘の道路(片原町の東部)を假定縣道に編入し、之を善通寺停車場道と稱す。また同所より南し、師團司令部前に於て、大日線に接續する間の道路を、縣道と爲す。之れ大日線路の竣工に依り延長したるものにて、此の全線路

羽間峠

尋常高等併置

稻採種田

臨時郡會

役員選舉

小作米品評會

二里二十八丁餘となれり。此の歲、假定縣道、上道線中、本郡高篠村大字東高篠羽間峠(世に思案坂又は殘念坂とも稱す)二百六十一間餘を改修して、險峻を緩徐し、車輛挽推の往來至便となれり。從來本郡の高等小學校は、各町村の學校組合を以つて設置するもの四校なりしか、此の歲、尋常小學校に、修業年限二箇年の高等小學校を併置することを得るに至り、爾後學校組合を解散して、尋常、高等の併置を見るに至れり。此の歲始めて、本郡に稻の採種田を設けたり。近時米の産額増加せりと雖も、品種の良否を顧されは、反つて農家經濟の不利を來すを以つて、本年度より縣下各郡に一箇所つつの採種田を設置し、熟練なる老農家に委託して、原種を繁殖し、以つて種子の交換配付を爲さしめ、其の普及を圖れり。十月二十七日、郡長は、明治三十六年第一回臨時郡會を招集す。前議員は、此の歲九月二十九日を以つて任期満了となり、翌日更に之か選舉を行ひたる結果、郡會役員選舉の必要あるに因る。而して此の臨時會は、議長、副議長及名譽職參事會員並に同補充員の選舉を行ひ、即日閉會せり。米穀の改善を促進せむとして、小作米品評會を開催す。正租米納の制、廢せられし以來、産米は年を逐ふて粗悪となり、其の害の及ぶ所甚だ廣し、殊に近時の小作米に最も其弊多きか故に、之か改善を急務として、品評會を開催し、精粗を比較し、

優劣を判し、等差を附して、褒賞を授與し、以つて改善を獎勵したりと雖も、記録の微不至きものなく其の詳細を知る能はず。十一月十三日、今上陛下、皇太子殿下に御座し坐しし時、御見學の爲め本縣に行啓あらせられ、鶴駕を栗林公園星斗館に駐めさせらるること四日、親しく縣下の状況を御視察あらせ給ふ。此の日本郡金刀比羅宮に御參拜在らせられ、また第十一師團に御臺臨、練兵場に於て觀兵式を擧げ、親しく四國健兒の勇武を御覽あらせ給ひたり。郡里道壙入道を開通せり。本線は去る二十八年以降、南方山地部に於て延長一万三百六十八間は、地元村か施工したる要路にして、神野村以北榎井、與北を経て、南村大字山ノ北に至る、延長五千六百五十一間四分の未成部分を、三十三年度より、四箇年繼續事業として改修し、郡費金九千八百十二圓餘を投して、爰に完成を告げたり。

明治三十七年一月二十五日、通常郡會を開き、明治三十七年度歳出豫算總額金二萬八百五十九圓九十七錢九厘、經常部金六千二百一十一圓七十三錢二厘、臨時部金一萬四千七百三十八圓二十四錢七厘、及之に對する歳入豫算を議決し、明治三十五年度決算歳入總計金四萬三十三圓七十五錢三厘、歳出總計金二萬三千二百二十圓七十錢五厘の、收支の正當なるを認定せり。而して、鳥坂道改修土木費、繼續年期及支出方法

皇太子殿下
行啓
壙入道
郡會
豫算額
決算額

日露宣戰

露國の異心

我國の主義

程度の讓歩

露國の戰備

最後通牒

竝に之か要費として、三十六年度追加豫算金八百十四圓は討議の結果、第二讀會に移すへからすとし、遂に廢案に歸したり。二月十日、露國に對し宣戰の詔勅下り、舉國一致外征の事に従ひ、未曾有の大戦に於て大勝を得たり。聊か其の要を摘録せむ。露國か東洋に異心を挾むや既に久しく、朝鮮及清國に於て獨り擅横の行動を採りたる事亦尠からず。殊に永久に滿州を占領せむとし、東洋平和の維持の爲に、默視する能はざる狀勢を來せり。露國か滿州を併呑するは、韓國獨立の障壁を壞ち、東洋の平和を破るを以つて、我國は清韓兩國の獨立、領土保全及商工業上の機會均等主義を保持し、日本の韓國に於ける優先權、露國の利益保護の滿州派兵等を以つて提議したるに、露國は之を拒み、而かも韓國領土の三分之一を、中立地帯と定めむこと、對案を提示し來り、反覆討議の後、我國は衷心平和を希望し、露國の聲明を信據し、極度の讓歩を以つて、韓國は露國の、滿州は日本の、相互特種利益の範圍外に置き、の境上に中立地帯を設けむことを以て回答せり。然るに露國は妥協の精神を以つて之に應せず、前説を固執し、曠日彌久、事を左右に託し、時局を遷延し、密かに軍備を擴張し、滿州樞要の地に戰備の充實に努むること急なり。是に於て此の月六日、我國は國交斷絶の通牒を與へ、戰を宣せらるるに至りたり。

總選舉

三月一日、衆議院議員の總選舉を行ふ。是れ去年十一月十一日、第十九帝國議會開會の勅語に對し、衆議院は、閣臣の施政、國運の興隆に伴はず。内政は彌縫を事とし、外交は機宜を失し、憂虞措く能はずとし、畏くも、聖鑑を仰き奉らむとするの文意を以つて、奉答せむとして、解散を命せられたるに因るなり。而して當時選舉の結果、郡部の定員五人中に、本郡多度津町景山甚右衛門當選したり。三月、本郡琴平町に始めて水道を布設す。國幣中社、金刀比羅宮の専用にして、防火と飲用を兼ね。從來水乏しかりし山腹の社内にて、清澄なる水を用ふるに至れるは、實に文明の施設と云ふへし。之を香川縣に於ける水道布置の權輿とす。前年採種田を設けて米穀品種の改善を圖り、頗る好成績を收めしかは、更に之を各郡二箇所に増加し、善良なる種子の迅速普及を圖り、益々好結果を挙げたり。郡農會は、新に巡廻教師を雇聘し、常に各町村に就きて、専ら實地の指導誘掖に努力し、町村農會事業の發展を促さしめたり。

本郡六郷村、始めて揚水機關を設け、耕地を整理して多くの水田を見るに至れり。近時綿花及甘蔗作、殆ど其の跡を絶ちし結果、稻作を増し、水利益々窮乏を告げ、地表の流水を以つてするときは、養水不足して流末の地に耕すものは、常に困難を免れずと雖も、未だ深く地下水に着眼するものなかりしか、六郷村始めて之が設備を完

地下水

揚水機關

採種田増設

農事巡廻教師

景山甚右衛門

琴平の水遣

耕地整理

象郷道

詫間線

一の橋

鞘橋移轉

成せり。乃ち金倉川の下流に埋渠を設け、蒸汽力に依りて之を汲上し、各方面に配水するものにして、是れと同時に二十四町歩餘の畑地を整理し、悉く稻田と爲したり。而して之が爲に金五千三百圓を費せりと雖も、其の結果は耕地整理より得たる、面積の増加、地價の騰貴及生産力の増加等より得るの利益尠からされは、僅に一年餘にして其の出費の全部を償へりと云ふ。本年度に於て郡里道、象郷道の改修を告げたり。本線は善通寺町大字大麻の國道より、象郷村字札ノ辻まで、幅十二尺延長八百七間七分にして、去る三十三年、三十五年及本年の三箇年度に於て施工し、總計金三千五百五十七圓餘の工費を投して之を完成したり。

明治三十八年三月十七日、本郡善通寺町字六地藏國道より、筆岡、吉原の二村を経て、鳥坂を越へ三豊郡詫間村大濱に達する線路、四里十四丁餘を假定縣道に編入し、之を詫間線と稱す。四月、縣道上道線中、本郡琴平町を貫流する金倉川に架橋す。長十二間五分、幅二十二尺五寸、之を一の橋と稱す。此の地古來彼の名高き鞘橋とて、屋蓋を有する反橋ありしも、阿波國有志の寄附したるものにして、金刀比羅宮に屬し、橋質及其の形狀、素より車馬の行通を許さされは、此と併行して平坦なる板橋ありしと雖も、巨大なる最も重き物は、運送に甚た困難なるより、鞘橋を上位に移し、更に堅

俘虜收容所

牢なる架橋を見るに至り、車馬の行通最も便利となれり。五月五日、白方村海岸寺濱に、俘虜收容所を設置し、敵國露軍の士卒一千名を收容したり。日露開戦以來、皇軍連戦連捷し、荐りに多數の俘虜ありしかば、昨年七月、既に六郷村大字塩屋、眞宗西本願寺別院坊舎を以つて收容所と爲し、三百五十名を入れたる等、各地の廣大なる建物は、悉く之を使用したるも、尙多數の俘虜あり、各地に假舎を置くに方り、爰に新設收容所を見るに至れり。而して此の收容所は、平和克復し、翌三十九年一月、多度津港に於て、露國受領委員に引渡したる後、之を閉鎖せり。八月、縣道、多度津東線中、本郡六郷村に於て、金倉川に架橋す。長十六間六分、幅十三尺二寸、之を幸橋と稱す。從來中津橋とて、木造の反橋ありしか、爰に平坦に改造して、車馬も容易に往來するに至れり。十月十六日、日露開戦以來、十二箇月にして、平和條約を締結するに至り、此の日を以つて、平和克復の詔勅を下し給へり。茲に其の經過を畧述せむ。昨年二月、外交已に破るるや、我海軍は、仁川の敵艦を破り、旅順の艦隊を攻撃して、港口の閉塞を企て、數回旅順に海戦して、敵の旗艦を沈め、提督以下多數溺死す。此の時陸軍は、鴨綠江を渡り、九連城を陥れ、鳳凰城を占領す。五月、海軍は、第三回旅順閉塞を行ふて、其の目的を達す。是より先、第二軍は、金州半島に上陸し、敵軍の南北連絡を斷

幸橋

平和克復

旅順口閉塞

陸軍の活動

金州半島

封鎖宣言

摩天嶺

滿州總司令部

遼陽進軍

敵艦脱出

上村艦隊

大山總司令官

旅順攻圍軍

東鷄冠山

つ。此の時海軍は、金州半島沿岸の封鎖を宣言す。六月、第一軍は、岫巖を占領し、第二軍は、德利寺を陥る、また聯合艦隊は、敵艦隊を旅順口外に撃破す。七月、陸軍は、摩天嶺一帶の天險を我手に收めたり。茲に於て諸軍統一の爲に、滿州軍總司令部を設く、同月第二軍は、大石橋を占領し、營口を攻畧す。八月、敵軍海城を棄てて北走し、第一軍は、柞木城を占領す。是に於て全軍一擧して遼陽に向つて進撃す。また旅順港内の敵艦は、激しき我包圍軍の攻撃に堪へずして、遂に脱出を企て、艦艇十數艘港外に走りて、南方に出動するや、我連合艦隊之を追ふて、山東角海岸に撃破す。上村艦隊は、浦塩軍港より南下する、三艦を要撃して、多大の損傷を與へ、茲に露國太平洋艦隊は、其の實力殆ど全滅せり。八月二十五日、大山、滿州總司令官は、全軍を統率して遼陽攻撃を開始し、追日敵軍に肉薄し、九月四日、遼陽を占領す。此の間十日、戦線十里に亘り、我軍の死傷一萬七千餘、敵は三萬以上を算せり。是より先、旅順攻圍軍は、八月十九日、第一回總攻撃を開始し、九月第二回を行ひ、海鼠山砲臺を陥れ、十月、鉢卷山砲臺を破る。此の時北方の敵軍、新銳の援兵を得て來るに對し、我軍之を沙河に逆撃して、遂に潰走せしむ。二十六日、第三回旅順總攻撃を爲し、十一月二十六日、第四回を行ふ。此の時、東鷄冠山方面最も激戦にして、我死傷尠からず。十二月五日に至り、二百三高地を占領し、赤

旅順艦隊全滅

皇軍大に振ふ
敵將降伏
入城式
黒溝臺

戰線五六十里

乃木軍

坂山を陥れ、我砲口は、一に港内の敵艦に集中し、命中彈二百四十八發に達し、敵の戰艦、巡洋艦、八艘を廢艦となしたり。爰に於て一時東洋に雄飛したる旅順艦隊、全く滅亡の悲況に至れり。十二月、東鷄冠山北砲臺を破壊し、年末、二龍山、松樹山等の砲臺を陥れ、旅順背面の防備殆ど我掌中に歸す。明くれば明治三十八年一月一日、連勝の勢を以つて、我軍の士氣大に振ふ。敵將「ステツセル」も百方策盡き、爲す所を知らず。要塞全部を擧げて、降を乃木攻圍軍司令官に乞ふ。二日開城規約を設け、翌日受授に着手し、十三日入城式を舉行し、旭旗再び黄金山上に飄りたり。

一月二十四日、北方の敵は八箇師團の兵を以つて南下を企て、再び黒溝臺を占領す。我軍之を聞き電馳して之を撃つ。激戰三晝夜、決死奮迅寡兵を以つて大敵に當り、遂に之を占領したり。既にして奉天會戰の機熟す。時將に渾河の結氷漸く解けむとす。彼我合して、八十萬人、砲二千五百餘門、戰線五六十里に亘り、中堅は沙河、渾河の間に對峙し、我鴨綠江軍は最右翼軍として、先づ清河城を陥れ、馬群丹を占領し、渾河の一水を隔てて撫順城を壓す。我全線渾河の右岸に至りて李門堡を奪ひ、鐵道以西に在りては、漢城堡を占領し、其の以東は塔山、万寶山の敵に薄り、懷仁方面已に奪取す。右翼軍は十日撫順城を陥る。亦最左翼たる乃木軍は、旅順攻圍の強勇を以つて、大旋

奉天占領

波羅的艦隊

日本海海戰

敵艦全滅

樺太

講和

條約要旨

廻運動を始め、撫順陥るの日、奉天の包圍全く成り、激烈なる攻撃を與へ、敵軍悉く潰亂四散し、奉天城全く我軍の占領する所となる。此の戰、敵の死傷約十萬、我に捕虜たるもの四萬、戰利品算なし。講和の議論此の時より歐米に起る。是れより先、露國の波羅的艦隊は、精銳を以つて第二東洋艦隊を組織し、長途の航海に就き、八ヶ月を費して、五月二十七日對島海峽に來り、浦蘆軍港に入らむとす。其の戰艦三十八艘あり。彼の名高き日本海々戰此に始む。而して我主艦隊は北方より之に向ひ、巡洋艦隊亦南方より壓迫し、遂に包圍の中に陥らしめ、日歿後、驅逐隊、水雷艇隊は敵艦を包圍して夜襲を行ひ、偉大の效を奏し、敵艦を轟沈す。二十八日、我主艦隊再び敵を包圍して激戰の後終に降伏せしめたり。敵の第二東洋艦隊は僅々二日にして全滅し、我一艘をも失はざりき。此の勝報中外に震動し、歐米亦盛に講和の説起れり。七月樺太軍出動し、各要地を占領して、同二十九日、悉く敵兵を降し、全島を平定せり。

是より先、米國大統領は、東洋の平和を希望し、露帝に講和を勸告し、我に賛同を求め、政府之に應ず。既にして全權委員の任命あり。米國「ボーツマス」に於て講和條約を議し、數回の會合を重ねて、九月五日調印に至る。其の條約の概要は、一、露國は日本の韓國に於て卓絶なる利益を承認し、決して干渉阻礙することなし。一、露國は滿州

東京騒亂

にて清國の主權又は機會均等主義と相容れざる利益なし。一、露國は清國の承認を経て旅順口、其の他の租借權、營造物等一切の權利を日本に移す。一、薩冷噠島、樺太南半部を日本に割讓し、沿海州沿岸の漁業權を日本國民に許與すと云ふにありて、茲に平和克復の詔勅を拜するに至りしなり。當時我國民は、此の條約の戰捷に値せざるを論し、外交の軟弱を鳴すものあり。一時東京の騒亂甚しかりしも幾もなく、國內靜寧に歸す。此の戰役に依り、日本は一等國の地位に登り、益々國威を發揚せり。是れ我日本は神代より光輝ある歴史を有し、世界無比の國體を保ち、一朝事あるに當りては、上下一心以つて正義を貫徹する結果なり。今郡内當時の狀況を舉ぐれば、昨年二月廿三日、小野田知事は、宣戰奉告の爲め、勅使として金刀比羅宮へ參向す。本宮に於ては、最も嚴肅なる祭事を擧げたり。又郷村社に於ても臨時大祭を行ふて、宣戰を奉告し、以つて皇軍の大捷を祈願する等、國民皆赤誠を罩めて、齊しく神明の佑助に頼り、速に其の目的を達し、國威を世界に發揚せむことを期せり。されは各町村民は、數名宛毎日交代して、大旗を押立て、氏神に參拜し、金刀比羅宮に詣つるなど、只管皇軍の勝利を禱れり。此の祈願は如何に農繁の時期又は重要繁劇なる事務に在るものと雖も、決して懈怠せず。平和に至るまで、日夜絡繹として

宣戰奉告祭

戰勝祈願

第十一師團
の出征

見送の狀況

道路に充滿せり。旭旗の向ふ所大捷を奏せざることをなきは誠に故あるなり。

五月二十一日、第十一師團、始めて出征の途に上れり。此の見送りに就ては實に熱心盛大を極め、沿道及乗船地に於ける狀況は、到底筆紙に盡し難し。今郡内に於ける其の一斑を記すれば、軍隊通過の市町村は、豫め道路を修繕して各所に綠門を設け、國旗を樹て、又夜中行進の便に供する爲め、篝火を焚き、路傍には茶菓及飲馬水の設備を爲す等、郡町村長及町村總代人等、大に斡旋する所あり。又各學校生徒及赤十字社員を始め、一般町村民は種々の方法を以て、其の征途を壯ならしめたり。而して第一回輸送の師團司令部以下の野戰隊は三日間に亘り、三豊郡詫間灣にて乗船、外征の途に就きしを始め、爾後輸送の大小に依り、本郡多度津港及詫間灣より出征せしこと、數十回に上りしか。官民共に送別の誠意を表すること、終始一貫せり。

生命を鴻毛の輕きに比し、一死君國に報せむとするの勇士も、胸中一點内顧の憂を存せむか、戰鬪場裡の士氣に影響することなしとせず。されは軍人の家族を保護し、後顧の念なからしめざるへからず。政府は明治三十七年勅令第九十四號を以て、下士兵卒家族救助令を發せり。親族隣保の相助は、素より人道の要義、加ふるに國家存亡の秋なるを以て、恩怨親疎を論せず、相扶助すと雖も、國民の赤誠は遂に救護團體

家族保護

救護團體

の設立となりて、克く其の目的を達せり。本郡に於ても、是等の團體を設立せしもの、二十八個に達せり。當時郡内の人にして、救護を要すべきもの二百四十七戸、七百六十七人あり。されど救護其の當を失し、宜きを得さらむか、其の弊や恐るべきものを、を以て、嚴重なる調査を遂げ、已むを得ざるものにあらされは、現金の給與を爲さず。生業の扶助、現品の給與、施療等適當に救護を行へり。軍人の家族、遺族等に在りても、出征者の勞苦を顧み、各個適應の業務に奮勵せしを以つて、團體より繼續救護せしもの百一戸、二百四十九人に過ぎず。彼此相俟て良好の結果を收めたり。又行政上直接の救護施設としては、軍人家族の授業料減免及軍籍に在る官公吏の應召中、俸給を補給し、又警察官、町村長等屢々留守宅を訪問し、其の保護に努めたり。而して縣下一般從軍者の門戸には、一定の徽章を掲げて、其の名譽を表彰すると共に、保護上の便に供せり。

動員下令

三十七年三月二十二日、第十一師團に、始めて動員下令ありしより、三十八年七月十二日に至る間に於て、陸軍は十七回、海軍は二回の召集あり。豫後備、補充、國民兵役を合して、縣下の應召人員一萬六千八百五十五人の多きに達せり。是等の軍人中には、内國勤務のみに服せしものなきにあらずと雖も、大抵出征の途に上り、彼の旅順包

召集人員

出征軍人數

圍戰に加參せざるもの少なく、二十閱月の間、滿州の山野を跋渉し、烈暑祁寒を忍び、砲烟彈雨を侵し、勇戰奮闘して、東洋平和の爲めに、皇國々民の天職を盡し、大和魂の本領を發揮して、克く其の目的を達し、四國男兒の名譽を揚げたり。而して此の戦役に當り、本郡出身軍人の出征せしもの、實に二千四人の多數に上り、戦傷又は疾病の爲め、一旦内地に後送せらるるも、治癒後再び征途に上りて、野戦部隊に入りしこと、三四回に及ひしものあり。斯くの如く忠勇なる軍人は、皆其の家を顧みず、身命を君國に捧げて、克く戦闘の事に従へり。今本郡出身軍人中、此戦役に於ける戦病死者の數を擧ぐれば、勇戰奮闘の間敵彈に申りて、名譽の戦死を遂けたるもの、陸海軍を通じて二百七十七人、少佐一人、大尉一人、少尉三人、准士官二人、下士三十二人、兵卒百七十八人の多數を算せり。此の外戦陣に於て、不幸にも病魔に襲はれ、恨を吞むて空しく泉下に去りたるもの百四人あり。之を出征總人員に比例するときは、戦死者は百分の一〇、六病死者は五、二にして、戦病死者を合せば十五人七分に當る。之を全縣下に於ける、出征總人員に對する、戦病死者(二千三百四十六人)の比例率十二人九分、戦死者九人一分、病死者三人八分に比較せば、二人八分を超え、戦病死者共に他郡市より其の割合多し。本郡出身軍人か、如何に奮闘せしかを推知するに足らむ。

戦死者

病死者

町村葬

戦死者の葬儀は、多くは之を町村葬とし、町村吏員其の他後援團體員等、専ら之を担任して諸事を辨備し、郡内各町村長、各種團體員、學校生徒等會葬し、神式或は佛式を以て之を營むと雖も、神職及住職は、宗派の如何を問はず、招請の有無に拘らず、會葬扶儀し、知事、郡長、町村長、並に各種公益團體代表者、皆吊詞を述べて其の忠烈を表し、哀悼の誠を致して、英魂を慰むる等、最も盛大嚴肅に執行せり。又第十一師團は、凱旋後三十九年二月廿四、五の兩日を以て、善通寺練兵場に於て、今回の戦役に戦死又は病歿せし將卒の爲めに、臨時招魂祭を舉行し、三月二十一、二の兩日には、丸龜練兵場に於て、臨時招魂祭を擧ぐる等、何れも其の遺族を招きて、盛に陣歿者の忠魂義魄を祭り、鮫島師團長の祭文寫、式場の寫眞及木杯等を、遺族に配付せられたり。

臨時招魂祭

凱旋

媾和條約成立して平和に復するや、第十一師團野戰部隊は、此の歲十一月十四日、後備歩兵第五十九聯隊を始め、毎に凱旋部隊は、多度津港より上陸せりと雖も、天候險惡の時は、詫間灣を以てせり。而して師團司令部は、三十九年一月十二日、多度津港より凱旋せり。抑も我國未曾有の大戦に於て、大捷を博し、偉勳を建てたる、王師の振旅に方りては、國民は歡天地喜、如何にして此の名譽ある軍隊を迎へ、將卒を稿はむと、翹首して其の日の至るを待ち、縣、郡、市、町、村各々歡迎の方法を講せり。今其の一斑を

歡迎

述ぶれば、本縣に於ては、金一萬圓を出てさる豫算を以て、諸般の準備を整へたり。乃ち善通寺町に二箇所、多度津町に一箇所の大凱旋門を建設し、上陸地點に小屋掛を設けて、酒肴又は茶菓を供し、煙火を打揚げ、貴衆兩院議員、縣、郡、市、町村會議員、赤十字社、愛國婦人會、海員掖濟會員、各學校職員生徒、其の他親戚舊故は勿論、一般有志者は、多度津より、善通寺に至る沿道に集まり、各部隊の通過する毎に、國旗を振り、双手を擧げ、一齊に萬歳を唱へて、凱旋を祝せり。斯くの如くして、第十一師團は、翌年四月十六日、第十七補助輸卒隊の凱旋を以つて、全く終了せり。又召集を解除せられ、郷里に歸るの軍人に對し、各町村が歡迎するの狀況も、軍隊凱旋の時の如く、町村界或は停車場等に凱旋門を設け、町村長、後援團體員、學校職員生徒、親族知己及有志者、皆之を出迎へ、前後を擁して其の家に送り、戦功を稱揚して歸郷を祝せり。而して出征者全く歸還するや、氏神に凱旋奉告祭を執行し、祝賀會を擧げ、同時に戦病死者の爲めに、招魂祭を行ひ、追悼法會を營み、或は紀念品を贈與せし等あり。斯く郡民は終始一貫國家の爲めに、克く誠意を盡せり。

此の歲初夏の交、多度津町及十鄉村に、各數名の赤痢病を發生し、七月、白方村に三十八名の患者を出したり。當時日露戰爭中にして、軍人の出入甚た頻繁なれば、若し病

赤痢

ベスト

毒の軍隊に侵入せむことを虞れ、銳意豫防消毒に努力し、之を一小局部に撲滅して、遂に蔓延を見ずして終熄を告げたり。されど茲に驚くべき「ベスト」患者を多度津に出せり。抑も「ベスト」は輸入病にして、曾て我國に發生したることなかりしか、去る二十九年始めて臺灣に發生す。爾來最も海港檢疫に注意したるも、三十二年神戸、廣島に發し、翌年は大阪に侵入し、三十七年再び、神戸市に發生す。同市は本縣と行通上最も密接の關係あるを以つて、船舶の檢疫は勿論、彼の媒介者たる、鼠族の驅除及清潔法等十分注意を拂ひたるに、去る六月、綾歌郡王越村に三十二人の患者を出し、縣民を震撼せしめたり。然るに十二月九日、當郡多度津港に於て、船舶の水夫二名「ベスト」病に罹りて死亡し、一時郡内を驚動せしめたるも、幸に惡毒を流さずして終熄せり。本船は大阪より入港したるものなれば、病毒の系統は大阪市たりしこと明なり。本郡多度津港は、西讃の要津、瀬戸内海の良港として、船舶の出入甚た多し。されど行通機關の發達は、港灣の現況に安むすべからざるものあり。此の歲九月、同町事業として改修工事を起し、翌年十一月に至りて竣工せり。乃ち港の内外を浚渫し、突堤を切取りて船舶の出入を容易ならしめ、浮箱船を設けて旅客の乗降、荷物の積卸に便し、海面を埋立てて荷揚場（六百九十坪九合）を設け、階段、護岸、溝渠等を整理し、尙一

王越村

多度津港改修

堤防嵩上

千七百六十八坪餘の町有土地を得たり。而して浚渫工事は本縣有船を以つて施行したるも、尙町費金一萬四千拾餘圓を投し、以つて之を完成せり。

祭を重むし禮を厚くす

私立女學校創立

古市カネ

裁縫女學校

明治三十九年一月十七日、去年來、滿濃池堤防の嵩上及臺目改造の工事中なりしか、爰に竣成を告げたり。此の工費總額金一萬六千七百六十一圓餘を費したるも、從來に比し水深二尺八寸四分の増加を得たれば、水面々積五町九反四畝二歩を擴大し、其の水量に於て實に二千九百九十萬八千八立方尺の貯水力を加ふることを得て、水利組合市町村が、永久に利益する所甚大なるものあり。四月、勅令第九十六號を以つて、府縣社以下の神社に神饌幣帛料を供進すべき件を發布せらる。國家の宗祀たる神社の祭祀儀禮に於て、國民が報本反始の至誠を、壯重なる公式に於て表顯することを得るに至れり。六月十五日、善通寺町大字上吉田に、私立靜修裁縫女學校の創立あり。戦後の國運と經濟界の狀勢を考察し、品位ある實用的主婦を養成せむとするの目的を以つて、本郡高篠村、古市カネの創立したる所なり。而して本校は、當初二階建十五坪一棟を教室とし、校長及教員三人を以つて、淑徳の修養、實科の練習を專として授業を開始したり。之を今の善通寺實科高等女學校の起原とす。九月九日、善通寺町に私立吉田裁縫女學校の設立あり。本校は淑徳を涵養し、裁縫家事等、

吉田ヒナ

實用上、女子に須要なる智識、技能を授くるを以つて目的とし、同町大字善通寺、吉田ヒナの創立にして、修業年限、本科二年、其他一年、生徒定員を百十人とす。教授は主として、校長自ら其の任に當り、教員一人を雇入れて之を輔けしむ。本校は、常に六七十名の生徒を有し、爾來幾多の卒業生を出し、青年子女の教育上、稍々見るべきもの尠からざりしか、素より一婦人の經營にして、授業料を以つて維持し、收支の相償はさること多かりしか、遂に大正四年に至り、廢校したり。十月二十三日、本郡多度津町は、新に築港工事を起せり。近時高松築港成り、又對岸の宇野港完成して、高松の連絡を圖りしより、貨客の大部は此の連絡航路に寄るもの多きに至しかば、多度津港も已に一年餘の日子と、一萬餘金を投して、改修工事中にあり、之を完成せば、稍々其の面目を一新すべしと雖も、到底海運業の發達は、此の天保時代の港を以つて満足すべしにあらざれば、在來港より北位、更に東方に於て延長百八十間、西方に於て延長二百八十間の突堤を築き、海底を浚渫し、港内四萬九千九百九十九坪の廣き新港を造り、以つて汽船の出入、大船の錠泊を自由ならしめむと、工費約十九萬八千圓の豫算を以つて爰に起工せり。十一月、「ペスト」病再び多度津町に發生し、大に郡民を喫驚せしめたるか、此の患者は中國航路の船員にして、既に船内に發病し、多度津町の自

多度津築港
起工

ペスト

鐵道國有

山陽鐵道

採種田

再歸熱

苗正條植

宅に歸養中「ペスト」病なるを發見するに至り、最も嚴密なる豫防消毒を爲したれば、幸に他に傳播を見ずして終熄したり。十二月、讃岐に於ける鐵道全線は、此の月を以つて國有に移れり。去る三十年、讃岐鐵道は、丸龜より高松に延長したるも、收支相償はす。頗る維持に苦みたりしか、偶々第十一師團の新設あり、又高松築港成り、山陽線との連絡を圖り、貨客漸く多くして、収入の増加を見るに至り、終に山陽鐵道株式會社へ合併して今日に及ひしか、去る三月、法律第十七號、鐵道國有法に依り、終に國有に買收せられたるなり。本郡農會に於て、始めて採種田を設置せり。採種田は從來各郡に在りしも、縣農會の經營する所なりしか、此の事業は最も、米穀改善上の捷徑として、迅速普及の必要を認むること、愈々切なるものありて、本年度より之れを郡農會直營の一事業となしたり。此の歳、善通寺町に於て、一時に再歸熱患者二十五名を出せり。本病は去る二十九年の大流行後、毎年各地に多少の患者を發生せしも、斯の如く多數患者を突發したることなかりしかば、一時世人を驚かしめたり。されど豫防消毒勵行の結果、幸に蔓延を見ずして熄みたり。本年の稻田より、苗の正條植を行はしむ。稻の害蟲驅除を苗代田に於て爲すは、最も便利にして、著しき効果あるを以て、從來之か實行を獎勵し、採卵、捕蛾、注油等を併行せしむるも、移植後、稻の生

日光透射
空氣流通

育盛なる時期に至らば、毎歲多少の害蟲を見ざる事殆んど稀なり。而して稻の亂雜植は、害蟲驅除に甚た不便あり、又其の效果少きを以て、之を正條植と爲す時は、日光の透射、空氣の流通を良くし、稻の生育を助け、除草を便ならしむるのみならず、若し害蟲發生の場合に際しては、豫防、驅除等、操業の容易なるものあるを以て、昨年始めて、正條植を獎勵したるも、未だ全く行はれず。而かも漫然之を利益なきものと誤斷して、自ら正條植を爲さず、反て他の實行を阻止するものなしとせず。爰に於て本年は銳意督勵を加へ、稻田悉く正條植を行はしめたるに、農家は其の效果の大なるを知り、爾後何等の勸奨を要せずして、今日に行はるるに至れり。

大雪

明治四十年二月十一日、近代未曾有の大雪あり。當郡は原來温暖地なるを以つて、南方の山岳部を除けば、平地の積雪一寸以上に達すること甚た稀なり。然るに此の月十日正午頃より、雪雰々として降り出し、其の夜甚しく降り頻り、翌朝は一面の銀世界と化し、降雪益々烈しく、同日夜刻に至り漸く止みたるか、平地の積雪實に一尺二三寸に及び、山地部の如きは、殆ど二尺に達したる所ありしか如し。斯の如き大雪は、古老も未だ曾て見ざる所なりと吃驚せり。

積雪二尺

三月十七日、縣令を以つて米穀検査規則を發布し、本年産米より之を實施す。由來本

産米検査

縣の産米は、他府縣に比し、甚しき遜色あるを見ず。雖も、正租米納の藩政時代に於ける如き、大阪市場に噴々たる聲價を保ちし時の讃岐米に比すれば、其の差異實に甚しきものあり。殊に近年米價の昇騰に伴ひ、農家は品質の如何を顧るに暇なく、營に多收穫のものを撰定するに至り、米質已に昔日の如くならざるに、乾燥、調製、俵装等も亦年々粗雑に流れ、遂に市價を失墜すること甚しく、農家經濟上、益々不利を招くを以つて、夙に改善の必要を認め、前に同業組合法に依り、之か改善を企圖したるも、成立に至らざりしかば、到底普通の獎勵を以つて、十分なる効果を見るは至難に屬するか故に、爰に法規を以つて之か改善を強制するに至れり。而して縣廳に検査所を置き、各郡に其の出張所を設け、樞要の地に輸出検査所及市町村に生産検査員を置き、検査を生産と輸出とに分ち、一俵の容量を四斗と定め、主として乾燥、調製、形状、品質、容量、俵装に就き、生産検査は合格、不合格とし、輸出検査は一、二、三等に分ち、總て検査の証票を附するに非されは、米穀の受授を禁し、又不合格米は縣外輸出を許さざる等、其の實行を期し、著々好成绩を挙げ、品種の改善も漸く行はれ、益々其の効果を收め、大に讃岐米の價格を上げ、以つて今日に至れり。

改善強制

容量四斗
生産検査
輸出検査

工業學校廢止

三月三十一日、琴平町立工業學校を廢止す。本校は去る三十一年創立以來、多少國縣

饌幣供進社
指定

費等の補助ありしも、主として町費を以つて維持し、漸次盛大となり、後年學則を改正し、板金工、鍛冶の二科を増設して、單に工業學校と稱し、幾多の優良職工を出し、益々學校の發達を圖りしも、近時入學生徒甚だ減少したるか爲め、終に廢校したり。四月一日、從來の本郡書記定員二十一人を減して、二十人と定めらる。九月、前年發布の勅令第九十六號に依り、本縣知事は縣、鄉、村社中、國史現在社及由緒の顯著なるもの、社殿及境内風致の善良にして、且つ相當の氏子又は崇敬者を有し、維持方法の確立するものを調査し、其の例祭に當り、縣社は縣、鄉社は郡市、村社は市町村より、神饌帛幣料(縣社十圓、鄉社七圓、村社五圓)を供進することを得べき神社を指定したり。當時本郡神社八十一社中、是に指定されたるもの、鄉社三社(後年更に一社を加ふ)、村社十九社(後年更に二社を加ふ)あり。實に祭祀は國家彝倫の標準にして、例祭は最も重きか故に、其の社格に應じ、縣郡市町村の國政に任ずる首位者か、國家國民を代表して、祭祀の典を擧ぐるは、國體の本源なり。誠に敬神、崇祖は國政の第一義なれば、祭禮を重むするは乃ち忠孝一本の道を明にし、益々國光を發揚する所以なるへし。十二月二十八日、本郡役所を善通寺町大字生野、輻重兵營の南側に移す。前に丸龜より移轉し、約五箇年間假舎に在りしも、執務の不便言ふへからざるも

忠孝一本
郡衙移轉

郡農會事業

のありしか、爰に稍々官署的借家成るに及び、此の日を以つて移轉せり。本郡農事試驗場を擧げて、本郡農會の經營に移したり。從來農事試驗場は、各種農作物を試驗すると共に、種苗の無代配付又は其の交換會を開き、或は農産物の品評會を催し、竝に講習講話を爲す等、益々事業を擴張し、大に効果を擧げつつ在りしか、偶々日、露砲火を交ゆるに當り、地方費緊縮の結果、已むなく其の規模を縮少したりしより、本年度に於て、之を郡農會の事業に移したり。されは農會は試驗場の組織を改めて、摸範農場と爲し、新に技術員を置き、専ら穀菜等の摸範作を行ふて、農事改良參考の資に供し、爾後各種品評會及講習講話を開き、種牛を養ふて畜産を改善し、稚蠶飼育を行ふて養蠶を勧め、また農家の副業を選擇誘導する等、大に其の進歩發達を圖れり。此の歲、初秋の交より赤痢發生流行の兆ありしかは、其の疑似症に對して豫防法の全部を適用し、最も嚴密周到なる注意を以つて、病毒の防遏に當りたるも、容易に終熄せず、漸く十二月に至りて減退せり。縣下の患者總數一千二百餘人を算し、三豊郡其の半數を出したるも、本郡は幸に一百十八人の少數なりき。

摸範農場

赤痢病

豫算會
豫算額

明治四十一年一月八日、通常郡會を開き、明治四十一年度歲出豫算總額金二萬四千二百三十一圓七十九錢二厘、經常部金四千九百九十五圓七十九錢二厘、臨時部金二萬

決算額 三十六圓及之に對する歳入豫算を議決し、明治三十九年度決算歳入總計金一萬五百三十五圓九十八錢六厘、歳出總計金一萬圓六十九錢二厘の收支の正當なるを認定し、同月二十一日閉會したり。一月、看護婦養成規則を設く。去る三十六年に産婆、看護婦を養成せしも、看護婦の人員甚た尠なく、一朝有事に際し屢々支障を來すを以つて、之か養成を爲さむとするに因るなり。而して其の定員を三十人とし、修業期間を六箇月と定め、科目を 一、解剖、生理學の概要 一、看護法 一、治療介輔 一、綑帶法 一、救急處置 一、實習等に分ち、志願者を募集し、養成所を善通寺町に置き、生徒四十人(内自費生十人)を收容し、醫師三名、其他一名の講師を囑託して、専ら日本赤十字社看護婦教程に依りて教授し、三十七名の卒業者を出せり。此の養成所は、傳染病流行時の應急策として、開始したるか故に、定員の生徒に對しては、一人に付一箇月金貳圓の補助を給與して、寄宿修業に便したり。されは卒業後は三箇年間、郡内に於て、看護に従事すへき義務を負はしめ、以つて一朝傳染病院の開設に當り、支障なからむことを期したり。四月一日、郡立小學校教員養成所を置く。本所は専ら尋常小學校准教員の資格を得るに須要なる程度の教育を施し、教員を作るを目的として之を設立したり。而して本郡教育部會事務所を其の教場に充て、必要なる器具

教科目 器械を設備し、講師三名を囑託し、助教諭一名を置く。學科は修身、教育、國語、算術、歴史、地理、理科、圖書、體操、音樂の十科目に、女子には特に裁縫の一科を加へ、修業年限を一箇年と定め、高等小學校卒業程度を以つて、入學試験を行ひ、先づ男女生徒約七十名を收容して、此の日始業式を挙げたり。本所生徒には、授業料を徵集せずして、教員資格を得たるものは、郡内小學校に奉職するの義務を負はしめ、以つて教員の充實を圖るの第一階梯とせり。市町村収入役、水利組合の収入及郡會計官吏か、諸収入の領収に關し、職印に代ふるに圓形(直徑八分)の領収日附印を用ふるを得へきこと、なれり。此の印を押捺すれば、年月日記入の要なく、取扱上至便なるを以つて、爾後町村収入役は悉く之を使用するに至れり。五月十五日、衆議院議員の總選舉を行ふ。議會開設以來任期満了して總選舉を行ふは、之を以つて第二回とす。而して選舉の結果、郡部當選者五人中、本郡より、多度津町景山甚右衛門當選せり。六月、本郡與北村子西原に於て豚羅斯疫の發生ありしかは、縣令を以つて、之か四隣村の區域を限り、家の出入往來並に該病毒傳播の虞ある物品の運搬を停止する等、嚴重なる豫防法を施行したれば、遂に豕四頭を侵したるのみにて終熄し、翌月二日解禁せり。十月、本郡々吏員給料額、旅費、及支給方法を改正し、最低十五級十四圓より、最高一級四

郡吏員給與

景山甚右衛門
トシロス

總選舉

領収日附印

補助金

生徒數

教員養成所

産婆看護婦養成

教科目

十圓の十五級に分ちて、進級の範圍を高め、旅費は本縣規程の判任官に準して權衡を保たしめ、其の支給方法は、文官俸給支給細則、内國旅費規則に依ることに定めたり。十一月十三日戊申詔書あり。

戊申詔書

勅語

朕惟フニ、方今人文日ニ就リ月ニ將ミ、東西相倚リ、彼此相濟シ、以テ其ノ福利ヲ共ニス。朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ、友義ヲ悖シ、列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス。願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ、文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル、固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ。戰後日尙淺ク、庶政益々更張ヲ要ス。宜ク上下心ヲ一ニシテ、忠實業ニ服シ、勤儉產ヲ治メ、惟レ信、惟レ義、醇厚俗ヲ成シ、華ヲ去リ、實ニ就キ、荒怠相誠メ、自強息マサルヘシ。

抑々我カ 神聖ナル 祖宗ノ遺訓ト、我カ光輝アル國史ノ成跡トハ、炳トシテ日星ノ如シ、寔ニ克ク恪守シ、淬礪ノ誠ヲ輸サハ、國運發展ノ本近ク斯ニ在リ。朕ハ方今ノ世局ニ處シ、我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ、維新ノ 皇猷ヲ恢弘シ、祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ。爾臣民其レ克ク 朕カ旨ヲ體セヨ。

明治四十一年十月十三日

天然痘

臨時種痘

赤痢病

祭禮供養禁止

縣道

詰問道

此の歲、傳染病中、近時稀なる天然痘流行したり。初め神戸市に於て痘瘡猖獗を極め、大阪、和歌山、其の他の府縣に於ても亦蔓延の兆あり。本縣は有病地との交通頻繁なれば、大に警戒したりしも、一月、既に二名の患者を出したれば、十五年以下の者に臨時種痘を爲し、一般に豫防上注意を與へたりしも、漸次蔓延するを以つて、三月、更に四十五年以下の者に種痘を行ひ、又疑似患者に對し、傳染病豫防法全部を適用する等、十分なる防疫方法を講じたるも、容易に減退せず。七月に至り漸く終熄を告げたり。當時全縣下患者總數七百七十七人に達し、本郡遂に三十二人を算せり。赤痢病は近年暫く大流行を見さりしか、此の年一月頃より、各郡に發生蔓延し、九、十月の交、最も猖獗を極めたれば、祭禮、供養等多數群集すへき人事を禁止し、銳意撲滅に盡したる結果、十月頃より漸次減退して終に熄みたり。縣下の患者總數九千五百六十五人に達し、本郡に於ても千三百四十五人の患者を出し、去る二十九年以來の大慘狀を見たり。此の年度に於て縣道詰間線中、本郡善通寺町大字善通寺の西北境(第十一師團練兵場西端)より、筆岡村大字弘田の南部を貫通して、吉原村大字碑殿(鳥坂)に於て、國道第三十一號線に連續する間、十四丁十間餘の道路を改修したり。是により從來幅狭く、屈曲、高低最も多く、車馬の行通に苦しむたる道廢たれ、新に直線的緩勾配

の大道成りて、車馬を併行し、砲車を疾走するも、尚行通の支障なきに至れり。數年前軍事上の必要に迫られ、一度郡費改修の計畫を立てたるも、遂に成らざりしか、爰に縣費支辨を以つて完成を告げたり。

郡會
豫算額
決算額
衛生組合

明治四十二年一月四日、通常郡會を開き、明治四十二年度歳出豫算總額金二萬八千九百四十二圓三十九錢二厘、經常部金四千五百四十圓七十九錢二厘、臨時部金二萬四千四百一圓六十錢、及之に對する、歳入豫算を議決し、明治四十年年度決算歳入總計金二萬二千二百二十一圓十三錢四厘、歳出總計金二萬百九十九圓九十二錢六厘の、收支の正當なるを認定し、同月十七日閉會したり。三月十三日、本縣令第十七號を以つて、衛生組合設置規程を定む。由來傳染病の豫防に就ては、常に清潔法を行ひ、種痘を施す等、惡疫を未萌に防禦し、一朝患者の發生に當りては、直に避病院に收容し、交通を遮斷して傳播を防ぎ、患家及附近に嚴密なる消毒法を行ひ、或は豫防及治療血清を注射し、檢疫事務所、檢疫醫員を置き、監督指導に盡す等、多大の費金を投じ、多年病毒の撲滅を圖り、年を逐ふて良好の成績を挙げつつありと雖も、曾て傳染病者を出さざる年なく、時に昨年如き大流行あるを免れざるは、畢竟個人衛生の途振はず、又公衆衛生の實舉らざるに原因するもの其の多きに居る。凡そ傳染病の恐

組織及權限

中津驛
萬象園
白方濱

るべきを知らざるものなし。されど衛生を重むし、自ら進むて豫防を十分ならしむるもの未だ稀なるは、健康を保ち、長壽を希ひ、禍を避けて幸福を求むるの所以にあらず。實に衛生の振否は國力の消長に關すること甚だ大なりとす。爰を以つて廣く組合を設置して、衛生思想の發達を促し、公私諸般の事項を共同施行して、毫も遺憾なからしめ、以つて國家の福祉を増進せむとするに因るなり。而して衛生組合は、市町村長其の區域を指定し、一戸を構ふるものは、總て其の所在地の衛生組合員とし、組合長及副長、伍長等を置き、組合規約を以つて、役員の職務、任期並に手當費用の收支、財産の管理、總會に關する事項、違約者の處分、其他必要の事項を規定し、組合費の收支豫算及費金の徴收方法は、市町村長の認可を受けて執行し、組合は主として清潔及消毒方法、其他傳染病豫防、救治に關する事項を、共同施行すべきものとせり。五月、鐵道院は讚岐線丸龜、多度津間(六鄉村大字下金倉)に於て中津假停車場を設置し、旅客及附屬小荷物取扱を爲すべき旨告示し、此の歳七月始めて之れか開設を見たり。されど此の停車場は、主として彼の遊園地として名高き、中津萬象園に、夏時避暑海水浴する旅客の便を圖りたるものなれば、爾後毎年必要の期間を限り、開設したりしか、鐵道豫讚線の開通に當り、郡内の白方濱に海水浴場の設備成り、

赤痢病

郡里道

木ノ崎道

善通寺道

郡參事會規

郡算會

此の地の風光を賞して來遊するもの多きを以つて、大正四年より中津驛の開設なきに至れり。此の歳赤痢病流行したれば、昨年の慘狀に鑑み、大に豫防消毒に竭したるも、終に全縣下に於て三千百七十九人の患者を出し、本郡は實に九百二十八人の多數を算せり。本年度に於て郡里道の改修を完了したるもの二線あり、乃ち其の概要を記さは左の如し。

一、木ノ崎道。與北村字山下、塩入道より分岐し、高篠四條村を経て吉野村字木ノ崎、綾歌郡長炭村界に至る、延長四千二百八十八間六分にして、去る三十六年及四十年以降本年まで四箇年度に、工費總計金一萬三千五百八十二圓餘を支出し、以つて之が完成を告げたり。

一、善通寺道。多度津町川端鶴橋より筆岡村大字中村國道に於て、郡里道中村道に接續する、延長一千七百十六間九分にして、去る四十年以降三箇年度に繼續し、改修費總額金九千二百六十三圓餘を支出して爰に開通したり。

明治四十三年一月七日、本郡參事會議事規則を制定す。乃ち參事會の開閉、會員の席次、採決の順序等を定め、爾後本則に依り、議事の整理進行を期せり。同月十五日、通常郡會を開き、明治四十三年度、歳出豫算總額金二萬九千七百三十四圓、經常部金六

決算額

電話開通

染織學校廢止

宅地々價修正

千八百二十一圓及之に對する歳入豫算を議決し、明治四十一年度、決算歳入總計金二萬五千四百八十八圓九十六錢三厘、歳出總計金二萬二千九百三十八圓三十四錢八厘の、收支の正當なるを認定し、同月二十八日閉會したり。二月十一日、久しく郡民の喝望したりし電線、電話機の架設完成し、爰に紀元節の佳辰を以つて、多度津、善通寺の郵便局に於て、電話交換業務を開始し、また琴平に開通す。爰に於て郡内樞要の地は、公私共に通信の便を得、急用立處に辨するに至れり。三月三十一日、多度津町立染織學校を廢止す。本校は創立以來、幾多優良の卒業生を出したるも、地方に機業の振はさる爲め、近時入學生徒著しく減少し、在學生亦僅に十名内外となり、而かも町費は築港の爲に膨脹し、且つ縣郡より、校費の補助なきに至り、終に廢校を餘儀なくせり。同月、法律第三號を以つて宅地地價修正法を發布す。此の地價修正は、宅地租を納むるもの、選舉に因る調査委員會の調査に由りて、政府之を決定す。而して修正地價は、宅地賃賃價格の十倍とし、其の最高限度を、市街宅地は現地價の十八倍、郡村宅地は、其の地價の七割二分と爲し、又修正地價は、現在地租を百分ノ二箇半を以つて除したるものを超過せざる範圍に於て修正したり。此の修正に依る本郡宅地價の最高は、六十六級一坪當金九圓、最低は八級一坪當金八錢にして、其の總額金

非常特別稅
中廢止

地租課率改
正
坪を單位と
す

歳費改正

生徒定員
修業年
産婆看護婦
講習

獎勵金

壹百四萬三千四百五十六圓八十四錢に達し、前宅地價總額に比し、金六十八萬九千
百十一圓七錢を増加せり。此の時非常特別稅法中、地租に關するものは、宅地は四
十三年分、其他地租は四十二年分限り廢止したり。されど地租條例の一部、即ち地租
賦課率の改正ありて、宅地は地價百分ノ二箇半、田畑は四箇七、其の他の土地は五箇
半となれり。また市街と郡村との宅地名稱の區別なく、單に宅地と稱し、坪を以て算
すること、亦此の時より改まれり。四月、郡會議員、議長、副議長、名譽職、參事會員の費
用辨償額及支給方法改正の件、通常郡會の議決により、從來日額を以つて定めたり
しもの、本年度より歳費、參事會員は月額支給元の如し、支給として實施せり。郡立
小學校教員養成所生徒定員男女合して六十八人とし、修業年限を二箇年に改めた
り。五月、産婆看護婦講習規程を定む。從來の産婆看護婦は、學術實地共に識見に乏
しきもの尠からされは、是等免許狀を有するものに對し、更に適切なる學實科を講
習して、實力を増進せしむるの方途を設けたり。是により此の年五月、一週日間を期
し、在住産婆看護婦中、郡内に於て雇傭し得らるべきもの五十八名に對し、専門家に
講師を囑託して、業務上最も必要なる學科及實務を講習したり。而して此の講習生
に對しては一人一日金十五錢を給與して其の出席を獎勵せり。八月六日、本郡訓

衛生功勞者
表彰規程

韓國を併合
す

朝鮮と號す
前韓帝室優
遇

令第十三號を以つて、優良衛生組合及衛生功績者表彰規程を公布し、町村衛生組合
の、共同一致して克く其の本旨を發揮し、成績優良なるもの、町村吏員及衛生組合員、
其他衛生の發達に盡瘁し、其功勞顯著なるものを表彰し、以つて洽く衛生志想を
誘發喚起し、保健及防護上の施設を全からしめ、益々公私衛生上の發達を圖れり。
八月二十九日、韓國を日本帝國に併合す。由來韓國は常に禍亂の淵源となる、乃ち日、
清、日露の戰役之か爲めに發れり。爰を以つて、明治三十八年日韓協約を締結し、爾來
韓國施政の改善に努め、其の成績見るべきものありと雖も、尙未だ公共の安寧秩序
を完ふするに足らず、衆民疑懼の念、毎に國內に充溢し、其の堵に安せざるの狀ある
を以つて、韓國の靜謐を維持し、民衆の福利を増進せむか爲めには、現制度に根本的
改善を加ふる必要あるに至れり。されは日韓兩國は此の必要に應じて、現在の事態
を改良し、且つ將來の安固に對し、完全なる保障を與ふるの急務を認め、遂に一の條
約を締結し、韓國を擧げて日本帝國に併合することとなり。此の日を以つて該條約
を施行す。韓國の統治權全く我 天皇陛下に移れり。而して其の國號は之を朝鮮
と改め、前韓國 皇帝を昌德宮李王と稱し、皇族の禮遇を以つて、特に殿下の尊稱
を用ゐしむ。又前韓國 皇族には相當の名譽及待遇を有せしめ、勳功ある韓人を表

産業組合補助

町村吏員表彰規程

虎列刺

赤痢

郡里道

久保道

彰して榮爵を授け、相當の資格を有し、誠意忠實なるものは、之を官吏に登用したり。十二月、産業組合創立費補助規程を定め、一町村の區域に於て、五十人以上の組合を組織し、存立期間二十年以上にして、第一回の拂込を終り、登記を完了したるものは、此の歳四月以降設立の組合に對し、一組合に付郡費を以つて金三十圓以内の補助を爲し、以つて組合の普及を促し、産業の發達を圖れり。十二月二十一日、町村吏員、功績者表彰規程を設け、町村吏員の勤績四年以上にして功勞あるものは、勤務の實績を精査し、其の効績を表彰して益々之を奨励し、將來に於ける自治の經營、事務の整善に竭さしめ、以つて永く町村の康福を増進せしめむことを圖れり。此の歳、惡疫の流行あり、縣下の虎列刺病患者總數二百九十人を算したるも、本郡は僅に二十五人に過ぎさりしか、赤痢病は全縣下の患者四千二百五十二人の内、本郡に於て四百四十九人の多數を出せり。本年度に於て郡里道の改修を完了し、全線の開通を見たるもの二線あり、其の概要左の如し。

一、久保道 善通寺町大字生野國道より、興北村を経て垂水村に至り、綾歌郡法勤寺道に接続する線路にして、幅十二尺、延長二千三百三十四間四分を、去る三十三、四年、三十七年、四十二、三年度の五箇年度に、工費金八千二百八十二圓餘を以つて施工し、爰

廣島道
豫算額
豫算會
決算額

に開通を告げたり。

一、廣島道 廣島村立石浦より、江の浦に至る海岸線にして、幅六尺、延長九百六間七分を、前年度に着手し、改修費金二千九百七十五圓餘を以つて繼續施工せり。

明治四十四年一月十四日、通常郡會を開き、明治四十四年度、歳出豫算總額金四萬八千二百二十五錢、經常部金八千九百七十四圓二十五錢、臨時部金三萬一千八百二十八圓、及是に對する歳入豫算を議決し、明治四十二年度、決算歳入總計金三萬一千二百四十六圓四十七錢八厘、歳出總計金二萬七千八百三十七圓二十四錢三厘の、收入支出の正當なるを認定したり。また毎年度郡事業として改修すべき里道は、實地の緩急と、郡費の負擔とを稽查し、郡參事會に諮問の上、郡長に於て之を定むることに決定せり。一月、郡營模範林を大麻山に設置す。地方の資源を開拓し、遺利を啓發する上に於て、林野を整理利用するは、最も急務なりと雖も、從來本郡の公有林は、自然の荒廢に委するもの多く、國家經濟上の不利、之より甚しきはなし。爰を以て郡に専門の技手を置き、大に造林を奨励すると共に、郡事業として模範林を造らむとし、林地を近郷部落共有の大麻山に選定し、部分林制に依り、收利は土地所有者三、造林者七と協定し、六十年間の地上權を設立し、此の月施業に着手せり。先づ植栽は二箇年度に分ち、

大麻山の部分林
六十年

郡營模範林

樹種	造林面積	伐期	純益	樹種別一町歩當り	工業學校	修業年限	定員
適當の地に扁柏、松、櫟の三種を植込み、三箇年目に補植し、五年目迄は、毎年下刈等の手入を爲して、其の施業を終ふるものとす。而して此の造林面積百十五町九反七畝二十二歩、樹苗五十萬一千三百二十二本、扁柏一割二分、松六割八歩、櫟二割を植栽し、伐期は樹種に依り一定ならされ共、毎八年乃至十五年に、間伐又は伐採することとなし、事業の完了に至らば、収入總計金二十七萬圓餘となり、支出總計金八千七百五十四圓餘を控除するも、金二十六萬一千二百圓餘の純益を得へし。本事業は素より林業の改善發達を期する上に於て、範を一般に示すを目的とすれば、收支共に細密なる計算を以つてせり。更に樹種別として、一町歩より収入し得へき利益を擧ぐれば、扁柏は金三千五百三十七圓、櫟は金三千三百十三圓、松は金一千八百十一圓となる。林業の利益實に大ならずや。五月四日、鹽飽工業學校を設立す。本校は去る三十年本島村外四箇村の組合を以つて、鹽飽工業補習學校を設け、専ら實務を主として木工を養成したりしか、時世の進歩に伴ひ、社會の要求に應ずべく、其の組織を更め規模を擴張して、徒弟學校規程に依り、文部大臣の認可を受けたり。本校は修業年限三年、生徒定員本科八十名、別科十名とし、學科は修身、國語、數學、理科、圖畫、材料、工作法、體操、實習の九科目に分ち、専門の教員四名を聘して、此の月より授業を開始し、爾來							

郡吏員給與改正

學理を技術と習得せしめ幾多善良なる職工を出せり。五月二十日、郡吏員給料額旅費及支給方法を改めて、從來の最高額金四十圓を金五十圓とし、其の待遇を善くし、進級の途を開けり。而して旅費は郡書記に準し、支給方法は縣費に屬する、俸給旅費給與規則に據りて之を支給し、産業技術員も之に準することとせり。七月、血清賣渡規則を設け、常に赤痢、腸窒扶斯、實布埤利亞病に對する血清三種を備附け、郡内一般の希望者に拂下け、該患者發生の場合、迅速に血清注射を行はしめて、一は其の治療を全ふし、一は病毒の蔓延を防ぐことを圖れり。九月、郡令第五號を以つて工事施行規程の一部を改正し、競争入札を、甲乙の二種に分ち、從來の方法を甲種とし、更に乙種入札方法を設けたり。乙種競争入札は、信用ある當業者二名以上を撰みて入札を行ふものとす。是れ急施の場合機宜を失せむことを慮り、或は工事費の少額なるものに對し、郡町村間每次繁雜の手續を省くの主旨に出たり。尙工事の種類に依りては、廣く公入札に附する場合をも規定したり。十月一日、改正市制、町村制を實施す。此の法律改正は、去る二十三年以後、幾多疑義の判決例及行政實例等の主なる事項を、各條文に列擧して、其の疑惑を防ぎ、其の他實際の施行に適合せしむるの主旨を以つて改正せられたり。十月十六日、此の歲、九月三十日、郡會議員の

工事施行規程改正

血清賣渡

改正市町村制實施

郡會役員選
舉
多度津港
完成

改選ありしかは、爰に郡會役員選舉の爲め、臨時郡會を招集したるに、議長、副議長、名譽職、參事會員、同補充員の選舉を終へ、即日閉會したり。十一月、多度津の築港完成せり。本港は三十九年、縣に委託し請負工事として起工し、爾來其の計劃を遂ふて施工し、四十一年十一月、殆むと竣成せむとするに際し、暴風の爲め突堤及埋立地等、大破壊を蒙りたれば、之か復舊工事に方り、請負を廢して町の直轄工事と爲し、設計に多少の變更を加へ、且つ工事を増したる等、更に金十八萬七千五百七十一圓餘を増額して工事を進めたるか、其の後工事所要物資の價格騰貴したれば、施工の完璧を期する上に於て、止むを得ず再ひ金二萬五千六百二十七圓餘を増加して、爰に完成を告げたり。乃ち施工の概要を舉ぐれば、一、突堤東方百八十間、西方二百八十間、此の港内面積四万九千九百九十九坪、一、浚渫面積一萬二千二百六十九坪、一、荷揚場六百九十九坪六合、一、埋立地七千九百五十四坪五合餘、(内三千七百三十坪八合餘は道路、堤防、荷揚場、溝渠等の官有地にして、四千二百二十三坪七合餘は町有に歸せり)此の工費總計金四十一萬一千九百五十五圓四十一錢の多額を要し、其の内縣費より金二萬五千九百十圓郡費より金一千二百圓の補助ありたる外、悉く多度津町の負擔にして、殆むと町公債に依りて此の事業を遂行したり。而して公債の償還は、埋立地

突堤の長
浚渫面積
荷揚場
埋立地
總工費

赤痢
郡里道

の賣却代及港錢の收入等を主なる財源として、年賦償還の方法により、大正十四年に至りて還了すべきものとせり。赤痢病は毎年發生を見さることなく、此の歲に於ても全縣下に二千四百四十八人の患者を出せり。本郡亦二百十一人を算し、其の内七十二人の死亡轉歸を見たり。本年度に於て郡改修道路工事竣工を告げ、全線路の開通に至りたるもの左の如し。

東大麻道

一、東大麻道。象郷村字札ノ辻、乃ち象郷道の東端より起り、高篠村を経て垂水村に至り、土器川に於て綾歌郡岡田道に接續する線路にして、幅十二尺、延長一千五十五間を、去る四十年度に起工し、四箇年度の繼續事業として、總工費金六千二百二十三圓餘を以つて、爰に竣工を告げたり。

新目道

一、新目道。七箇村大字七箇字春日の鹽入道より、十郷村字新目を經て、三豊郡財田村の國道に連絡するものにして、本線は(既に四十年年度より三箇年度に涉り、延長一千五百四十八間五分は十郷、七箇の兩村に於て改修せり)東方の殘部、延長八百十四間一分を、改修費金三千六百一圓餘を以つて郡事業として施工し、爰に全線の開通を見たり。

豫算
額會

明治四十五年一月六日、通常郡會を開き、明治四十五年度、歳出豫算總額金三萬六千

決算額

實業獎勵規程

桑園補助

眞田共同販賣

三百八十一圓二十五錢(經常部金八千八百九十一圓二十五錢、臨時部金二萬七千四百九十圓)及之に對する歳入豫算を議決し、明治四十三年度、決算歳入總計金三萬四千九百二十一圓九十七錢一厘、歳出總計金二萬九千三百二十五圓五錢九厘の、收支の正當なるを認定し、同月十九日閉會せり。同月、郡訓令第一號を以つて、實業獎勵規程を設け、郡内に於て實業上公衆の利益を圖り、克く當業者を指導し、衆人の模範となるべき功勞あるもの、又は他に率先躬行して、著しき實蹟を擧げたるもの、及實業團體にして其の成績優良なるもの等を選びて之を表彰し、以つて將來の健實なる發達を促し、益々之か進歩を圖れり。四月、桑園増殖費補助規程を設け、郡内の居住者にして、新に苗木を買入れ、桑園を造りたるものに對し、其の桑苗一本に付金五厘を與へて之か施設を輔け、以つて養蠶業の速進を圖りたるに、幾多の桑園を増設し、年を逐ふて養蠶家を遞加せり。同月、麥稈眞田共同販賣組合補助規程を設け、一町村を區域とし、百人以上を以つて設立する、存立二年以上の組合に對し、一組合に付金拾圓を補助し、益々麥稈眞田の改良と發達を促し、併て賣買上の弊害を防ぎ、其の利益を増進せしめむことを圖りたるに、爾後組合を作りて共同販賣の法に據らざるものなく、以つて舊來の弊習を打破し、益々斯業を發達せしめたり。四月、本

農會技術員

總選舉
增田 穰三
天皇陛下御不例

御病症増進

郡告示第十一號を以つて、町村農會專務技術員設置費補助規程を定め、毎年度郡費豫算の範圍内に於て、專務技術員を置きたる町村農會に對し、其の俸給支出額の半額(大正四年四月、技術員の資格に依り補助率を、俸給額の十分の三乃至四に改む)以内を交附することとし、甲種農學校卒業、若くは是と同等以上の技能を有する技術員を設置し、一般農事の改良上、學理と技術により、當業者を實地に指導して、獎勵上遺憾なきを期せしむるの主旨を以つて、之を施行したるに、爾來各町村農會は、本規程に依る補助を仰きて、相當の專務員を設置するに至り、著々實效を現はせり。五月十五日、帝國議會衆議院議員總選舉を行ふ。本縣選舉區、郡部に於ける投票の結果、定員五人の當選者中、本郡人にては、七箇村増田 穰三選出されたり。七月二十日、天皇陛下の御病氣を拜聞す。今其の御經過を畧述せば、陛下は、明治三十七年頃糖尿病に罹らせられ、其の後慢性腎臟炎御併發、爾來御病勢多少増減ありたる處、此の月十四日、御腸胃症に罹らせられ、御嗜眠の御傾向あらせられ、次第に御増加御食氣減少、御精神少しく恍惚の御状態にて、御腦症あらせられ、御發熱甚しく、今朝待醫頭等拜診の上、尿毒の御症たる旨申上たりと發表あり。國民大に驚懼し、只管速に御平癒あらせられむことを祈り奉れり。七月二十四日、天皇陛下御食氣あらせられ

御平癒祈願

御危篤

崩御

踐祚式

す、御脈不整にして御力弱く、御尿中含糖量著明、御腹部膨脹、御舌は褐黒色の苔を帯ひて乾燥し、御總體御疲勞加はらせられ、稍々御安靜ならざる状態にあらせらるる旨發表あり。之を拜承したる國民は憂慮措く能はず、各々真心を罩めて神祇に拜し、遂に御平癒を祈れり。就中善通寺町に於ては、伽藍内に祭壇を設け、地方の神職は嚴肅なる祭儀を擧げ、天地神明に祈願すること三日、是に依り町村民皆拜禮して共に御平癒を祈り奉れり。七月二十九日 天皇陛下御容體重らせられ、御脈不整結代甚しく、御全身に御痙攣を發せられ御苦悶益々御危険の御状態にあらせられ、待醫等は更なり、醫科大學の博士等、交も拜診仰付けられ、御治療申上げたるも、御體温三十九度、御脈百四十六至、御呼吸七十八回にして、御病勢尙益々御増進、御昏睡の御状態に促迫あらせられ、終に七月三十日午前零時四十三分、心臟麻痺に因り 崩御あらせらる。洵に恐懼の至りに堪へず、國民皆悲泣慟哭に禁へさりき。

第三節 大正元年以降

大正元年七月三十日 先帝陛下 崩御あらせられしかば 皇太子殿下直に踐祚あらせられ、掌典長をして 賢所 皇靈殿 神殿に奉告せしめられ 劔璽渡御の

改元

天機奉伺
裏見の儀に
於ける勅語

儀を行はせられたり。而して 陛下萬機の政を 御親裁あらせらるるに方り、先帝陛下の定制に遵ひ給ひ、明治四十五年七月三十日以後を以つて、大正元年と改められたり。此の日、本郡長は御大喪の報に接するや、直に電報並に書面を以つて 天機を伺ひ奉り、又一般郡民に通達し、臣民は此の日より大喪に服し喪章を附けたり。同月三十一日、踐祚後 朝見の儀を行はせられ、畏くも左の 勅語を賜はりたり。

朕俄ニ大喪ニ遭ヒ哀痛極リ罔シ但タ 皇位一日モ曠クスヘカラス國政須臾モ廢スヘカラサルヲ以テ 朕ハ茲ニ 踐祚ノ式ヲ行ヘリ

願フニ 先帝睿明ノ資ヲ以テ維新ノ運ニ膺リ萬機ノ政ヲ 親ラシ内治ヲ振刷シ外交ヲ伸張シ大憲ヲ制シテ 祖訓ヲ昭ニシ典禮ヲ頒チ蒼生ヲ撫ス文教茲ニ敷キ武備爰ニ整ヒ庶績咸熙リ國威維揚ル其ノ成德鴻萬業民具ニ仰キ列邦共ニ視ル寔ニ前古未タ曾テ有ラサル所ナリ

朕今萬世一系ノ 帝位ヲ踐ミ統治ノ大權ヲ繼承ス 祖宗ノ宏謨ニ遵ヒ憲法ノ條章ニ由リ之レカ行使ヲ愆ルコト無ク以テ 先帝ノ遺業ヲ失墜セサラムコトヲ期ス有司須ラツ 先帝ニ盡シタル所ヲ以テ 朕ニ事ヘ臣民亦和衷協同シテ忠誠ヲ致スヘシ爾等克ク 朕カ意ヲ體シ 朕カ事ヲ獎順セヨ

臨時議會

八月二十一日、臨時帝國議會を東京に招集せられ、同月二十三日を以つて、開院式を行はせらる。此の第二十九議會は、全會一致を以つて、先帝陛下御大喪に關する豫算金百五十四萬五千三百八十九圓を議決し、同月二十六日閉會式を舉げさせられたり。八月二十七日、大行天皇の御追號を、明治天皇と仰出され、殯宮に於て追號奉告の儀を行はせられたり。明治天皇の大喪儀を九月十三日、十四日、十五日と

明治天皇

大喪儀

輿車御出門

御治定、廢朝仰出されたりしか、十三日權殿に於て、御靈體奉安の儀及殯宮祭を行はせられ、午後七時二十分、御靈柩を輻車に奉遷し、同八時宮城御出門、鹵簿肅々として青山葬場殿に着御す。此の時、兩陛下幸啓あらせられ、歛葬の儀を行はせ給ひ、天皇陛下親しく御誄を申へ奉り給ふ。内閣總理大臣は百僚臣民に代りて、泣血頓首謹て誄を奉奏し、祭官長祭詞を白し、内外文武百官謹て大儀を拜し、追悼の涙止め難く、愈々敬慕の念を深ふして黯然たり。而して、御靈柩は先に御治定あらせられたる、京都府紀伊郡堀内村字古城山に奉葬あらせらるへく、翌日午前一時四十分、靈柩汽車に乗御。次て御發車あらせられ、同日午後五時十分桃山停車場に着御、葱華輦に奉遷し、御陵所に進御、七時三十五分祭場殿に着御、嚴なる祭儀を舉げさせられ、十五日午前七時、御靈柩を御陵所の土深く歛め奉りて、後御祭典を行はせられ

陛下の御誄

靈柩汽車

伏見、桃山陵

全く御大葬式を終へたり。此の御陵名は伏見、桃山、陵と定められたり。

郡民の遙拜

御大葬に方り郡長は各町村に注意する處ありしか、御大葬儀の三日間は一般に國旗を掲揚して敬意を表し、各自謹慎して苟も喧躁に亘るへき行爲を避け、奉悼追慕の念に禁へざるの情あり。されは十三日、各町村に於ては學校又は便宜の位置に、齊竹を樹て、注連繩を張り、東方に新薦を舖き、八脚台を据へ、玉串案を置き、燎火を焚く等、遙拜所を設備し、町村長は衆民を率ひて參集し、午後八時、輻車宮城御出門の時、刻に於て、神職奉悼詞を白し、次て町村長以下玉串を奉奠し、拜詞を奉唱して、萬民共に謹て遙拜式を舉げたり。

大赦

御大喪第一日に於て畏くも、天皇陛下特に大赦を行はさしめ、また惠恤の儀に付勅語を賜はりて金一百萬圓を下賜はり、各地方に頒賜せしめ、慈惠救濟の資に充

慈惠救濟

てしめ給ふ。乃ち本縣に金一萬四百圓を賜はりたり。國民遽に大故に遇ひ悲痛慟哭止まざるに、今此の渥き、御沙汰を拜して、縣民は更に感泣措く能はさりき。

大雨強風

九月、近年稀なる水害あり。乃ち此の月二十一日朝來大雨降頻り、且つ強風加はり、夜に入りて雨益々烈しくして、郡内の諸山より飛瀑の如く流出する急水溢れて奔馬の如く、水勢彌々強く河川に氾濫したれば、各所に警鐘を亂打し、太鼓を敲きて急を

河川氾濫

被害の種別
 告げ、一致協力して水防に盡したるも、元來河腹狭く屈曲多き郡内の諸川に於ては、素より此の大水を排出する能はず、忽ち橋梁を流失し、堤防を決潰し、道路は没して宛然海の如くなり、或は家屋を流失し、農作物を壓伏する等、一時悽愴たる景状を呈し、沿岸の住民甚危惧に堪えざりしか、翌日に至り降雨息むに従ふて減水し、漸く安堵するを得たり。此の洪水に於ける郡内被害の重なるものを擧ぐれば、河川堤防の決潰八十二箇所、延長三千餘間。同破損百十五箇所、延長二千間。橋梁の流失及墜落二十二。道路及護岸等の破壊五十六箇所。建物の流失十三棟。同崩壊十軒。船舶の流亡三。田地の荒廢に歸したるもの五六町歩。稲作の損耗約三百餘石等にして、此の見積損害額約十二萬圓を下らざるへしと、實に近頃の大水害と云ふへし。本郡は毎年流行病を見ざるこなく、是か爲め多大の費金と、幾多の生命を亡ひ、慘害を逞ふするは、畢竟病毒全滅せず、蟄伏越年するものありて、翌年更に蔓延するにあらざるか。近時連年流行し、此の歳に於ても、全縣下に二千九百七十一人の赤痢患者を出し、本郡亦四百二十九人を算し、百一人の死亡者を出せり。

豫郡 豫算額
 大正二年一月七日、通常郡會を開き、大正二年度豫算歳出總計金三萬九百六十二圓（經常部金九千三百九十二圓、臨時部金二萬一千六百七十圓）及之に對する歳入豫

決算額
 算を議決し、明治四十四年度、決算歳入總計金四萬一千七百五十七圓十二錢八厘。歳出總計金三萬六千六百十三圓三十九錢四厘の、收支の正常なるを認定し、同月二十日閉會せり。三月、吉原村大字吉原に、耕地整理を完成す。由來同村は三面に山を繞らして丘陵地多し、此等の畑地は素より水利の便なければ、雜穀を栽培するも、夏作は往々枯死して全く損耗に歸すること多く、農家は久しく之を憂へたりしか、同村人秋山慶治、夙に耕地を整理し、溜池を築造して、水田を爲さむことを唱道し、存りに其の利害を説き、數人の賛成者と共に熱誠に奔走して、遂に關係農家の賛成を得て其の計畫を立て、去る四十四年一月より着手し、蔓茶羅寺部落の上位に溜池を築き、從來の耕地を整理し、水田六町四反餘歩を造りて、爰に完成を告げたり。而して之か費用は、反別と地價に賦課し、總額金五千四百二圓餘を費したるも、整理前に比すれば土地の價格に於て、約金四千二百餘圓を昇騰し、生産力の増加に於ても、又多額の利益を收むへければ、數年を出して出費の全部を償ふへしと云ふ。四月一日、道路、橋梁等の常時修繕施行規程を設け、郡費支辨に屬する道路、橋梁、溝渠等の受持區域を定めて、常備工夫を配置し、修繕に要する荷車、其の他の普通器具を貸與し、監督員の指揮に従ふて其の業務に就かしめ、常に破損の大ならざる時に於て、直に之を修

耕地整理
 秋山慶治
 蔓茶羅寺
 道路の常時修繕

理して其壊敗を防ぎ、以つて道路橋梁等の保全を圖れり。本年度に郡費支辨に屬する里道の開通に至りたるもの左の如し。

額坂道

一、額坂道。龍川村國道、金藏寺橋の東側より分岐し、郡家村字田代に至りて、綾歌郡川西村舊高松道の額坂線に接続するものにして、本線は幅十二尺、延長二千十三間三分を、去る四十二年度以降繼續施工し、本年度に於て工事完了に至れり。其の改修費總額金八千七百二十三圓餘を要せり。

多度津驛道

一、多度津驛道。本線は多度津停車場移轉の結果改修したるものにして、乃ち縣道下道線、多度津豊津橋より、多津度驛に至る、幅三十尺、延長百六十間、改修費總額金二千二百六十二圓餘を以つて竣成したり。

海岸寺驛道

一、海岸寺驛道。本道は鐵道讃岐線延長して停車場を新設されたる結果、白方村に於て郡里道下道より分岐し、海岸寺驛に至るものにして、幅十八尺、延長百四十四間四分を、改修費總額金六百四十五圓餘を以つて竣工を告げたり。

郡會

大正三年一月七日、通常郡會を開き、名譽職參事會員の補缺選舉を行ひ、次て大正三年度、豫算歲出總計金三萬四千九百八十八圓、經常部金一萬三百八十八圓、臨時部二萬四千六百圓、及之に對する歲入豫算を議決し、明治四十五年度、及大正元年度の決

豫算額

決算額

造林補助

松竹

桑園補助

稚蠶共同飼育補助

皇太后陛下御不例

算歲入總計金四萬二千六百圓十四錢三厘、歲出總計金三萬五千五百九十九圓三十七錢四厘の收支の正當確實なるを認定し、同月二十日閉會せり。二月、郡告示第六號を以つて、林野造林事業費補助規程を定め、町村、町村組合、學校、社寺又は個人事業として、面積五反歩以上、社寺、及個人は一反歩以上に、樹木は松、外七種類、竹は苦竹、外一種を植栽したるときは、事業完了の成績に依り、一反歩金一圓以内、竹類は金一圓八十錢、大正四年四月、金四圓に改む、以内の補助金を交附する方法を規定し、以つて林業を奨勵し、將來の發達を圖れり。また郡告示第九號を以つて、桑園設置補助規程を定め、一團地一畝歩以上の桑園を新設したるときは、其の成績の良否に依り、一反歩に付金四圓以上六圓以下の範圍に於て、補助金を交附する方法を規定し、(補助金は、大正四年四月、一反歩に付金五圓以内に改めたり)四十五年公布の桑園増殖費補助規程を廢止せり。三月三日、郡告示第十號を以つて、稚蠶共同飼育所設置補助規程を設け、二十戸以上共同して、教師を置き設備を完成して、特別蠶種を三齡二日目迄、飼育するものに對し、當該年度豫算の範圍を以つて、補助金を交附する方法を定め、最も失敗の原因を爲すべき稚蠶の飼育を完全ならしめ、健全なる蠶兒を作りて、蠶業を容易ならしめ、以つて斯業の發達を圖れり。四月十一日、皇太后

御見舞下

崩御

臨時帝國議會

昭憲皇太后

大葬

伏見桃山東陵

慈惠救濟

陛下、先日來強度の狭心症に罹らせられ、沼津御用邸に御養生遊はせられ、一時御輕快の處、去る九日再び劇烈なる狭心症を發せられ、御病勢益々御増進、刻々御危篤の御状態に陥らせられ、天皇、皇后兩陛下、沼津に行幸啓あらせられ、親しく御病床に御見舞あらせられたり、而して、皇太后陛下は、速に御平癒の御摸樣なきまま、青山御所へ還御あらせられしか、十一日午前二時十分心臟麻痺に因り、終に崩御あらせられたり。嗚呼國民未だ流涕の乾かざるに、再び大喪を服するの悲みに遇ひ悲痛極りなし。五月五日、臨時帝國議會を開き、兩院哀悼の間諱みて大喪費金一百二十萬三千餘圓を議決し、八日閉會したり。九日故、皇太后陛下の追號を、昭憲皇太后と仰出され、殯宮に於て御奉告の儀を行はせられたり。二十四日より二十七日に至る三日間を、昭憲皇太后陛下大葬日と御治定あらせられ、二十四日、靈柩出御、轎車に奉遷し、同八時青山御所御出門、代々木葬場殿に著御あらせられ、天皇陛下親しく御誄を申へられ、御拜あらせらるる等、歛葬の儀を行はせられ、終りて、靈柩汽車にて桃山假停車場に著御、豫て御治定の桃山御陵所に進御、二十六日御歛葬を終り、祭典を行はせられたり。之を伏見桃山東陵と稱し奉れり。此の大葬に丁り畏くも、陛下特に御内幣より金六十萬圓を御下賜あらせられ、慈惠救濟の資

遙拜式

獨逸に宣戰

最後通牒

海軍出征

として、各地方に頒賜せしめらる。乃ち本縣は金六千二百圓を拜受せり。昭憲皇太后陛下の御大葬に當り、郡長は特に注意する所あり、各町村民は學校其他清淨の場所に式場を設け、諸事を辨備し、町村長は衆人を率ひ、轎車青山御所御出門の時刻に於て、神職奉悼詞を白し、次て町村長以下拜禮し、一同謹みて遙拜式を行ふこと。先帝陛下御大葬の時に同しかりき。

八月二十三日、獨逸國に對し宣戰の詔勅を下し賜ひ、歐州の一大強國と戰鬪を開き、先づ歐州の戰亂に方り獨逸國は、我同盟國たる英國と戰端を開くの已むなきに至らしめ、獨逸の租借せる支那膠州灣に於ても、亦日夜戰備を修め獨艦荐りに東亞の海表に出沒して、通商貿易に威壓を加へ、極東の平和は正に危殆に頻せしかば、日英の兩國は相互の協議を遂げ、同盟協約の豫期せる全般の利益を防護するに必要なる措置を執るに一致したり。されど我國は努めて平和の手段に出て、獨逸國に勸告したるも應諾に至らず。遂に國交斷絶し、此の目を以つて交戰状態に入りたり。宣戰の大詔下るや直に海軍は萬里遠征の途に上り、間もなく膠州灣の沿岸を封鎖し、既にして陸軍は海軍掩護の下に上陸して敵の背後を突き、威風堂々半島の山河を壓す。斯の如く海陸共に勇進奮闘して、青島要塞を包圍し、著々豫定の作戰計

總攻撃

敵兵降伏

宣戰奉告祭

戰捷奉告祭

獨逸俘虜來

滿濃池配水塔

畫を敢行して、十月三十一日より、一齊砲撃を開始し、繼續して總攻撃を行ひ、幾多の砲壘を攻畧し、艦艇を撃破しつつ、十一月七日に至るまで潮の如く猛進し、將に壯烈なる市街戦を開始せむとする折、白旗翻々として數所に掲げらるるや、敵の軍使は郊外に來りて開城を申込みたれば、我軍之を容れ、青島要塞は全く陥落し、戦鬪行爲を終結し、東洋再び平和に復し、皇威益天地に輝きたり。

此の戦役に方り宣戰の大詔を拜するや、官國幣社以下神社に、宣戰奉告祭を行ふに、指定の縣鄉村社は、大祭の例に依り、特に神饌幣帛料を供進し、縣郡市町村長參向して、壯嚴なる臨時大祭を擧げ、郡内他の神社に於ても皆之が奉告祭を行ひ、赤誠を罩めて、神佑を祈り、國民一致協力して大に軍國の事に盡したり。而して忠勇なる陸海軍は、意想外の神速を以つて、彼の堅固なる青島の要塞を陥落したり。此の快報に接したる國民は大に喜び、直に戰捷奉告祭を行ふて報賽の誠を效し、歡杯を擧げて帝國の萬歳を祝したり。十一月十六日六鄉村に俘虜收容所を設置す、乃ち青島に於ける、獨逸軍の俘虜、將校以下三百余名、此の日多度津港に上陸したれば、下土以下は悉く、蘆屋西本願寺別院坊舎に收容し、將校は丸龜市に置きたり。十二月二十三日、滿濃池配水塔落成式を舉行す。本池從來の樋管は木造にして、明治

起工
工費
構造の概要

三十一年、悉く之を改築したるも、既に十數年を経過したれば、樋管上部の腐朽を見るに至り、之が改築の議あるや、曩に本池水利組合より、派遣視察せしめたる、愛知縣丹羽郡池野村なる、入鹿池の設備に倣ひ、其の形狀を改め、鐵石等の堅材を以つて、永世不朽のものを造らむとするの計畫を立て、組合會の議決を経て、既に準備成り、大正三年九月十三日起工す。爾來豫定の工程を逐ふて實施し、此の月十五日全く竣成を告ぐ。工費總額金一萬八千九百二十一圓五十五錢を要せり。今其の概要を摘録すれば、堤防の内側に於ける、自然岩を基底とし、混凝土と、花崗石を布置して其の基礎を造り、煉瓦を重疊し、鐵板を以て屋根とす。其の構築圓筒形にして、基底部の直徑二十四呎、上部同十五呎、全高六十五呎にして、内部の中央に直立する鐵管(徑三十吋)あり、石穴の一端に接著す。吸入鐵管(徑二十四吋)は總て七箇あり、上下適當の位置に配して、中央の立管に接續す。而して各吸入鐵管に、制水弁を備へ、上部の屋内に設けたる「スタンドポスト」と稱する小機に依りて、開閉を自由ならしむ。其の機能の輕快及放水の調節等、實に完備と云ふへし。名付て配水塔と稱す。本池は古來數十回の破損修築の事あり、其の多くは樋管に原因し、毎に關係農民の困難すること實に甚しかりしか、爰に完全無缺にして、而かも永久的施設を見るに至りしは、文明の賜と云ふ

豫算額會

へし。

大禮紀念事業
決算額

衆議院議員選舉

増田穰三

土木費補助

大正四年一月九日、通常郡會を開き、大正四年度歳出豫算總額金四萬五千五百八十四圓(經常部金三萬五千七百五十九圓、臨時部金九千八百二十五圓)及之に對する歳入豫算を議決したり。而して此の歳の臨時部中には、本郡議事堂新築費金七千圓を包含す。これ今歳秋冬の交に於て行はせらるべき、御大禮紀念事業として、全會一致を以て可決したるものなり。また大正二年度、決算歳入總計金三萬八千四百八十九圓五十七錢一厘、歳出總計金三萬三千一百二十八圓二十二錢九厘の收支の正當なるを認定し、同月二十二日閉會せり。三月二十五日、衆議院議員の選舉を行ふ。第三十五回帝國議會に於て、衆議院は、陸軍二箇師團増設問題に關し、政府と衝突し、昨年十二月二十五日、解散を命せられしに因る。而して本縣選舉區、郡部に於ける投票の結果、定員五人の當選者中、本郡人にては、前議員たりし、七箇村増三穰三當選したり。五月、郡令第二號を以つて土木費補助規程を設け、町村、町村組合、水利組合に於て、施行すべき土木工事に對し、郡に於て必要と認むるときは、其の事業の緩急を稽查し、毎年度郡費豫算の範圍内に於て、補助金を交附する方法を定む。乃ち里道の改修は、縣費補助あるものは、其の補助額の十分ノ五、補助を受けざるもの及修繕は

大嘗祭御用筵

主基齊田

上櫛梨

大西佐次郎

設備一班

早稻鷹の尾

十分ノ三、又橋梁、港灣等の修築、改築は、其の都度之れを定むることと爲したり。六月十四日、象鄉村、大嘗祭御用筵、藁栽培地に於て、盛大なる田植式を舉行せり。今其の爰に至れる梗概を記さば、今年十一月

今上陛下即位禮、大嘗祭を行はせ給ふに方り、讃岐國は主基國に卜定あり。乃ち綾歌郡山田村に齊田を設けられしか、更に大嘗祭御用筵を主基國より徵させらるるの榮譽を蒙りたれば、曾て齊田候補地たりし香川、仲多度、三豊の三郡に於て、調製すべく、若林知事より内命あり。本郡は豫て象鄉村大字上櫛梨字木ノ井に於て、齊田候補地を選定せしことありしを以つて、同村長及土地所有者に内命を傳達したるに、直に之を承諾し、諸般の事項を議り、六月二日決定したれば、郡長は郡官吏及村吏員に事務係を、農會及産牛組合技手に、技術員を命じて設備の任に當らしむ。乃ち耕地は奉仕者大西佐次郎の自作地、田四反三畝五歩を以つて之に充て、先づ作道及水路、養水補給井戸を掘鑿し、外圍に柵を設け、齊竹を立て、注連繩を張り、黒木門を造り、門側に耕作者潔齊所を設け、四隅に「大嘗祭御用筵藁栽培地」の標木を建つる等、同村民熱誠に従事し、又農具を新調し、耕作従事者の服装を調ふる等、設備を完成し、品種は早稻鷹ノ尾と定め、耕作夫、早乙女は象鄉村優良青年及婦女中より、男二十名、女子十

田植式

八名を選抜し、六月十日祓式を修めて、犁鋤、灌水等を行ふて田植を爲すに至れり。田植式は隣地を式場に充て、祭事は本郡神職會之を掌り、縣下文武官、郡市町村長、各學校長、耕作關係者等三百餘名參列して、壯嚴なる祭典を舉げ、畢りて技術員指揮の下に、代掻き、苗配り等を行ひ、早乙女は、田男の打つ太鼓の勇ましき拍子に連れて、聲朗かに田植歌を謠ひつつ、盛なる插秧を爲したり。

田植歌

筆岡村 金森熊男

- 一、野田の川沿ひ三田に水湧きて
- 二、どもに早苗を唄ふて植えむ
- 三、廣葉の稻の新藁筵

上の櫛梨稻どころ
秋の稔りを祈りつつ
主基の御殿に捧げむと

七ヶ村 増田正三

- 一、象郷よいとこ神山おろし
- 二、藁て置かふか瑞穂を取ろふか
- 三、こは櫛梨鷹尾の稻よ

うけて生ひたつ稻どころ
主基の山田は米ヒやぐい
心しておれ廣むしろ

善通寺町 宮武福太郎

- 一、里子よろこべをらがの村は
- 二、心清めて身躰を潔ぎ
- 三、象の御山の神風うけて

主基の筵を織るところ
植る早苗の名も鷹尾
秋の出來榮祈らむしよ

藁栽培

十月六日、大嘗御用筵既に謹製を終へたれば、此の日發送に方り、象郷尋常高等小學校庭に於て、其の完成式を舉行せり。御用筵の藁栽培に就ては、曩に盛大なる式を舉げて插秧したる後、灌水、除草、施肥、害虫驅除等、作業日程に由り、十分注意を拂ふて培養したれば、生育良好にして、移植後八十余日を以て成熟するに至れり。乃ち九月十日之を刈取り、藁の乾燥、整理等數日間、織製の準備を調へ、同村小學校に於て製筵機四十五臺を据附け、豫習、試織等を行ひたる後、同月十七日織初式を舉げ、藁の撰別、繩綯、織製等、各々清淨を主として、町重に従事し、六日間に既定數二百枚を完成し、堅牢に包裝して發送の準備を整へたり。而して此の日御用筵の發送に方りては、校庭に式場を設け、田植式と同しく、地方文武官、縣、郡會議員、町村長、學校職員、生徒、其の他關係者參列し、本郡神職會員一同にて、嚴なる修祓式を行ひたる後、象郷青年會員運送し、參列員一同之に附添ひ、琴平驛に到り、豫て準備しある貨車を被ひて之に積込み、途中の護衛として、奉仕者を始め、郡書記、象郷村長、同村小學校長並に耕作夫三名附添ひ、高松へ廻送し、縣廳に納むれば、若林知事は他郡の製作品と合して、御用筵六百枚を携へ、關係護衛者一同を隨へて上京し、十月八日京都御所建春門内大禮使造宮部に上納し、茲に全く御用を終へたり。

筵織

御用筵發送

護衛者

上納

御用筵の調製供納に就ては、奉仕者大西佐治郎は、真心を捧げて、始終最も謹嚴に諸般の事に従ひ、是か費金亦多額を要すれば、郡費及象郷村費より各金二百五十圓を補助して、至潔完璧を期し、祭事は初め祓式より完成式に至る四回、祭場の舗設、祭具の辨備等、本郡神職會に於て擔任舉行し、又藁栽培地の外柵及注連竹、杭木、門等の多數材料は、十郷村在郷軍人會員及同村青年會員の寄附に係り、早苗は吉野、神野、十郷の有志者より寄贈せられたり、此の外耕作及製籾、其の他、門及外柵の建設、道路修理等の勞務に要せし延人員二千九十一人は、悉く象郷村青年男女の交代従事したる所にして、最も熱誠に之を輔位し、首尾克く御用命を果すを得たるは、實に千載一遇の御大禮に於ける、郡民の榮譽と云ふべし。十月二十七日、今上天皇御眞影拜戴方、曩に願出たる郡内五尋常高等小學校に對し、今回下賜の榮譽を蒙りたれば、此の日郡役所樓上に於て奉授式を舉行し、郡長より善通寺、六郷、吉原、象郷、琴平の五尋常高等小學校へ奉授す。乃ち當該町村長、及學校長謹みて拜戴し、奉安器、辛櫃等にて奉昇し、警察官先驅し、學校生徒、町村會議員、其の他多數の奉迎者従ひ奉り、豫定の道筋、衆人の奉送中行列肅々として、各々其の學校に御着、拜戴式を舉げて、奉置所に奉安せり。十一月七日、本郡廳舎及議事堂建築工事に着手す。郡廳舎の建築は多年の懸案

郡、村費補助

祭事の擔任

竹木材

村民の赤誠

御眞影拜戴

郡廳舎

紀念議事堂

地鎮祭

御眞影拜戴

即位禮

賢所御所

賢所大前の儀

なりしも、其の機容易に熟せざりしか、昨年通常縣會に於て之か議決を見るに至り、漸く宿望を遂ぐるの機運に到達するや、本郡に於ても、今上陛下御大禮の紀念事業として、議事堂新築の議を可決し、爾來位置の選定、土地の買收、設計の作製、工事請負入札等に數月を費し、爰に交通最も便利なる、而かも老松森々として高燥なる王子森の地を得て、此の日地鎮祭を舉げ、以て其の工事を起すに至れり。十一月八日、今上陛下御眞影拜戴方を願出たりし、豊原及榎井の二尋常小學校へ對し、今回複寫下賜ありしかは、去月行ひと同様の奉授式を舉げ、郡長より當該村長及學校長に奉授し、警察官先驅し、學校生徒、村會議員等の奉迎者附添ひ、沿道多數の奉迎送中、其の學校に安着し、拜戴式を舉げて奉安せり。十一月十日、今上天皇即位の禮を行はせ給ふ。是より先、賢所に齊き祭れる。皇祖大御神を御羽車に奉遷し、陛下之に従ふて東京御發遣、京都、皇宮に移御あらせ給ひ、御羽車は、皇宮内、春興殿に渡御あらせられたり。されに當日午前、於て、先づ第一に、春興殿に祭事を舉げさせ給ふ。即ち、天皇白の御束帶を召し、百官を率ゐて出御あり。賢所大前に於て御拜禮、御告文を奏し給ふ。天皇既に踐祚式の御時、神器御傳承あらせ給ひぬれども、此の日更に、天日嗣の御位に即かせ給ひたる由を、御親ら、天照大神に

紫宸殿の儀

告げさせ給ひ、御喜びを申させ給ふ重き祭儀にして、之を 賢所大前の儀と申す。午後紫宸殿の御儀にては、中央に高御座を据わて 玉座とし、東方に御帳臺を設けて 皇后の御座とす、大禮使諸員各々其の本位に就き、皇族以下文武百官、外國使臣等參列す。天皇黃櫛染の御袍とて色の束帶を召し、高御座に昇御あらせられ、親しく 勅語を賜ふ

勅 語

朕 祖宗ノ遺烈ヲ承ケ惟神ノ 寶祚ヲ踐ミ爰ニ即位ノ禮ヲ行ヒ普ク爾臣民ニ 誥ク

朕惟フニ 皇祖 皇宗國ヲ肇メ基ヲ建テ 烈聖統ヲ紹キ裕ヲ垂レ天壤無窮ノ 神勅ニ依リテ萬世一系ノ 帝位ヲ傳ヘ 神器ヲ奉シテ 八洲ニ臨ミ 皇化ヲ宣ヘテ蒼生ヲ撫ス爾臣民世世相繼キ忠實公ニ奉ス義ハ則チ君臣ニシテ情ハ猶ホ父子ノコトク以テ萬邦無比ノ國體ヲ成セリ 皇考維新ノ盛運ヲ啓キ開國ノ宏謨ヲ定メ 祖訓ヲ紹述シテ不磨ノ大典ヲ布キ 皇圖ヲ恢弘シテ曠古ノ偉業ヲ樹ツ 聖德四表ニ光被シ 仁澤遐邇ニ霑洽ス 朕今 丕續ヲ繼キ 遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ圖リ外ハ

國交ヲ敦シシテ共ニ和平ノ慶ニ賴ラントス 朕カ 祖宗ニ負フ所極メテ重シ 祖宗ノ 神靈照鑑上ニ在リ 朕夙夜兢業天職ヲ全クセムコトヲ期ス 朕ハ 爾臣民ノ忠誠其ノ分ヲ守リ勵精其ノ業ニ從ヒ以テ 皇運ヲ扶翼スルコトヲ知 ル庶幾クハ心ヲ同クシ力ヲ戮セ倍々國光ヲ顯揚セムコトヲ爾臣民其レ克ク 朕カ意ヲ體セヨ

此の 大御言を拜したる内閣總理大臣大隈重信は、鞠躬如として進み、一般臣民を代表して壽詞イハヒコトを奏し奉り、訖りて萬歲籥の前に於て、萬歲を稱へ奉ること三聲、參列の諸員一齊之に和して 聖壽を祝し奉り、芽出度式を畢らせられたり。此の日 詔書を以て特に恩赦の事を行はしめ、又養老、賑恤の儀に付 御沙汰あらせられ、養老の爲め木杯並酒肴料を、賑恤の爲め金百萬圓を下賜はりたれば、此の 聖旨を畏みて當日之を施行せり。

此の御大典に當りては、先に郡町村に於ては、講演會を開きて、大禮の意義、次第等の要旨を周知せしめ、至誠を以て奉祝するに、質實を主として、華美虚飾に流れざる様、注意する所あり。其の方法に就ては、素より各自の意見に依るへしと雖も、豫め其の據る所を知らしむる事、亦必要なるを以て、郡長は即位禮當日の奉祝大嘗祭當日の

萬壽 歲詞
恩 赦
賑 恤
奉祝注意

郡民奉祝

祭祀猶ほ特に大禮期間に於ける衛生、警備等、注意すへき要項を指示したれば、諸事遺憾なく執行することを得たり。今其の概況を摘録せば乃ち左の如し。

奉祝祭

一般臣民は、即位禮當日より、大饗第一日まで七日間、各々門戸に國旗、軒燈を掲げ、松竹を建て注連繩を張り、相當の裝飾を施し、殊に神棚を清めて供物を奉る等、敬神崇祖の誠意を表し、一家團欒して、聖壽の萬歳を奉祝せり。神社に在りては、即位禮當日午前、於て、勅令に依り中祭を行ふ。町村吏員、名譽職を始め各種團體員及一般氏子參拜して、嚴肅なる祭儀を舉げて、寶祚の無窮を祈り奉り、各種の神賑を催して奉祝せり。

天杯奉授式

此の日各町村に於ては、先づ天杯奉授式を舉げて、至仁 至慈、深く老を念い、孝を重むさせ給ふ、優渥なる 御沙汰を傳達し、高齡者に順次木杯並に酒肴料を授けたり。

御沙汰

蓋し存シ老ヲ問フハ人ニ孝ヲ教フル所以ナリ。惠ヲ敷キ恩ヲ垂ルルハ民ノ乏キヲ濟フヨリ先ナルハナシ。茲ニ登極ノ初メニ方リ 祖宗ノ遺範ヲ紹述シテ、養老賑恤ノ典ヲ行フ。其レ有司ニ諭シテ 朕カ意ヲ宣布セシメヨ。

郡内高齡者數

本郡に於て此の有り難き 御沙汰を蒙りたる高齡者、百歳以上一人、九十歳以上四十一人、八十歳以上五百六十三人にして、年齢に依り御下賜品に差ありと雖も、皆仁徳の渥きに感泣せり。

官公署學校の奉祝

各官公署、學校等に於ては、便宜の所に齊竹を樹て、注連繩を張り、萬歳旗を立て、會場を舗設して、衆人爰に集り、司會者開會を宣し、大禮の講話、君か代の合唱、祝詞の朗讀等を爲し、紫宸殿の儀に於て、萬歳を稱へ奉る時刻、乃ち午後三時三十分、司會者は謹みて 天皇陛下萬歳を奉稱すること三度、一同之に和して奉祝し、式終りて祝宴を開催し、皆靜肅に敬意を表して歡を盡せり。

奉祝唱歌

當日各學校に於ては、大禮の要旨を謹話したる後、文部省の選定したる

- 一、天地のむだ窮なき 天津日嗣の御位に 我大君ののぼります 今日の御典の尊さよ
- 二、垂穂の稻の大御饌に 白酒黒酒を取りそへて 皇御神にささげます 大御祭のかしこさよ
- 三、大き正しき君か代の 大御祝に外國の つかはし人も列りて 共にことほぐめでたさよ

の歌を合唱して奉祝し、教師は全生徒を引率して國旗行列を爲し、町村内各神社に参拜し奉祝歌を奏し奉れり。

當日本縣下青年會員は、左の歌を以て謹肅に大典を祝し奉れり。

一、水上清き五十鈴川 つゆもにござらぬ大御代を

八千代と祈る國民の 聲のどごろく神路山

日本島根は千代八千代

二、あふげば高き天つ日の 光りまばゆき高御座

日嗣の君のかしこくも 今日のぼりますめでたさを

祝へ諸人千代八千代

三、みめぐみの露玉もよし 讃岐の國にすむ民は

東の空をかしこみて 祈れや祝へ諸共に

我大君は千代八千代

斯の如く晝間は老若男女皆至誠を以て奉祝したるか、夜に入りても各町村各戸一人以上参加し盛なる提灯行列を行ひ、各神社に参詣して一同萬歳を唱へ、又衆人競ふて各種の賑ひを催ふし、到る所歌舞音曲と湧くか如き萬歳の聲を以て満たされ

提灯行列

青年會奉祝歌

たり。

即位禮畢りたる後一日、賢所に御禮賽の御祭典を挙げさせられ、御神樂を奏させ給へり。また大嘗祭前一日には鎮魂祭の御儀あり。即ち 天皇の大御魂を鎮め安め奉る古式なり。

大嘗祭 十四日、大嘗祭を行はせらる。大嘗祭は古制に依り、新に悠紀殿、主基殿を建てさせらるるなり。大嘗宮は黒木の柱に、茅を葺きて造り、筵を敷く。本郡象郷村に於て謹製したる御筵も此の宮殿に用ひさせられたり。當日夜に入りて 天皇廻立殿に渡御、小忌の御湯を召され、御祭服に改めらる。供奉の諸員皆小忌衣及日蔭蔓を着く。斯くて稻舂歌、國柄の古風、風俗歌などの奉奏中、天皇悠紀殿内陣に進御、悠紀齊田の米にて造れる御饌、御酒、種々の物を 御親ら供へられ、御告文を奏せられて後、御自身も聞食し給ふ。之を夕の御膳といふ。畢りて一度廻立殿に還御あり。夜半を過くる頃 天皇更に御湯を召され、御祭服にて主基殿に進御、主基齊田の米にて造れる御饌、御酒等を供へ奉り、御親祭を行はせ給ふこと、悠紀殿に同し。これ 皇祖天照大神を始め 天神地祇を祭りて、孝敬の誠を致し、御親らも聞食し給ふこと、神代なからの御儀にして、御一世一度の最も大なる御祭事なり。主基殿の御祭儀に方り

悠紀殿 親紀祭

主基殿 親基祭

て奏したる稻春歌、また主基地方長官乃ち若林香川縣知事か、大嘗宮の南庭に於て、樂官に奏させたる、主基國の風俗歌等は左の如し。

稻 春 歌

玉もよし讃岐の山田あらた代の秋のたり穂の稻や春らむ

風 俗 歌

雲井まで高く響かむ里人の鼓か岡に千代呼はふ聲

郡内の神社
祭典

これは大嘗祭當日、本郡各神社に於ても大祭を行ふ。金刀比羅宮へは、勅使參向あり、郷村社にも郡町村長參向して、神饌幣帛料を供進し、壯嚴なる祭事を舉げ、官公吏、學校職員生徒、各種團體員、其の他町村人皆參拜し、謹みて、大御代の幸榮を祈り奉れり。而して神樂を奏し、各種の賑ひを催し、國旗及提灯行列を爲す等、即位禮當日に異ならず。晝夜到る所股賑を極めたり。

賑

悠紀、主基
地方の屏風

十六日、大嘗第一日の儀を行はせ給ふ。即位禮及大嘗祭に參列したる、文武百官を召させ給ひ、天皇、皇后臨御あらせられて、盛大なる御宴會あり。久米舞、風俗舞、及五節舞等、典雅なる舞樂を奏し、瑞祥内外に満ちて、芽出度、聖壽の萬歳を壽き奉れり。此の大饗宴場には、悠紀、主基地方の屏風を立てらる、屏風は四季の繪に、其の歌を書

竹内栖風

きたるものにて、主基の屏風の夏と冬の題材は實に本郡に係れり。乃ち、琴平山の夕立、「天霧山の雪」の二景にして、竹内栖風其の景を謹寫し、之に

琴 平 山 夕 立

あまねくも降りわたるらむかみなりの琴平の山夕立の雨

天 霧 山 雪

久方の天霧山に降る雪は君か千歳を積まむとすらむ

と、入江子爵謹詠の歌を書きたる、色紙を帖付せられたり。而して春は「九十九山の朝日電」、秋は「財田の稻刈」にして、此等は實に讃岐國を代表せる名勝地なれば、其の名千載に著はるへし。また風俗舞の歌も、同子爵の作にて、讃岐の土地に就きて、左の如く讀まれたり。

主基地方風俗舞の歌

小 豆 島

大君の御代知食す時津風小豆の島に吹き渡るらむ

萩 原

よろこひの雲と見えけり紫の色に匂へる秋の萩原

松山郷

吹風も枝をならさぬ大御代にいや榮ゆるむ松山の郷

玉の浦

萬代のかけさやかにも照る月の鏡をみかく玉の浦浪

地方賜饌者

此の日京都に於ける大饗宴と同時に、地方在住の高等官、判任官二等以上、同待遇者、従六位勳六等以上の者、縣郡市會議長、市町村長、褒章受領者並に文部大臣の選奨したる學校長、公私立中等學校長、地方森林會議員、赤十字社有功章受領者、濟生會大寄附者等の地方名望家に至るまで、御召狀あり、縣廳に於て饗饌を賜へり。尙賜饌者には大禮紀念章をも下賜せられたり。

大饗第二日の賜宴に次て、夜宴を行はせ給ひ、萬歳樂、太平樂等、壯重なる舞曲を奏させられ、群臣に陪觀の榮を賜ふ。實に悠紀、主基屏風の隔てなき、君臣輯睦の御儀にて、芽出度貴き極みなりけり。

還御

大饗を畢りたる後、天皇、皇后共に、神宮、神武天皇御陵及先帝四代の山陵に參拜あらせられ、十一月二十七日、京都御發輦、神器を奉して東京に還御、賢所、

皇靈殿、神殿に祭儀を擧げさせられて、全く御大禮を畢れり。

抑も御大禮は、神祇の祭祀に始まりて、神祇の祭典に終るは、神國たる所以にして、上は、皇祖、皇宗に孝敬の誠を致し、下は萬民に嚴なる儀禮を示し給ふ。國民も亦萬腔の赤誠を捧げ、上下一和歡樂して盛典を奉祝し、皇運を扶翼し奉るは、我國千古の美風にして、萬國無比の國體とす。されは國民たるもの、宜しく國史の成跡に顧み、又世界の狀勢に照して、益々國威を宜揚せざるへからざるなり。

豫算額

決算額

郡廳舎移轉

落成式堂

大正五年一月八日、通常郡會を開き、大正五年度、歳出豫算總額金三萬六千四百九十八圓、經常部金三萬一千四百三十八圓、臨時部金五千六十圓、及之に對する歳入豫算を議決し、大正三年度、決算歳入總計金四萬二千三百五十七圓一錢七厘、歳出總計金三萬三千六百四十一圓八十四錢七厘の、收支の正當なるを認定し、同月二十八日閉會したり。三月三十一日、新築郡廳舎落成に至りたれば、本郡役所を、王子森に移轉し、四月一日より新廳舎に於て事務を執れり。四月二十六日、御大禮紀念事業として、新築したる、本郡議事堂既に竣工し、郡役所も亦新廳舎に執務する等、總て完成を告げしかば、此の日議事堂に於て、其の落成式を行ひたり。來賓としては、若林知事、蠟崎師團長を始め、各郡市長、縣郡會議員、町村長及地方各種團體名望家等、二百余名の參

議事堂建物

列ありて、壯大なる式を擧げ、紀念繪はかき、郡案内記を配付し、盛宴を開きたるに、各自歡を盡して、本郡の發展を祝せり。今建物の概要を擧ぐれば、議事堂は其の敷地二百六十五坪、本館木造、平屋建にして、建坪百八坪、附屬渡廊下一棟、則一棟、正門及周圍の石垣、土壘等、總工費金六千九百七十八圓を要せり。又郡廳舎は、其の敷地六百六十七坪、本館木造、平屋建にして、建坪百二十七坪餘、附屬小使室、物置二棟、渡廊下、厠各二棟、倉庫一棟、揭示場一、門二、土壘及盛土等、總工費金一萬一千二百十四圓餘を要せり。(郡廳舎敷地は、元官有地なりしを、善通寺町に拂受けて寄附したるものなり)而して建物の地形は、混泥土を以て築き、屋上には塔及窓を設けて室内の換氣を能くし、蟻害豫防の爲め背面の床下を開放し、避雷針を設くる等、構造堅牢にして、採光通風共に十分なり。敢て輪奐の美なしと雖も、結構全く備はれり。又多敷庭樹の寄贈ありて、春光秋色執務の疲勞を資くるに足るべく、實に縣内有數のものもと云ふべし。十一月三日、立太子の禮を行はせらる。此の日は、明治天皇の御誕辰、今上天皇の立儲あらせられし佳辰なるを以て、此の禮典を擧げさせられ、天皇、賢所大前の儀に於て

郡廳舎建物

立太子禮

壺切ノ劔

壺切ノ劔ハ、歷朝、皇太子ニ傳ヘ以テ、朕カ躬ニ逮ヘリ、今汝ニ傳フ、汝其レ之

裕仁親王

ヲ體セヨ
と、勅語を以て、皇子迪宮裕仁親王に御劔を傳へ、皇太子に立て給ふ。此の御劔は古典に據り、代々の皇太子傳承あらせられ、東宮の鎮護となし給ふ寶劔なり。皇基益々固く、中外瞻仰し、四海の民共に嘔歌する所なり。

神社祭典

立太子禮當日、郡内各神社に於ては、勅令に依り祭典を擧ぐ、天位日月と共に窮りなく、益々東宮の隆運を祈り奉れり。各學校に在りては、勅語の奉讀、立太子禮に關する訓話を爲し、文部省選定の

奉祝歌

一、めでたき代代のためしとて、壺切のたち傳へます
今日は生日の足日なり、いざや祝はむ諸共に
二、光りさしそふ大御代の、日嗣の御子の御さかゑは、いざや祝はむ諸共に
千秋五百秋かぎりなし、いざや祝はむ諸共に

官公署の奉祝

の、唱歌を合唱して奉祝せり。また各官公署、町村等に在りても、便宜の位置に參集し、上席者司會長と爲りて開會し、午前九時即ち、賢所大前の儀に於て、壺切の御劔を皇太子に傳へ給ふ時刻に、司會者は謹みて、萬歳を稱ふること三聲、列席諸員一同之に和して奉祝し、或は祝宴を開きたる等、庶民業を廢して敬意を表せり。

耕地整理	山低谷狭	村井岩吉	組合組織	東白方と青木	耕理反別	山上に送水	工費
------	------	------	------	--------	------	-------	----

白方村は、數年來耕地整理中なりしか、粗は完成に至りたれば、今其の概要を記さむ。由來白方村の東部は、山を以て四箇村と境し、丘陵地に耕作するもの多く、山腹の溜池に依りて漸く水田を作せり。元より山低く谷狭ふして、甚た水利の便に乏しと雖も、往時に在りては、甘蔗、檀等の栽培盛なりしかは、従て用水量も少なく、池水拂底して早損を見ること稀なりしも、近時専ら米作を爲すを以つて、屢々養水の窮乏を告げ、收穫を損すること多し。農家深く之を憂へたりしか、同村の大地主村井岩吉、夙に水利の便を興さむとするの志あり。村井彌平治、柳原丈吉等と圖りて、之か改善の計劃を立て、曠りに利害を論し、得失を説き、關係者の賛成を得て、遂に耕地整理組合を組織し、大正三年四月、工事に着手せり。爰に其の要旨を摘録すれば、同村大字東白方、字城ヶ下、奥谷、原戸、堂ノ前、岡、西谷、東谷、向山の八字及四箇村大字青木、字宿地、金道の二字に亘りて、田畑其の他の土地二十三町六反九畝一步を整理し、併て畑、山林を開き、水田三町二反三畝五歩を増加せり。是等の田に要する水源は、四箇村大字青木、字金道の地に、揚水機を据附け、同地方の灌漑に支障なき時季に於て、機械力を以て山上に送水し、在來の溜池に蓄水して、其の用に充つるものとす。本工事は約一年を以て其の大體を終へ、已に支出したる工費總額金一萬五百九十四圓二十一錢三厘を要

増収量	整理の利益
-----	-------

し、乃ち一反歩當り金四十九圓四十二錢六厘を費したりと雖も、其の後の收穫狀況を見るに、養水の十分なる爲め、在來の田に於て、一反歩の増収米二俵、新開田に於ては、畑作に比し約米三俵の利得を増加するか如し。故に從來田一反歩の時價二百五十圓前後のもの、近くは三百六十圓を稱ふるに至り、價格の昇騰に於て約二萬三千圓。生産力に於て米百八十四石の増収を見るに至りたれば、之か出費一萬餘金は、決して少額ならざるも、其の利益も亦甚大ならずや。而して本組合既定の事業は殆ど完了したれども、多少整理地區を變更するの必要を認め、目下其の計劃中にありと云ふ。

本年度に於て、郡里道吉野道の改修を終れり。本線は神野村大字岸上、久保宮壙入道より分岐し、吉野村木ノ崎に至る要路にして、東部二百九十間は、既に四十二年度、村に於て改修せし其の殘部、一千三百七十三間五分を、去る四十四年度以後、四ヶ年度に亘り、改修費總額金六千八十八圓余を以て繼續施工し、爰に全線の開通を見るに至れり。

附 表 國 司

讚岐守 (位不明)	道守朝臣	大寶年中在任
讚岐守 正五位下	大伴宿禰道足	和銅六年在任 (三年三月又ハ 元年三月トモ云)
同 從五位下	大神朝臣興志	和銅八年八月在任
同 正五位下	平群朝臣豊麿	天平三年四月在任
讚岐介 正六位上	村岡連子老	同十三年五月解任 (補任年 月不明)
讚岐守 從五位下	小治田朝臣廣千	同十五年六月在任
同 正四位下	安宿王	天平勝寶七載在任
同 從五位下	奈賀王	天平寶字元年六月在任
讚岐守 從四位下	大伴宿禰大養	天平寶字六年十月卒ス
同 從三位	百濟王敬福	天平神護二年六月薨ス (補任及解任 年月不明)
同 從四位下	多治比真人土作	神護景雲二年在任
讚岐介 從五位下	石川朝臣清麿	同三年在任

同 從五位下	藤原朝臣長道	寶龜元年十二月在任
同 從五位下	百濟王利善	同 年□月在任
讚岐守 從四位上	藤原朝臣楓麿	同二年五月在任
讚岐介 從五位下	佐伯宿禰藤麿	同三年五月在任
同 同	石川朝臣諸足	同六年九月在任
讚岐大領外從六位上	小屋縣主宮手	在任年月不明
讚岐守 從四位下	藤原朝臣雄依	寶龜九年二月在任
同 從四位上	壹志濃王	延暦元年閏正月在任
讚岐介 從五位下	石川朝臣淨繼	同三年三月在任
同 同	紀朝臣繼成	同四年十月在任
讚岐守 正五位下	內藏宿禰全成	同六年二月在任
讚岐介 從五位下	百濟王敬德	同八年二月在任
讚岐守 從五位上	宗形王	同九年七月在任
讚岐權守 從四位下	多朝臣入鹿	大同五年九月在任 (或弘仁 元年九月)
讚岐守 從四位上	春原朝臣五百枝	年月不詳

讚岐守 從四位上	原朝臣	弘仁二年四月在任
讚岐守 從五位下	藤原朝臣友人	弘仁二年五月在任
同 從五位上	清原真人夏野	同十一年正月在任
同 同	村田	在任年月不詳 (大同弘仁ノ頃ノ人ナリ)
讚岐權守 從四位下	高瀬王	在任年月不詳 (天長五年六月卒ス)
讚岐守 從四位下	清原真人長谷	天長六年 在任
同 同	伴宿禰勝雄	同七年 在任
同 從五位上	藤原朝臣貞守	同八年 在任
讚岐介(兼讚岐守) 從四位下	藤原朝臣岳守	承和二年二月 在任
同 從四位上	源朝臣冷	同三年七月 在任
讚岐守 正四位上	正躬王	同十二年正月 在任
同 (位不明)	藤原朝臣長良	同十三年九月 在任
讚岐介 從五位下	安倍朝臣忠雄	嘉祥元年正月 在任
讚岐權介 從五位下	菅原朝臣是善	同二年正月 在任
讚岐守 從四位下	長田王彈正大弼	同二年十一月 在任

同 從四位上	源朝臣冷(再任)	同三年正月 在任
讚岐介 從五位下	橘朝臣常陰	仁壽元年四月 在任
讚岐權介 從四位下	茂世王	同二年正月 在任
讚岐守 從五位上	弘宗王	全
讚岐守 從四位下	伴宿禰善男	齊衡元年正月 在任
讚岐介(位不明)	紀朝臣有常	同
讚岐權介(位不明)	藤原朝臣岑主	全三年正月 在任
同 從五位下	丹墀真人弟梶	同年四月 在任
讚岐守 正四位上	藤原(源)朝臣寬	天安元年正月 在任
同 從四位下	藤原朝臣良繩	同二年正月 在任
同 從五位上	紀朝臣夏井	同年十一月 在任
讚岐介 從五位下	藤原朝臣貞高	貞觀二年正月 在任
讚岐權守 正四位下	源朝臣生	同四年正月 在任
同 正四位下	藤原朝臣良繩	同年三月 在任
讚岐介 從五位下	藤原朝臣弘經	同六年正月 在任

讚岐介 從四位下	藤原朝臣有貞	同八年正月在任
同 從四位下	藤原朝臣保則	同
同 從五位上	當麻真人鴨繼	同
同 從三位	藤原朝臣常行	同十年在任
同 (位不明)	春澄 善繩	同十二年任在任
讚岐守 從四位上	藤原朝臣家宗	同十四年六月在任
同 從四位下	同 良世	同年八月在任
讚岐介 (位不明)	都宿禰御首	元慶元年正月在任
同 正八位下	占部連 月雄	同年二月在任
讚岐權守 從四位下	高向朝臣公輔	同年在任(月不明)
讚岐介 從五位上	安部朝臣興行	同二年正月在任
同 從五位上	良岑朝臣晨直	同五年四月在任
同 同	藤原朝臣高藤	同八年三月在任
讚岐權守 從四位下	平朝臣 正範	仁和二年正月在任
讚岐守 從五位上	菅原朝臣道真	全年二月在任

讚岐權介 從五位下	高階真人忠岑	同年六月在任
同 從四位上	源 湛	同年在任(月不明)
同 (位不明)	在原 友子	寬平二年正月在任
讚岐權守 正四位下	藤原 仲平	同五年正月在任
讚岐守 從四位上	藤原 枝良	昌泰二年正月在任
讚岐權介 從四位下	橘 澄清	延喜元年四月在任
讚岐守 (位不明)	源 昇	延喜五年(四年)在任
同 從四位上	藤原 保忠	同十年正月在任
讚岐權介 從四位下	平 伊望	同十二年正月在任
讚岐權守 同	小野 好古	同十二年三月在任
同 同	藤原 恒佐	同十三年四月在任
同 (位不明)	藤原 保忠	同十七年正月在任
讚岐守 正四位下	源 清陰	同二十一年正月在任
讚岐權守 (位不明)	藤原 扶幹	延長二年二月在任
讚岐守 正四位下	藤原 玄上	同三年正月在任

讚岐權守從四位下	源	悅	延長三年正月在任
讚岐權守從四位上	藤原忠文	延長三年在任	
同	源朝臣恒	同三年十二月在任	
讚岐守從四位下	藤原常幹	同六年任在任	
讚岐權守從四位上	藤原邦基	同七年正月在任	
讚岐守從四位下	藤原實賴	承平二年三月在任	
同 (位不明)	源是茂	同六年四月在任	
讚岐權守正四位下	藤原元方	天慶三年五月在任	
讚岐介從不明	藤原國風	天慶三年五月在任	
讚岐守從三位	源高明	同九年三月在任	
同 (位不明)	源正明	天曆元年正月在任	
同 (位不明)	彥真宿禰	同年十二月在任	
同 (位不明)	源等	同二年正月在任	
讚岐權守(位不明)	藤原朝忠	天曆十年正月在任	
同 (同)	藤原有相	同	

讚岐守(位不明)	讚	源元名	天曆十年正月在任 (或天德四年正月在任トモ云フ)
讚岐權守正三位	源時中	應和二年十二月在任	
同 (位不明)	藤原元輔	同四年正月在任	
讚岐權介(同)	大江齊光	安和二年正月在任	
讚岐守(同)	藤原兼通	同三年二月在任 (或天祿元年)	
讚岐權守正四位下	藤原懷忠	天祿元年十二月在任	
讚岐守(位不明)	藤原濟時	同二年正月在任	
讚岐權守正四位下	藤原正光	天元三年正月在任	
讚岐守(位不明)	藤原佐理	同三年三月在任	
讚岐權守從三位	藤原道長	寬和元年正月在任	
讚岐介從四位下	源俊賢	永延元年九月在任	
讚岐守從三位	源泰清	同二年正月在任	
讚岐權守(位不明)	高階真人成忠	正曆三年九月在任	
讚岐守正四位下	藤原公任	長德二年正月在任	
同 (從三位)	藤原永賴	不詳	

讚岐權守從四位下	藤原通任	長保元年正月在任
讚岐守(位不明)	大江清通	寬弘五年在任
讚岐守(同)	源朝臣濟次	長和四年三月在任
讚岐權守正四位下	一條(藤原)經輔	寬仁二年十二月在任
同 正四位下	藤原資房	同三年十月在任
讚岐守 正四位下	藤原經通	同四年正月在任
同 (位不明)	藤原兼經	治安四年正月(萬壽元年)在任
同 正四位下	藤原資仲	長元六年十月在任
同 從二位	藤原兼賴	同六年十月在任
同 (位不明)	源基平	永承六年任
同 (同)	源經成	天喜四年在任
同 正四位下	藤原家經	在任年月不明(天喜頃ノ人ナリ)
讚岐介 從四位上	藤原朝臣實範	康平四年在任
讚岐權守(位不明)	藤原顯家	同七年三月在任
同 從三位	源資綱	治曆三年在任

同 正四位下	藤原宗俊	治曆四年三月在任
讚岐權介從五位上	源朝臣	同年十二月在任
讚岐守 正四位下	藤原兼房	在任年月不明(延久元年六月卒ス)
同 從三位	藤原隆任	延久頃ノ人(在任年月不明)
同 (位不明)	高階泰仲	應德三年在任
同 (同)	藤原朝臣	嘉保三年十月在任
同 正五位下	藤原經隆	天永元年在任
同 (位不明)	藤原行家	天永二年在任
讚岐守(位不明)	藤原家成	保安元年在任
同 正二位	顯季	在任年月不明(保安頃ノ人)
同 (位不明)	顯綱	在任年月不明(和頃ノ人)
同 (位不明)	通俊	同 (同)
同 從五位下	源光明	在任年月不明(保元頃ノ人)
同 (位不明)	藤原季賴	不詳
讚岐守 從三位	季行	久壽二年九月在任(應保二年八月薨ス)

讃岐守正四位下	重行	季行ノ子ナリ、在任年月不明
讃岐權守從四位	平正盛	在任年月不明
讃岐守(位不明)	平重秀	在任年月日不明
同 (同)	平時實	治承四年在任
同 正二位	公實	在任年月不明(正安頃ノ人)
同 (同)	公明	同
同 (位不明)	俊綱朝臣	在任年月不明
同 (同)	光源成	同
同 (同)	佐々木盛綱	養和元年三月在任
同 (同)	平維時	壽永二年三月在任
同 (同)	藤原能保	元暦元年六月在任

守護地頭

(鎌倉時代)

四國地頭	源行家	文治元年在任
兼備前兒島地頭	佐々木盛綱	元暦元年在任
讃岐權介	源頼家	建久九年在任

管領及城主

(南北朝及足利時代)

四國管領細川禪定	建久二年十一月阿波國勝瑞に居る。
同 細川頼之	正平十七年香川郡岡村に居る。
三野郡詫間城主詫間氏	代々豊田、三野、多度三郡を領す、天正十七年嗣なくして絶ゆ。
天霧城主香川刑部大輔景則	天正十七年詫間氏の後を受く、所領同前
同 香川肥前守景明	景則の子、長祿年中細川管領家四天王の一。
同 香川兵部少輔元景	景明の子、細川管領の執行たり。
同 香川中務信景	元景の子、始め之景と稱す、天文中、三好氏と和し、後土佐に流寓す。
宇多津城主奈良太郎左衛門元安	天正十七年封を受け、鶴足、那珂二郡を領す、細川管領家四天王の一。
同 奈良備前守元信	元安の子、細川管領の執行たり。

宇多津城主奈良太郎兵衛元政

元信の子、頗る所領を失ひ、後阿波國に走り、三好氏に屬し、元親と戰ふて戰死す。

同 奈良太郎左衛門

元政の子、父の宇多津を出てし際、資財を以つて上方に逃かれしか、後年歸りて、津郷村に住し、世を終ふ。

領主

豊臣時代

仙石 秀久

初の名は權兵衛、後越前守と稱す。天正十三年豊臣氏より封を受け、宇多津城に居る。十河氏の二萬石を除く外、讃岐全部を領せり。天正十四年豊臣氏の島津征伐に従ひ、敗虜を取り、終に紀州に逃る。後年再び召されて、小田原役に従ふて功あり。信濃國小室にて、五萬七千石を食む。

尾藤 知宜

初め甚右衛門と稱し、後左衛門尉と改む。天正十五年豊臣氏の命を以つて、仙石氏及十河氏の跡を併せ食む。幾もなぐ讒に遇ひて、國除せらる。

生駒 近規

初め甚助と稱し、後雅樂頭と改む。一に親正とあり。天正十五年豊臣氏より當國に封せられ、讃岐一圓を領す。慶長五年關ヶ原の役に家康に敵し、終に山城國に遁る。

徳川時代

讃岐守從四位下 生駒一正

幼名三吉、近規の第一子にて、弘治元年生る。慶長五年關ヶ原の役、徳川氏に従ひ功あり、是を以つて父の封地を與へられ、讃岐守と稱す。同七年丸龜城を築く、同十五年三月十八日卒す。

同 生駒正俊

初め左近と稱す。一正の長子にて、天正十四年生る。初め丸龜城に居る。父の封を襲ふて、讃岐守と稱し、後高松城に移る。元和七年六月五日卒す。

壹岐守從四位下 生駒高俊

幼名小法師、正俊の長子なり、幼時舅家藤堂高虎に養はれ、年甫めて十五、元服して高俊と改め、壹岐守と稱す。性暗愚にして國政亂れ、寛永十七年、出羽國由理島に流され、萬治二年六月十六日卒す。

甲 斐 守 山崎家治

因幡國若櫻城主、左馬允家盛の子なり。徳川氏に仕へて功あり。肥前國富田城に居る。寛永十八年九龜城に移り、西讃を領す。慶安元年三月十七日卒す。

志 摩 守 山崎俊家

家治の子なり。父の封を襲ふ。慶安四年十月二十八日卒す。

山崎治頼

幼名虎之助と稱す。二歳にして父の封を嗣く。明暦三年三月六日卒す。年僅に八歳なりしがは、後嗣なくして絶ゆ。

高松藩主

讃岐守從四位上 松平頼重

幼名を竹丸と稱す。水戸中納言徳川頼房の長子(家康の孫)にして、元和八年壬戌七月朔日江戸に生る。寛永十五年十一月、從五位下に叙し、右京大夫と改む。同十九年封を讃岐に受け、常陸下館より高松城に移り、東讃十二萬石を食む。明暦二年從四位上に進み、左近衛權少將に任す。寛文二年讃岐守に任す。延寶元年病を以て辭す。在職三十九年。元禄八年四月十二日卒す。享年七十四。龍雲院源英公と諡す。

讃岐守從四位下 松平頼常

初の名は鶴松と稱し、後鶴千代と云ふ。水戸光圀の長子なり。寛文四年二月、將軍命して世子と爲し、更めて右京と稱す。三月、頼重と俱に藩に歸る。同五年十二月、從四位下に叙し、侍從に任す。延寶元年二月、讃岐守と稱す。同二年三月、始めて封に就く。天和三年二月、左近衛權少將に任す。寶永元年二月、病を以て職を辭す。在職三十二年。同年四月三日卒す。享年五十三。南嶺源節公と諡す。

讃岐守從四位上 松平頼豊

幼名は輕千代と稱し、後享龍山と號す。圖書頼候の子(頼重の孫)なり。元禄十六年十二月、頼常の嗣とす。寶永元年二月、封を襲ふ。翌月、從四位下に叙し、侍從に任す。改めて讃岐守と稱す。同五年二月、左近衛權少將に任す。享保元年九月、左近衛權中將に任し、從四位上に叙す。同二十年十月卒す。享年五十六。在職三十二年。高林院源惠公と諡す。

讃岐守從四位下 松平頼恒

幼名龜之助、後撥鷺山と號す。支族志摩頼熙の長子なり。享保二十年五月、惠公の嗣とす。同年十二月、封を襲ひ、從四位下侍從兼讃岐守に任す。元文四年九月十六日卒す。在職僅に四年。泰岳院源懷公と諡す。

讃岐守從四位上 松平頼恭

幼名帶刀、また大助と稱す。松平頼貞、水戸頼房の曾孫の第二子なり。元文四年九月、頼桓卒す。嗣無きを以つて、入て封を襲ふ。同年十二月、從四位下に叙し、侍從兼讃岐守となる。延享二年十二月、左近衛權少將に、寶曆十年十月、從四位上右近衛中將に任す。明和八年七月十八日卒す。在職三十三年。享年六十一。白嶽院源穆公と諡す。

讃岐守從四位下 松平頼眞

幼名輕千代、後子實、南海と號す。頼恭の長子なり。明和八年封を襲ひ、從四位下に叙し、侍從兼讃岐守に任す。安永元年十二月、左近衛權少將に任す。同九年三月十日卒す。享年三十八。在職十年。瑞麟院源定公と諡す。

讃岐守從四位上 松平頼起

幼名は鼎之助と稱す。頼恭の第四子なり。安永九年職に就き、從四位下侍從兼讃岐守に任す。天明二年六月、左近衛權少將に任す。同七年九月、從四位上右近衛中將に進む。寛政四年七月二十八日、年四十六にて卒す。在職十三年。蘭阜院源欽公と諡す。

讃岐守從四位上 松平頼儀

幼名を雄丸と稱す。字は民則、鳳陽と稱す。頼眞の子にして、天明五年頼起の世子と爲る。寛政四年九月封を襲ひ、從四位下に叙し、侍從兼讃岐守に任す。文化四年四月、左近衛權少將に任し、同十四年九月、從四位上に叙し、右近衛中將に進む。文政四年五月病に因り職を辭す。治世三十年、同九年八月晦日卒す。享年五十五。濬德院源襄公と諡す。

讃岐守正四位下 松平頼恕

幼名を態治郎と稱す。字は容民、南溟と號す。水戸參議徳川治紀の第二子なり。文化十二年四月、入りて嗣となり、次て從四位下に叙し、侍從に任す。文政四年五月封を襲ひ、改めて讃岐守と稱す。同五年四月、左近衛權少將に任し、天保七年十月、權中將に進み、正四位下に叙す。同十三年四月十六日卒す。在職二十二年。享年四十五。源愨公と諡す。

讃岐守正四位上 松平頼胤

幼名雄丸、都太郎、又貞五郎と稱す。頼儀の第四子なり。字は舜民、鳳岡と號す。文政七年十二月、從四位下に叙し、侍從に任じ、宮内大輔と稱す。天保四年十二月、右京大夫と改む。同月、左近衛少將に任ず。同十三年五月、封を襲ひ、次て讃岐守と稱す。弘化四年七月、權中將に進む。安政元年正月、正四位下に叙し、同四年四月、正四位上に叙す。文久元年七月、病に因り職を辭す。在職二十年。明治十年十二月三十日卒す。享年六十八。高嶽院源靖公と諡す。

讃岐守從四位上 松平頼聰

幼名萬之助と稱す。頼恕の第八子なり。字は知遠、莖堂と號す。嘉永六年六月、世子と爲る。同年十一月、從四位下に叙し、侍從に任じ、宮内大輔と稱す。安政四年十二月、左近衛少將に任ず。文久元年七月、封を襲ふて讃岐守と稱す。明治元年正月、故在りて官位を褫奪せられしも、同年四月に至り復せらる。明治二年六月、封土版籍を奉還し、高松藩知事に任じ、華族に列す。明治四年七月、廢藩置縣により、知事を免す。

丸 亀 藩 主

刑部少輔 從五位下 京極高和

幼名小法師と稱す。主馬首高政の長子なり。寛永十四年、播磨國にて六萬石を食み、龍野城に居る。同十七年正月、從五位下に叙し、刑部少輔に任ず。萬治元年二月、龍野より當國に移封。五月、丸龜城に入り、五萬六千七百石を領す。別に播州にて一萬石を賜ふ。寛文二年九月十三日、歸藩の途次京師に卒す。在職二十五年。享年四十四。德源院特英、道達大居士と諡す。

備中守從五位下 京極高豊

幼名は百助、高和の第二子にて、明暦元年六月、龍野に生る。寛文二年十二月、封を襲ふ。延寶九年、從五位下に叙し、備中守に任ず。元祿七年、江戸よりの歸途、痘瘡を患ひ、播州加古川驛に駐る。同年五月十八日、旅寓に卒す。在職三十三年。享年四十。俊徳院傑山、道英大居士と諡す。

若狹守從五位下 京極高或

幼名縫殿、高豊の第三子なり。元祿五年正月九日生る。同七年六月、封を襲ふ。高或幼少なるを以て、藤堂佐渡守代りて幕命を受く。寶永三年十二月、從五位下に叙し、若狹守に任ず。享保九年六月二十九日卒す。在職三十一年。享年三十三。天祥院殿仁巖、道宅大居士と諡す。

佐渡守從五位下 京極高矩

幼名繼殿助、初の名を高定と云ふ。高或の長子にて、享保三年四月十四日生る。同九年八月封を襲ふ。同十六年十二月、從五位下に叙し、佐渡守に任す。寶曆十三年九月二十四日卒す。在職四十年、享年四十六。大機院殿直翁道藏大居士と諡す。

若狹守從五位下 京極高中

幼名榮吉、初め高躬と稱す。高矩の長子なり。寶曆四年三月生る。同十三年十月封を襲ふ。明和七年十二月、從五位下に叙し、能登守に任す。文化七年六月、若狹守に任す。同八年正月十三日卒す。在職四十九年、享年五十八。大極院殿覺法道元大居士と諡す。

長門守從五位下 京極高朗

幼名友三郎、高中の第三子にて、字は季融、琴峯と號す。文化八年三月封を襲ふ。幼年を以て同姓壹岐守代りて命を拜す。同十年十二月、從五位下に叙し、長門守と稱す。嘉永三年三月職を辭す。在職四十年、明治七年二月十四日卒す。享年七十七。

佐渡守從五位上 京極朗徹

幼名岩根、後榮三郎と稱す。支族京極右近の第五子なり。寶嶺と號す。先侯高朗に養はれ、世子と爲る。嘉永二年十二月、從五位下に叙し、佐渡守と稱す。翌三年封を襲ふ。元治元年五月、從五位上に叙す。明治二年四月、封上版籍を奉還し、更に丸龜藩知事に任し、華族に列す。同四年四月、廢藩置縣により、丸龜縣知事に任す。同年八月職を罷む。同十五年東京に卒す。

多 度 津 藩 主

壹岐守從五位下 京極高道

幼名喜内、又内膳と稱す。諱は高澄、本藩京極高豊の庶子にして、元錄四年六月九龜に生る。同七年、父高豊の歿後、其生前の請を以て、多度津に一萬石の所領を分封せらる。幼少なるを以つて、酒井下總守代りて其の命を拜す。寶永六年三月、從五位下に叙し、壹岐守と稱す。享保二十年九月致仕す。在職四十二年、寛保三年四月二十日卒す。享年五十三。

出羽守從五位下 京極高慶

幼名千吉、後内膳と改む。高道の第一子なり。享保二十一年九月封を襲ふ。同年十二月、從五位下に叙し、出羽守と稱す。寶曆六年二月二十六日卒す。在職二十二年、享年三十有七。

壹岐守從五位下 京極高文

幼名高英と稱す。高慶の第六子なり。寶曆六年五月封を襲ふ。幼少を以つて京極主殿代りて命を拜す。明和六年十二月、從五位下に叙し、壹岐守と稱す。寛政八年七月致仕す。在職四十年。同年十月十六日卒す。享年四十四。

壹岐守從五位下 京極高賢

幼名秀松と稱す。高文の第一子なり。寛政八年、高文に代り封を襲ふ。同八年十二月、從五位下に叙し、壹岐守と稱す。同十年三月、多度津の陣屋成りて、此に移る。天保四年三月致仕す。在職三十七年。同九年三月卒す。享年六十三。

壹岐守從五位下 京極高琢

幼名辰之丞と稱す。高賢の第二子なり。天保四年三月封を襲ふ。同五年十二月、從五位下に叙し、壹岐守と稱す。安政六年三月致仕す。在職二十七年。慶應三年三月二十二日卒す。享年五十七。

下總守從五位下 京極高典

幼名を於菟之助と云ふ。高琢の庶弟、高寶の次男にして、安政四年入りて嗣となり。同六年封を襲ふ。萬延元年十二月、從五位下に叙し、壹岐守と稱す。後河内守又下總守と改む。明治二年六月、多度津藩知事に任じ、華族に列す。同四年二月、多度津藩を廢し、知事を免す。

藩縣令知事

高松藩知事	松平頼聰	明治二年六月就任	明治四年七月罷職
丸龜藩知事	京極朗徹	同	同 四年四月罷職
多度津藩知事	京極高典	同	同 四年二月罷職
丸龜縣知事	京極朗徹	同	同 四年四月就任
高松縣知事	大久保頼均	同	同 四年七月就任
香川縣參事	林茂平	同	同 四年十一月任官
同	中村貫一	同	同 五年十月任官
香川縣權令	林茂平	同	同 五年十一月任官
名東縣權令	林茂平	同	同 六年二月任官
			同 六年七月免官

名東縣權令	久保 斷三	明治六年七月任官	明治七年八月轉任
同	大江 卓	同 七年八月任官	同 年十一月轉任
同	古賀 定雄	同 七年十一月任官	同 八年九月轉任
香川縣權令	古賀 定雄	同 八年九月任官	同 八年十月辭職
同	新田 義雄	同 八年十月任官	同 九年八月廢職
愛媛縣權令	岩村 高俊	同 八年八月現任	(當國合併ノ際)
同	縣令 同人	同 十一年五月任官	同 十三年三月轉任
同	關 新平	同 十三年三月任官	
同	知事 全 人	同 十九年八月任官	同 二十年四月死亡
同	藤村 紫朗	同 二十年四月任官	同 二十一年三月免官
同	白根 專一	同 二十一年十二月現任	(當國分離ノ際)
香川縣知事	林 董	同 二十一年十二月任官	同 二十二年十二月轉任
同	柴原 和	同 二十二年十二月任官	同 二十四年非職
同	谷森 眞男	同 二十四年四月任官	同 二十六年四月非職
同	小畑 美稻	同 二十六年四月任官	同 二十八年十一月(依願免官)

香川縣知事	深野 一三	明治二十八年十一月任官	明治二十九年四月轉任
同	德久 恒德	同 二十九年四月任官	同 三十一年七月轉任
同	小野 隆助	同 三十一年七月任官	同 三十一年十二月(依願免官)
同	吉原 三郎	同 三十一年十二月任官	同 三十三年一月轉任
同	荒川 義太郎	同 三十三年一月任官	同 年十月轉任
同	末弘 直方	同 三十年十月任官	同 三十五年二月休職
同	小野田 元熙	同 三十三年二月任官	同 四十三年六月轉任
同	鹿子木 小五郎	同 四十三年六月任官	大正三年六月轉任
同	川村 竹治	大正三年六月任官	大正四年一月休職
同	若林 資藏	大正四年一月任官	大正六年一月轉任
同	坂田 幹太	大正六年一月任官	現任

郡長

三橋 政之 明治十一年十二月任官 明治十六年一月退官
 豐田 元良 同 十六年十一月任官 同 十七年三月免官

福家清太郎	明治十七年三月任官	明治十七年十月死亡
豐田元良	同 十八年三月任官	同 二十三年十一月轉任
高嶋光太郎	同 二十三年十一月任官	同 二十七年十月非職
神方恒	同 二十七年十月任官	同 二十九年十二月轉任
藤好乾吉	同 二十九年十二月任官	同 三十年十一月轉任
近藤縮往	同 三十年十一月任官	同 三十二年一月轉任
白石修太郎	同 三十二年一月任官	同 三十二年四月廢官
白石修太郎	同 三十二年四月任官	同 三十四年五月轉任
松崎次郎	同 三十四年五月任官	同 三十九年一月轉任
伊熊貞實	同 三十九年一月任官	同 四十一年九月轉任
竹田定	同 四十一年十月任官	大正元年八月轉任
植田行忠	大正元年八月任官	同 二年三月免官
乾貢	同 二年四月任官	同 三年三月轉任
山口利文	同 三年三月任官	現任

衆議院議員

當選年月日	郡町村名	氏名
明治二十三年七月一日	那珂郡丸龜町	三崎龜之助
同 二十五年二月十五日		
同 二十七年三月一日		
明治二十九年十二月廿一日	多度郡多度津町	景山甚右衛門
明治三十五年八月十日	仲多度郡板井村	堀家虎造
同 三十六年三月十四日		
明治三十六年三月十四日		
同 三十七年三月三日	多度郡多度津町	景山甚右衛門
同 四十一年五月十五日		
明治四十五年五月十五日	仲多度郡七箇村	增田穰三
大正四年三月二十五日		

九月二十五日	明治四十年				九月二十五日	明治三十六年			
	郡	度	多	仲		郡	度	多	仲
龍川村	善通寺町	琴平町	多度津町	善通寺町	七箇村	多度津町	南村	白川友一	
河田恒	石原小治郎	三谷九八	塩田政之助	石原小治郎	増田穰三	塩田政之助	白川友一	九尼重雄	
九月二十五日	大正四年				九月二十五日	明治四十四年			
	郡	度	多	仲		郡	度	多	仲
多度津町	善通寺町	象鄉村	多度津町	象鄉村	善通寺町	吉野村	板井村	丸尼重雄	
西川虎一	大川文五郎	大西英一	今井浩三	大西英一	石原小治郎	安達熊三郎	丸尼重雄	九尼重雄	

仲多度郡會議員

町村名別	自明治三十二年九月三十日 至明治三十九年九月二十九日				自明治三十六年九月三十日 至明治四十年九月二十九日				自明治四十四年九月三十日 至大正四年九月二十九日				自大正四年九月三十日								
	六郷村	南村	郡家村	龍川村	與北村	垂水村	高篠村	六郷村	南村	郡家村	龍川村	與北村	垂水村	高篠村	六郷村	南村	郡家村	龍川村	與北村	垂水村	高篠村
横井明太郎	大岡濱治	横井和三郎	廣瀬竹治郎	高畑信次	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造	堀家嘉造
馬場甚三郎	大岡濱治	大岡濱治	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親	山内義親
杉本松太郎	岡崎左吉	岡崎左吉	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎	横井明太郎

町村名	種別	自明治三十二年九月三十日 至明治三十六年九月二十九日	自明治三十六年九月三十日 至明治四十四年九月二十九日	自明治四十四年九月三十日 至明治四十九年九月二十九日	自大正四年九月三十日
象郷村	杉本彌平 森武一郎	氏家幣八	岩井茂三郎 衣輪仲三郎	氏家幣八	行成林吾
板井村	上谷久平	上谷久平	三木清一郎	三木清一郎	上阪金四郎
四條村	大西精一 東條久滿太	藤井源次郎	藤井源次郎	東條吟次郎	大西精一
神野村	石井馬藏 矢原理平 神余常次	神余常次	神余常次	神余常次	石井虎治郎
吉野村	新名雄吉	新名雄吉	新名雄吉	新名雄吉	新名雄吉
七箇村	田岡泰	増田一良	増田一良	増田一良	増田一良
十郷村	井上與馬 永原一馬	平田元治郎	平田元治郎	永原一馬	重田熊次郎
琴平町	枝茂川直次 荒川節次	近藤秀吉 秋山爲二	松島直太郎 福岡清五郎	三谷九八 松島直太郎	三谷九八 平田元次郎

善通寺町	澁谷武雄 石原小治郎 松浦英治 大喜多友八	氏家一治郎 松浦英治郎	氏家一治郎 松浦英治郎	大川文五郎 高橋伴五郎 松浦英治郎	請川伊三郎 松浦覺治
筆岡村	乾金治郎	乾金治郎	乾金治郎	乾金治郎	乾金治郎
吉原村	秋山美鹿 大塚千太郎	松下彌三郎	松下彌三郎	秋山美鹿	福崎祐市
四箇村	龜山借壽	龜山借壽 吉田八郎	藪内増治	藪内増治	龜山萬壽夫
白方村	山地岩太郎	山地岩太郎	山地岩太郎	山地岩太郎	山地岩太郎
多度津町	淺見益之助 米谷榮治	山地善吉 中村猪之助	鹽田榮吉 西川虎一	鹽田榮吉 西川虎一 大久保利七	小國芳助 森庄太郎
豊原村	柴田庫之助	柴田庫之助	柴田庫之助	大谷嘉市	坊上幸太郎
與島村	森田榮二郎	淺野喜次郎	溝淵博	溝淵博	東山章之助
本島村	物部兵十郎	物部兵十郎	物部兵十郎 長尾恂三郎 宮本孝平	宮本孝平	宮本孝平

町村名	種別	任期	姓名
廣島村	池呂彌太郎	自明治三十二年九月三十日 至明治三十六年九月二十九日	小西榮造
尾崎治三郎	林兵太郎	自明治四十年九月三十日 至明治四十四年九月二十九日	林兵太郎
高見島村	和田勇吉	自明治三十二年九月三十日 至明治三十六年九月二十九日	渡邊寅吉
佐柳島村	和田勇吉	自明治三十二年九月三十日 至明治三十六年九月二十九日	門清造
			和田勇吉
			宮崎八介

備考
 一、初ノ麻野、善通寺、吉田ノ三村アリシモ三十四年合併ニ付善通寺町ニ併記ス
 二、△印ハ辭職、失職、○印ハ補選當選、×印ハ死亡ヲ示ス
 三、任期中辭職失職及補選當選等同一人ナルトキハ單ニ符合ノミヲ記シ氏名ヲ略ス

仲多度郡會議長

明治三十二年十一月當選	堀家嘉造
明治三十四年三月辭職	
明治三十四年三月補選當選	松浦英治
明治三十六年九月滿期	柴田庫之助
明治三十四年九月滿期	乾金治郎
明治四十四年九月滿期	堀家嘉造
明治四十四年九月滿期	堀家嘉造
大正四年十月當選	堀家嘉造

同副議長

明治三十年十一月當選	山地岩太郎
明治三十四年一月辭職	
明治三十五年一月補選當選	長谷川安次郎
明治三十五年十月辭職	
明治三十六年二月補選當選	乾金治郎
明治三十六年九月滿期	氏家幣八
明治四十年九月滿期	平田元次郎
明治四十四年九月滿期	三谷九八
明治四十四年九月滿期	三谷九八
大正四年十月當選	三谷九八

仲多度郡名譽職參事會員

明治三十二年十一月當選	長谷川安次郎	明治三十六年十月滿期	松浦英治
同	田岡泰	同	尾松政次郎
同	近藤秀太郎	同	上谷久平
同	澁谷武雄	同	大岡濱治
同	米谷榮治	明治四十四年十月當選	松浦英治
同	枝茂川直一	同	三木清一郎
同	池呂彌太郎	同	平尾嘉作
同	松浦英治	同	增田一良
同	乾金治郎	同	鹽田榮吉

明治四十四年十月當選
大正二年五月辭職

松浦英治

大正二年五月滿期
大正四年十月當選

藪內增治

同

鹽田榮吉

大正四年十月當選

增田一治

明治四十四年十月當選
大正四年十月滿期

增田一良

同

尾松政次郎

同

尾松政次郎

同

新名雄吉

同

岡崎左吉

同

松浦覺治

大正二年五月補充
同 四年十月滿期

神余常次

同

小國芳助

仲多度郡町村長

○六郷村長

明治二十三年就職

橫井朋太郎

明治三十三年就職

山地陽三

同 二十七年同

杉本松太郎

同 三十七年同

尾崎才太

同 三十一年同

唐津兆治郎

同 四十年同

三谷多喜治

○南村長

明治二十三年就職

大喜多好平

○龍川村長

明治二十三年就職

山地陽三

同 二十八年同

大岡濱治

同 三十年同

和氣董

同 三十年同

小西貞治

同 三十七年同

眞部熊太

同 三十三年同

大喜多好平

同 四十四年(臨時代理者)

近藤正博

大正元年同

大岡濱治

大正元年同

和氣卷太

○郡家村長

明治二十三年就職

白川萬藏

○與北村長

明治二十三年就職

高畑耕造

同 二十七年同

森里岩太

○垂水村長

堀家猪三雄

同 三十三年同

白川萬藏

明治二十三年就職

楠田秀八

同 三十六年同

高畑信治

同 二十七年同

尾松政太郎

同 三十七年同

白川萬藏

同 二十九年同

今田三造

同 四十一年同

森里岩太

同 四十一年同

三宅倉太

大正二年同

高畑信治

大正元年同

長尾伊三次

○高篠村長

明治二十三年就職 古市 愛治
 同 二十六年同 古市 班一 郎
 同 二十九年同 古市 愛治
 同 三十年同 古市 班一 郎
 同 三十四年同 野溝 貞良
 大正三年同 和泉 秀八
 ○象郷村長
 明治二十三年就職 野溝 貞良
 同 三十五年同 杉本 彌平
 同 三十八年同 大西 英一
 大正四年同 大西 幸太郎
 ○榎井村長
 明治二十三年就職 三好 虎造
 同 二十五年同 堀家 虎造

明治三十一年就職

近藤 休五郎
 同 三十九年同 丸尾 重雄
 ○四條村長
 明治二十三年就職 東條 義太郎
 同 二十八年同 三島 龜三郎
 同 三十三年同 井上 與平
 同 三十六年同 東條 義太郎
 同 三十七年同 田岡 和多三
 大正五年同 杉野 菊治
 ○神野村長
 明治二十三年就職 石井 馬藏
 同 二十七年同 神余 常次
 同 三十三年同 今田 政太郎

○吉野村長

明治二十三年就職 今井 運良
 同 二十五年同 新名 米八
 同 二十八年同 新名 九十九
 同 二十九年同 安達 熊三郎
 同 三十年同 新名 九十九
 同 三十二年同 安達 熊三郎
 大正元年同 森本 綏方
 同 二年同 安達 賢
 ○七箇村長
 明治二十三年就職 田岡 泰
 同 二十九年同 近石 傳四郎
 同 三十年同 田岡 泰
 同 三十一年同 増田 穰三
 同 三十九年同 近石 傳四郎

大正三年就職

増田 正一
 ○十郷村長
 明治二十三年就職 井上 與平
 同 二十四年同 道久 由三郎
 同 三十七年同 永原 一馬
 同 四十二年同 河口 秋次
 大正元年同 大西 貞次郎
 ○琴平町長
 明治二十三年就職 荒川 節次
 同 二十七年同 齊田 新吉
 同 三十一年同 福岡 清五郎
 同 三十五年同 荒川 節次
 同 三十七年同 三谷 九八
 大正元年同 澤原 貞吉

△元麻野村長

明治二十三年就職 高田貞五郎

同 二十六年同 石井正六

同 二十九年同 川東鐵治

同 三十一年同 石原小治郎

同 三十三年同 高橋宗三郎

△元善通寺村長

明治二十三年就職 松浦英三九

同 二十六年同 松浦覺治

同 二十九年同 松浦英治

同 三十三年同 杉本松太郎

△元吉田村長

明治二十三年就職 横田雄八

○善通寺町長

明治三十四年就職 石原小治郎

明治四十二年就職 松浦英治

同 四十四年同 石原小治郎

○筆岡村長

明治二十三年就職 原成造

同 四十三年同 福崎祐市

大正四年同 乾新三郎

○吉原村長

明治二十三年就職 秋山鶴市

同 二十七年同 秋山美鹿

同 三十二年同 松下彌三郎

同 三十六年同 山地義一郎

同 四十一年同 田岡泰

大正元年同 河田恒

同 四年同 秋山美鹿

○四箇村長

明治二十三年就職 西城清右衛門

同 二十六年同 香川濯纓

○白方村長

明治二十三年就職 三島小市

同 二十五年同 高島鼎

同 二十九年同 永安勝敏

同 三十二年同 高島龜之進

同 四十三年同 山地岩太郎

大正元年同 香川知足

○多度津町長

明治二十三年就職 小川達

同 二十五年同 三重鑑太郎

同 二十七年同 小川達

同 三十年同 淺見益之助

明治三十一年就職 塩田政之助

同 三十五年同 淺見益之助

同 三十七年同 塩田政之助

同 四十三年同 淺見益之助

大正二年同 今井浩三

○豊原村長

明治二十三年就職 柴田九市

同 二十五年同 木谷小三九

同 三十二年同 馬淵潜藏

同 四十一年同 柴田庫之助

同 四十四年同 山本勇

○與島村長

明治二十三年就職 岡崎昇一

同 三十三年同 溝淵博

同 三十六年同 森田榮二郎

明治四十二年就職	矢吹金造	明治四十年就職	田中真一
同四十四年(臨時代理者)	東山幸壽	大正五年同	浦戶勝太郎
大正元年就職	東山幸壽	大正五年(臨時代理者)	藤原啓一郎
○本島村長		○高見島村長	
明治二十三年就職	田中真一	明治二十三年就職	北石秀一
同四十一年同	高島省三	同二十八年同	岡本義文
○廣島村長		同三十三年同	中塚信太郎
明治二十三年就職	岡田瀧太郎	同三十六年同	岡本義文
同二十四年同	宮本與三右衛門	同四十年同	宮崎安吉
同二十五年同	藤原文右衛門	○佐柳島村長	
同二十九年同	小西榮造	明治二十三年就職	森昌三
同三十三年同	松木亮治	同二十六年同	吉田虎之助
同三十四年同	尾上金造	同二十九年同	浦戶勝太郎
同三十八年同	水原二九次	同三十二年同	中村茂明
同三十九年同	中津海	同三十六年同	吉田倉吉
	田岡泰		

備考 數任期間引續キ在職シタル者ハ最初ノ就職年ノミナ掲ケ再選後ノ分ヲ界ス

表彰者

四箇村長勳七等香川 濯櫻
 多年村長ノ職ニ從ヒ、至誠ヲ以テ一村ヲ率ヒ、熱心村治ニ勵精、自治ノ發達ヲ圖リ、民風ヲ興新シテ郷黨ノ團結ヲ鞏固ニシ、又克ク事務ノ整善ニ努メ、其ノ他教化殖産等、治績ノ見ルヘキモノ尠カラス。仍テ其ノ功績ヲ表彰シ、銀盃一組ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日 仲多度郡長從六位勳六等竹 田 定

與北村北入役川邊伊三郎
 多年出納及ヒ會計事務ニ執掌シ、至誠ヲ以テ其ノ職ニ從ヒ、拮据勵精、終始一貫、財務克ク整齊、其ノ成績洵ニ優秀ナリトス。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日 仲多度郡長從六位勳六等竹 田 定

榎井村收入役香川 定助
 收入役就任以來、專心其職ニ從ヒ、事ニ處スルニ精密懇到、多年一日ノ如ク、財務能ク整齊、其ノ成績洵ニ優秀ナリトス。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日 仲多度郡長從六位勳六等竹 田 定

象郷村象郷青年義會

會員克ク一致共同、智徳ノ啓發、風儀ノ改善ニ努メ、其ノ他學校基本財産ノ蓄積、勤儉貯蓄ノ勸奨、農事ノ改良等、地方公共ノ事業ニ貢献シ、其ノ成績見ルヘキモノ尠カラス、仍テ之ヲ表彰シ、優良旗一旗ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日

仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

四條村大字吉野下衛生組合

組合員協同一致、相率ヒテ公衆衛生及相互救濟ノ事ニ竭シ、克ク組合ノ本旨ヲ發揮シ、其ノ成績見ルヘキモノ尠ナカラス、仍テ茲ニ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日

仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

吉原村 齋藤 節

資性温良、夙ニ地方ノ改良發達ニ意ヲ注キ、吉原村三井ノ江青年團ヲ組織シテ、子弟ノ訓育ニ努メ、其ノ他風儀ノ改善、勤儉貯蓄ノ勸奨等、地方改良上ニ盡スコト尠ナカラス、仍テ其ノ功勞ヲ賞シ、袴地一反ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日

仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

琴平町助役 平田恒太郎

勤勉能ク町長ヲ補佐シ、衛生事務ノ改善發達ヲ圖リ、殊ニ昨四十三年虎列拉病流行ニ際シテハ、機宜ヲ失セス、晝夜寢食ヲ忘シ、誠實防疫ノ事ニ努メ、又衛生組合ヲ指導誘掖シテ、其ノ發達ヲ催進スル等、其ノ盡力スル所尠ナカラス、仍テ其ノ賞トシテ、袴地一反ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日

仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

象郷村長 大西英一

衛生思想ノ喚起ヲ圖ラン爲メ、周到ナル注意ヲ以テ、衛生組合ヲ指導誘掖シ、且ツ傳染病流行期ニ際シテハ、附屬吏員及衛生組合ノ指揮監督宜シキヲ得、又克ク自ら進ントテ、其ノ難衝ニ當リ、之カ防遏ニ努ムル等、其ノ盡力スル所尠ナカラス、仍テ其ノ賞トシテ、袴地一反ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日

仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

六郷村大字津ノ森衛生組合長

勳七等功七級 岡崎 佐吉

遣勉克ク組合ヲ統一シテ其發達ヲ圖リ、事ヲ處スルニ懇到、殊ニ傳染病流行ニ際シテハ、孜孜防疫ノ事ニ努メ、其ノ盡力スル所尠ナカラス。仍テ其ノ賞トシテ袴地一反ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日

仲多度郡長從六位勳六等竹 田 定

與島村大字櫃石衛生組合長

岡 田 瀧 太郎

銳意誠實、組合ヲ統一シテ其發達ヲ圖リ、事ヲ處スルテ機宜ヲ失セス、殊ニ昨四十三年、虎列拉病流行ニ際シテハ、海岸見張及禁令嚴守ニ努メテ、其ノ實績見ルヘキモノ尠ナカラス。仍テ其ノ賞トシテ、袴地一反ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日

仲多度郡長從六位勳六等竹 田 定

四條村書記 西山荒次郎

明治四十三年中、傳染病流行猖獗ヲ極ムルヤ、村長ヲ佐ケテ東奔西走、日夜防疫ノ事ニ奮勵シ、豫期ノ方針ニ違ハス、又克ク衛生組合ヲ指導シ、其ノ盡力スル處尠ナカラス。仍テ其ノ賞トシテ、袴地一反ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日

仲多度郡長從六位勳六等竹 田 定

四條村大字吉野下衛生組合伍長

杉 上 和 市

明治四十二年、衛生組合創立以來、誠實熱心組合ノ發達ヲ圖リ、殊ニ昨四十三年、組合内ニ傳染病流行スルヤ、挺身防疫ノ衝ニ當リ、一家ノ不幸アリシモ之ヲ顧ミス、専ラ公共衛生ニ力ヲ盡シ、其ノ成績見ルヘキモノ尠ナカラス。仍テ其ノ賞トシテ袴地一反ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日

仲多度郡長從六位勳六等竹 田 定

與島村大字横石衛生組合副組合長

西原助太郎

組合長ヲ補佐シ、組合ノ發達ヲ圖リ、且ツ防疫上ニ關シ、盡力スル處尠ナカラス。仍テ其賞トシテ袴地一反ヲ授與ス

明治四十四年二月十一日

仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

十郷村 重田美之次

天資溫厚、夙ニ公共心ニ富ミ、至誠ヲ以テ部民ヲ訓練シ、郷黨輯睦、隣保相扶ノ美俗ヲ馴致シ、民風ノ作興、勤儉貯蓄ノ勸奨、産業ノ發達ニ努ムル等、地方政良上ニ貢獻スル所洵ニ多大ナリトス。仍テ其ノ功績ヲ表彰シ、銀盃一組ヲ授與ス

明治四十五年三月二十五日

仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

本島村助役 田中茂穂

明治三十四年、本島村收入役ニ舉ケラレ、同四十二年助役ニ累進シ、爾來至誠ヲ以テ村長ヲ輔ケ、熱心村務ニ勵精シ、地方自治ノ發達ヲ圖リ、又克ク事務ヲ整善シ、勤儉貯蓄ノ勸奨、其他教育殖産ノ振興ニ努ムル等、治績ノ見ルヘキモノ尠カラズ。仍テ其ノ功績ヲ表彰シ、銀盃一組ヲ授與ス

明治四十五年三月二十五日

仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

象郷村收入役 森井利三郎

收入役就任以來、專心其ノ職ニ從ヒ、事ニ處スル精密懇到、多年一日ノ如ク、財務克ク整齊、其ノ成績洵ニ優秀ナリトス。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス

明治四十五年三月二十五日

仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

四條村收入役 三野元助

多年出納及會計事務ニ鞅掌レ、至誠ヲ以テ其ノ職ニ從ヒ、拮据勵精、始終一貫、財務克ク整齊、其ノ成績洵ニ優秀ナリトス。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス

明治四十五年三月二十五日

仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

資性温良公共心ニ厚ク、實踐躬行産業ノ發展ヲ圖リ、殊ニ勤儉貯蓄組合ヲ設立シテ、力行蓄財ノ美風ヲ喚起シ、或ハ養蠶ノ模範ヲ示シ、之レカ復興ニ努ムル等、其ノ功勞尠ナカラス。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス。

明治四十五年三月二十五日 仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

吉原村 秋山慶治

夙ニ耕地整理ノ利益ヲ唱導シ、老軀ヲ以テ銳意熱誠、奔走到ラサルナク、遂ニ地方民心ヲ動カシ、其ノ事業ヲ完成スルニ至ラシメ、農事ノ改良上貢獻尠カラス。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス。

明治四十五年三月二十五日 仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

四箇村 龜山借壽

夙ニ産業ノ改良發達ニ努メ、共同苗代ノ普及獎勵、産業組合ノ設立經營ニ盡ス等、地方振興上ニ貢獻スル所尠ナカラス。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス。

明治四十五年三月二十五日 仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

吉原村 青年會

會員克ク一致共同、智徳ノ啓發、風儀ノ改善ニ努メ、其ノ他開懇、園藝養魚ノ共同經營ヲ爲シ、遺利ノ開發ニ努メ、又克ク勤儉貯蓄ノ普及、基本財産ノ蓄積ヲ圖ル等、其ノ成績見ルヘキモノ尠ナカラス。仍テ之ヲ表彰シ、優良旗一旌ヲ授與ス。

明治四十五年三月二十五日 仲多度郡長從六位勳六等竹田 定

神野村收入役 金關多一郎

明治三十一年收入役就任以來、専心其ノ職ニ從ヒ、事ヲ處スル精密懇到、終始一貫、財務克ク整齊、其ノ成績優秀ナリトス。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス。

大正二年三月三十一日 仲多度郡長從六位勳六等植田行忠

十郷村 大西耕三

資性温厚、夙ニ公共心ニ富ミ、至誠ヲ以テ部民ヲ率ヒ、民風ノ作興、勤儉貯蓄ノ勸奨、産業ノ發達ニ努ムル等、地方改良上ニ貢獻スル所、洵ニ多大ナリトス。仍テ其ノ功績ヲ表彰シ、銀盃一組ヲ授與ス。

大正二年三月三十一日 仲多度郡長從六位勳六等植田行忠

與北村 片桐 虎吉
天資溫良、夙ニ孝心深ク、公共心ニ富ミ、慈善ノ志厚ク、夫婦相和シ、老母ノ孝養至ラサ
ルナク、且ツ摸範共同苗代ノ設置、孤兒ノ救濟等、善行ノ著シキモノ尠カラス。仍テ之
レヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス

大正二年三月三十一日

仲多度郡長從六位勳六等 植田 行忠

豊原村長 山 本 勇

明治四十五年七月、大字堀江ニ於テ、赤痢病流行猖獗ヲ極ムルヤ、卒先自ラ豫防消毒
ノ術ニ當リ、極力之カ勵行ニ努メ、短期日ニ於テ病毒ヲ撲滅シ、豫防施設ノ效果ヲ發
輝シタル、其ノ功績顯著ナリトス。仍テ之レヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス

大正二年三月三十一日

仲多度郡長從六位勳六等 植田 行忠

四箇村助役 龜 山 借 壽

資性溫順、夙ニ地方ノ改良發達ニ意ヲ注キ、夜學ヲ開催シテ自ラ青年子弟ノ訓育ニ
膺リ、常ニ實踐躬行以テ範ヲ示シ、其他風紀ノ改善、農事ノ改良、勤儉貯蓄ノ勸奨等、一
意之カ獎勵ニ努メ、其ノ功勞尠ナカラズ。仍テ之ヲ表彰シ、別封日録ノ物品ヲ授與ス

大正二年三月三十一日

仲多度郡長從六位勳六等 植田 行忠

元高篠村長 野 溝 貞 良

明治七年小區長拜命以來、或ハ官選戸長トナリ、或ハ村長ニ選ハレ、大正二年十一月
高篠村長退職スル迄、其ノ間實ニ三十有餘年、専心地方ノ改良、自治ノ進展、民風ノ作
興ニ努ムル等、其ノ功績洵ニ顯著ナリトス。仍テ置時計一個ヲ授與シ、茲ニ多年ノ功
勞ヲ表彰ス

大正二年三月三十一日

仲多度郡長從六位勳六等 植田 行忠

吉原村助役兼收入役 香川 義 正

民衆ノ信望ヲ荷ヒ、助役兼收入役就職以來、恪勤精勵克ク財務ヲ整へ、事務ヲ整齊シ、
其ノ成績洵ニ優秀ナリトス。仍テ之ヲ表彰シ、置時計一個ヲ授與ス

大正二年三月三十一日

仲多度郡長從六位勳六等 植田 行忠

琴平町書記 大 西 茂 太 郎

天資溫良、書記就職以來、専心其ノ職ニ從ヒ、拮据奮勵一日ノ如ク、克ク其ノ擔任事務
ヲ整齊シ、成績洵ニ優秀ナリトス。仍テ之ヲ表彰シ、置時計一個ヲ授與ス

大正二年三月三十一日

仲多度郡長從六位勳六等 植田 行忠

十郷村長 大西貞次郎

資性温厚篤實、公共心ニ富ミ、實踐躬行産業ノ發展ヲ圖リ、殊ニ林野ヲ開拓シ、林産物製品ノ有利ヲ唱導シ、銳意熱心遂ニ完成ヲ告クルニ至ラシメ、地方改良ニ貢獻スル尠ナカラス。其ノ勞効洵ニ顯著ナリトス。仍テ之ヲ表彰シ、置時計一個ヲ授與ス。

大正二年三月三十一日

仲多度郡長從六位勳六等 植田行忠

與北村書記 紫和竹治

明治三十三年本村書記就職以來、専心其ノ職ニ從ヒ、恪勤勉勵、終始一貫克ク其擔任事務ヲ整齊シ、成績洵ニ優秀ナリトス。仍テ之ヲ表彰シ、置時計一個ヲ授與ス。

大正二年三月三十一日

仲多度郡長從六位勳六等 植田行忠

六郷村 眞鍋末光

資性温良己ヲ持スル事恭儉、父母ニ事フルコト至孝ナリ。家ニ資財ナキヲ以テ、幼ヨリ大工業者ノ徒弟トナリ。年期後ハ夙夜孜々トシテ業務ニ怠ラス。客年十二月一日入營スルヤ、克ク上長ノ訓諭ヲ遵守シ、毎ニ受クル所ノ給料ハ、割キテ老父母ノ朝夕ヲ慰メ、休日歸宅スルニ當リテハ、刻苦精勵其ノ職ニ從ヒ、得ル所ヲ以テ家計ノ資ニ充ツル等、出テハ奉公ノ誠ヲ輸シ、入テハ至孝ノ子トナル。其ノ行爲ヤ洵ニ他ノ模範トスルニ足ル、仍テ茲ニ之ヲ表彰シ、金拾圓ヲ授與ス。

大正二年十一月七日

仲多度郡長從六位勳五等 乾 貢

南村長 大岡濱治

資性温厚篤實、明治十一年小區長拜命以來、或ハ收入役ニ、或ハ村長ニ舉ラレ、至誠以テ一村ヲ率ヒ、専心村治ニ勵精シ、常ニ地方ノ作興、自治ノ發展、民福ノ増進ニ努ムル等、其ノ功績洵ニ顯著ナリトス。仍テ之ヲ表彰シ、時計一個ヲ授與ス。

大正四年三月九日

仲多度郡長從六位勳六等 山口利文

吉野村書記 光行虎太郎
 明治十二年書記就職以來勤績シ、專心其ノ職ニ從ヒ、恪勤精勵、終始一貫、克ク擔任事務ヲ整齊シ、其ノ成績洵ニ優秀ナリトナ。仍テ之ヲ表彰シ、袴地一反ヲ授與ス
 大正四年三月九日
 仲多度郡長從六位勳六等 山口利文

琴平尋常高等小學校訓導

近 石 正 彦

明治四十年就任以來、專心其ノ職ニ從ヒ、恪勤精勵常ニ校長ヲ補佐シ、教育ノ普及校務ノ改善、社會教育ノ刷新ニ努ムル等、其ノ成績見ルヘキモノ尠カラス。仍テ之ヲ表彰シ、袴地一反ヲ授與ス

大正四年三月九日

仲多度郡長從六位勳六等 山口利文

善通寺尋常高等小學校訓導

武 内 正 躬

明治四十三年就任以來、專心其ノ職ニ從ヒ、職勤精勵常ニ校長ヲ補佐シ、教育ノ普及、校務ノ改善、社會教育ノ刷新ニ努ムル等、其ノ成績見ルヘキモノ尠カラス。仍テ之ヲ表彰シ、袴地一反ヲ授與ス

大正四年三月九日

仲多度郡長從六位勳六等 山口利文

六 郷 村 三 谷 綾 治 郎

夙ニ畜牛ノ改良ニ意ヲ注キ、各種畜産組合ノ創立ニ盡瘁シ、斯道ノ開發ニ貢獻スル所尠カラス。仍テ其ノ功績ヲ表彰シ、時計一個ヲ授與ス

大正四年三月九日

仲多度郡長從六位勳六等 山口利文

四 條 村 大 西 精 一

資性温良、夙ニ公益ニ志シ、農事ノ改良ヲ圖リ、卒先シテ採種田ヲ經營シ、善良ナル種子ヲ擇ヒテ之ヲ交換配布シ、以テ品種ノ改善ニ努ム、栽培施肥ノ如キ、自ラ實驗シテ範ヲ示シ、他ヲ勸メ、信用組合ヲ設ケテ地方ノ經濟ヲ圖リ、物資ヲ共同購買シテ、村民ノ利益ヲ増進スル等、多年農村ノ振興ニ貢獻シ、其ノ功績尠ナカラス。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個授與ス

大正五年六月十五日

仲多度郡長從六位勳六等 山口利文

垂 水 村 書記 岡 政 助

明治四十二年書記ニ就職以來、忠實其ノ職ニ膺リ、常ニ擔任事務ヲ整頓シ、村長ヲ補ケテ納税ノ改善ニ盡シ、納税組合ノ設立ニ努ムル等、銳意村務ニ執掌シ、其ノ成績洵ニ優秀ナリ。依テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス

大正五年六月十五日

仲多度郡長從六位勳六等 山口利文

七箇村助役 井上 輕次

町村制實施以來、書記、收入役ヲ歷任シテ助役トナリ、村務ニ從事スルコト二十有六年、熱誠克ク事務ヲ整理シ、其ノ成績洵ニ優秀ナリ。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス

大正五年六月十五日

仲多度郡長從六位勳六等 山口 利文

佐柳島村長 吉田 倉吉

資性温良ニシテ篤實ナリ。明治三十六年衆望ヲ擔フテ村長トナル。爾來誠實以テ村民ヲ率ヒ、自ラ範ヲ示シテ他ヲ勸ムル等、多年村治ニ精勵シ、其ノ功績著明ナリ。仍テ之ヲ表彰シ、置時計一個ヲ授與ス

大正五年六月十五日

仲多度郡長從六位勳六等 山口 利文

榎井村長 丸 尾 重雄

資性濶達ニシテ思想健實ナリ。明治三十九年衆望ヲ擔フテ村長トナル。爾來誠實以テ村民ヲ率ヒ、事務ヲ整善シ自治ノ發達ヲ圖ル等、克ク村治ニ盡瘁シ、其ノ功績洵ニ顯著ナリ。仍テ之ヲ表彰シ、置時計一個ヲ授與ス

大正五年六月十五日

仲多度郡長從六位勳六等 山口 利文

善通寺町 森岡藤四郎

資性温順ニシテ篤實勤勉ナリ。殊ニ力ヲ農事ノ啓發ニ竭シ、自ラ範ヲ示シテ衆ヲ諭シ、以テ害虫驅除、品種ノ改良、模範作、採種田ノ經營等、之カ改良ニ努ムルコト多年、大ニ農事ノ振興ニ貢獻シ、其ノ功績尠カラス。仍テ之ヲ表彰シ、銀盃一個ヲ授與ス

大正五年六月十五日

仲多度郡長從六位勳六等 山口 利文

與 北 村 青年會

本會ハ克ク一致協同、常ニ優良青年團體ヲ視察シテ其ノ長ヲ採リ、在郷軍人會トノ連絡ヲ密ニシテ智德ノ啓發、風儀ノ改善ニ努メ、其ノ他勤儉貯蓄ノ勸奨、共同作業ノ勵行、農事ノ改良、徵稅令書ノ配布等、地方公共ノ事業ニ貢獻シ、其ノ成績觀ル可キモノ尠カラス。仍テ之ヲ表彰シ、別紙目錄ノ書籍十二冊ヲ授與ス

大正五年六月十五日

仲多度郡長從六位勳六等 山口 利文

六 郷 村 青 年 會

本會ハ一致協同シテ、補習教育、巡廻文庫ノ事業ヲ起シテ、智徳ヲ啓發シ、身心ノ修養ニ励メテ、一般ノ風紀ヲ振刷シ、勤儉力行シテ貯蓄ノ美風ヲ作り、自治ノ精神ヲ鼓吹シテ、公共事業ノ發展ニ努力スル等、地方改良上裨益スル所尠カラズ、仍テ之ヲ表彰シ、別紙目錄ノ書籍十二冊ヲ授與ス

大正五年六月十五日

仲多度郡長從六位勳六等 山口利文

四 筒 村 青 年 會

本會克ク一致協同、補習教育、講演、巡廻文庫、揭示等ノ事業ヲ爲シテ、智徳ノ啓發、風儀ノ改善ヲ計リ、其ノ他共同作業、紀念園ノ設置、米麥ノ試作等ヲ爲シテ、遺利ノ開發ニ励メ、以テ勤儉貯蓄ノ普及ニ盡ス等、地方公共ノ事業ニ貢獻シ、其ノ成績觀ルヘキモノ尠カラズ、仍テ之ヲ表彰シ、別紙目錄ノ書籍十二冊ヲ授與ス

大正五年六月十五日

仲多度郡長從六位勳六等 山口利文

大 地 主

大正五年四月調

所 有 地	地 價 總 額	住 所	氏 名	備 考
田畑 一五、六四三 一、九三三 八、六四六 三、三四一〇	一〇、一四四、七七〇	多度津町大字多度津	塩田角治	代々商家タリシモ近年其ノ業ヲ廢セリ 何等ノ公務ニ就カス
田畑 一三、一三〇 七、一〇一 六、七六五 一、七五〇六	七、五八八、〇四〇	同上	武田謙	何等ノ業務ヲ營マス 現今二、三銀行會社ノ重役タリ
田畑 一、二〇九五 一、三八〇八 四、〇一〇一 一、四五〇八	六〇、一五八、三三〇	同上	合田房太郎	先代ハ三豊郡豊濱町ヨリ來リ肥料商ヲ營ミタリシカ、近年金銭貸付ヲ業トス町會議員又銀行、會社ノ重役タリ

所在地	地價總額	住所	氏名	一家ノ來歴又ハ地主ノ閱歷
多度津町大字 多度津	四九、六三九、〇七〇	同上	塩田岩五郎	商家ニシテ代々煙草屋ト稱ス、現今質屋業ヲ營メリ、町會議員又銀行、會社ノ重役タリ
同上	四七、一九五、四四〇	同上	武田茂祐	尾道屋ト號シ、問屋業ヲ營ミ、タリシモ、今廢セリ、町會議員タリ
同上	四三、〇三六、五六〇	同上	武田熊造	武田茂祐ノ分家ニシテ、同シク尾道屋ト稱シ、問屋業タリシモ、今肥料商ヲ營メリ、町會議員、銀行、會社ノ重役タリ
榎井村	三〇、九三〇、〇九〇		安川正大	數代商業ヲ營ミ、タリシモ、現代ニ至リテ廢ス、村會議員ヲ務ム

所在地	地價總額	住所	氏名	一家ノ來歴又ハ地主ノ閱歷
豊原寺大字 道福寺	二四、一三七、二〇〇		竹田庄太郎	元多度津町ニテ金錢貸付業ヲ營ミ、タリシカ、近年廢シテ當地ニ移リ、又何等ノ業務ヲ執ラス
多度津町大字 多度津	三三、三三九、三〇〇	動四等	景山甚右衛門	大隅屋ト稱シ、元砂糖商ナリシカ、今肥料、米穀商ヲ營メリ、嘗テ戸長ヲ勤ム、又衆議院議員タリシコト、四回前後十數年ノ久シキ亘レリ、町會議員、會社、銀行ノ重役タリ
琴平町	三三、一七六、四〇〇	正五位動六等	琴陵光熙	先代ハ舊金毘羅大權現ノ別當職タリシカ、維新ノ際、復飾シテ一家ヲ興ス、約二十年前ヨリ金刀比羅宮宮司ヲ勤メテ今日ニ至ル
多度津町大字 多度津	三三、一〇六、二〇〇	動七等	淺見益之助	舊多度津藩士族タリ、連續シテ町會議員ヲ務メ、又町長タリシコト、三期其ノ他銀行、會社ノ重役タリ

所 有 地 目	反 別	地 價 總 額	住 所	氏 名	一 家 ノ 來 歷 又 ハ 地 主 ノ 關 歷
畑田 宅地 山林 雜地	三九、二〇八 八、二〇六 三三、〇〇九 一〇五、五〇二	二〇、八〇一、九〇〇	吉野村	新名功	往時庄屋ヲ勤メシ村内ノ舊家ナリ 當主ハ未成年ニテ、教育中ニアリ
畑田 宅地 山林 雜地	二〇〇、五一一 七三、二二三 一八九、二〇〇 二六三、二四	二〇、五四六、一七〇	琴平町	丸井惣右衛門	虎屋ト稱シ、代々旅宿業ヲ營ミ、其ノ名諸國ニ達セリ 二期町會議員ヲ務メタリ
畑田 宅地 山林 雜地	三〇三、九〇一 六四、二四五 一四五、二三	一九、九三五、二七〇	六郷村大字 津森	馬場良太郎	一家農ヲ業トス 村會議員及大字惣代タリシコトアリ
畑田 宅地 山林 雜地	三八、二一八 六、二九六 三〇、〇四四 一七四、一〇一	一九、〇四〇、二八〇	白方村	村井岩吉	代々商業ヲ營ム 讃岐銀行ヲ設立シ其ノ重役タリ

所 有 地 目	反 別	地 價 總 額	住 所	氏 名	一 家 ノ 來 歷 又 ハ 地 主 ノ 關 歷
畑田 宅地 山林 雜地	四〇、八四二七 八四、四〇二 一五、〇二四 五八、二	一八、七七七、一三〇	同上	村井八十治	代々商家タリ 居村ノ助役ヲ務ム
畑田 宅地 山林 雜地	三三、九九〇 八六、六二七 二六、六二二 四三、五〇二	一七、六九七、七六〇	同上	山地岩太郎	往時大庄屋タリシ家柄ナリ。 縣會議員タルコト二期、現ニ郡會議員及郡農會長タリ。又村長タリシコトアリ
畑田 宅地 山林 雜地	三九、〇三二 三二、二七 二四、三〇八 三三、七八〇六	一七、五七三、〇一〇	神野村大字 眞野	三原一彦	代々農家タリ。 嘗テ村農會長ヲ勤メ又村會議員タリ
畑田 宅地 山林 雜地	二七、七八〇四 一七、〇七九 〇〇、五二五	一七、二四二、〇五〇	琴平町	平尾茂次郎	代々藥種商ヲ營ミ喜久屋ト稱ス。 家業ヲ執ル外、未タ公務ニ就カス

所在地	地目	反別	地價總額	住位	氏名	一家ノ來歴又ハ地主ノ閱歴
山田 畑地	山田 畑地	三〇四一〇 二六八九 一四七二六 二〇七二七	一六、四四一、八二〇	多度津町大字 多度津	武田市造	武田熊造ノ分家ナリ 町會議員又銀行、會社ノ重役 タリ
山田 畑地	山田 畑地	二〇〇二九 一三〇〇二 三三〇〇三 九三八〇九	一五、六四一、七七〇	善通寺町大字 善通寺野	高田文翁	維新前庄屋ヲ勤メシ舊家ナ リ 町會議員、郡會議員タリシコ トアリ
山田 畑地	山田 畑地	一五六二〇三 一八〇二八 三四〇〇七 一四八二七	一三、四二八、〇七〇	同善通寺町 太字善通寺	松浦英治	維新前庄屋ヲ勤メシ舊家ナ リ 町會議員及村長トナリ後町 會議員及町長又郡會議員ト ナリ議長タリシコトアリ
山田 畑地	山田 畑地	一九四二〇 六二〇五 六二二八	二二、五二四、〇九〇	六郷村大字 津森 正八位勳六等	馬場振作	代々農家タリ 後備役歩兵少尉ニシテ、海南 慈善會監事並ニ村會議員、衛 生組合長タリシコトアリ

所在地	地目	反別	地價總額	住位	氏名	一家ノ來歴又ハ地主ノ閱歴
山田 畑地	山田 畑地	一九二六二 二二二八 二〇〇一九 二二〇二七	一一、六六九、六四〇	與北村	堀家嘉造	舊里正ノ名家タリ 村會及郡會議員ニ舉ケラレ、 數回議長トナリ、現今ニ至ル
山田 畑地	山田 畑地	一五〇九二九 一七九 一七〇〇六 〇一〇八	一一、三六三、四〇〇	筆岡村大字 中村	乾新三郎	香川景明ノ苗裔ニテ、同地ノ 名家タリ 村會議員、組合會議員ヲ務ム、 現今村長タリ
山田 畑地	山田 畑地	一六八七五 一四五八 二二二二 〇〇一	一〇、七〇七、〇〇〇	多度津町大字 字新町	淺見妙房	淺見益之助ノ弟ニシテ數年 前別居セリ 何等公務ヲ執ラス
山田 畑地	山田 畑地	一五二六六 四六〇〇 一八〇〇〇 一六一	一〇、六五一、九七〇	龍川村大字 木徳	和氣忠次郎	和氣宅成ノ苗裔ニテ、郡内ノ 舊家タリ 村會議員、學務委員等ヲ務ム